

秋田法学

2005年 第45号

論説

疫学研究における個人情報の保護渡 部 毅 (1)

研究ノート

企業のコンプライアンスと企業の社会的責任道 端 忠 孝 (23)

イギリス理想主義の政治哲学吉 野 篤 (39)

高齢者の支援と財産管理古 田 重 明 (77)

書評

『協和町行政50年のあゆみ』(2005)稲 雄 次 (121)

＜題字・秋田経済法科大学元理事長 小 畑 勇 二 郎＞

秋 田 法 学

第 45 号

秋田経済法科大学

総合研究センター法学研究所

疫学研究における個人情報保護

渡 部 毅

はじめに

一 疫学研究の状況

- (1) 地域がん登録事業
- (2) 秋田県における脳卒中発症者通報事業
- (3) 外国におけるがん登録事業の状況

二 疫学研究と個人情報保護

- (1) 個人情報の保護と地域がん登録
- (2) 秋田県における個人情報保護のための対応

おわりに

はじめに

疫学研究とは、疾病の罹患や健康に関する事象の頻度や分布を調査し、その要因を明らかにする科学研究である。疾病の原因を探り、疾病の予防法や治療法の有効性を検証したり環境や生活習慣と健康とのかかわりを明らかにするためには不可欠の研究であって、医学の発展や国民の健康の保持増進に大きな役割を果たしている⁽¹⁾とされている。わが国でも、疫学研究の一類型である地域がん登録事業を実施している地方自治体が少なからず

(1) 文部科学省・厚生労働省「疫学研究に関する倫理指針」(2002年)。

存在しており、また、地域がん登録以外にも、特定の疾患の発症が多い地域では当該疾患についてその地域独自の登録システムが行われている例もある。たとえば秋田県では、県民病とされる脳血管疾患対策のために脳卒中発症者通報事業が行われており、基本的には地域がん登録と同様のシステムで運用されているといえる。

疾病を克服するために行われているこうした研究の意義や必要性、公益性については一般には異論のないところと言えよう。しかし、これらの研究を実施するためには疾病の罹患という患者の個人情報収集することになるのであり、近時強く意識されるようになっていく個人情報保護の観点に照らすと、それへの十分な配慮が求められることにもなる。なぜなら、きわめてセンシティブな情報である疾病に関する個人情報を収集するという疫学研究の手法は、それが漫然と行われた場合にはプライバシー保護の見地から問題をはらむことになると考えられるからである。本稿では、個人の自己情報コントロール権という人権と、疾病を克服し公衆衛生を向上させるという疫学研究によって得られる公益のバランスをどのようにするのが妥当であるのかという点に関して、現在の疫学的手法を用いた研究の概要を見た上で、この手法を採用した場合における個人情報保護の問題について考察してみることとしたい。

一 疫学研究の状況

(1) 地域がん登録事業

疫学研究は人の健康を守り、社会における公衆衛生を向上させることに寄与するものである。しかし、この研究は人間を対象にするものであるから、個人の尊厳に対する十分な配慮が求められることになる。一言で疫学研究といってもこれにはさまざまな類型が存在しているが、中でも、個人情報保護制度が整備されるとともに、その扱いをめぐる議論が高まっている研究事業に地域がん登録事業がある。

地域がん登録事業は、一定の地域に居住する人口集団において発生したすべてのがん患者を把握して、その診断、治療に関する情報ならびに患者の予後情報を集め、それらの情報の保管、整理、解析を行う事業である。わが国では原爆による被爆の影響を追跡調査するために1950年代に広島市や長崎市で始まったのが最初である。国の事業にはなっていないが、現在も30を超える道府県市で実施されている⁽³⁾。事業の具体的な実施内容は自治体によって異なるが、たとえば、もっとも詳細に実施している事業のひとつとされる大阪府の地域がん登録事業のあらましについてみると以下の通りとなっている⁽⁴⁾。

大阪府における地域がん登録事業は「大阪府悪性新生物（がん）患者登録事業実施要領」に基づくもので、1962年から行われている。事業の実施主体については、大阪府医師会および医療機関の協力の下に大阪府が行っており、実務的には大阪府健康福祉部、大阪府医師会、大阪府立成人病センター調査部の三者が協力して実施するという形がとられている。

まず、大阪府内の病院が患者をがんと診断すると、その患者の住所、氏名、生年月日、重症度、その患者に対する治療法などについて、大阪府医師会を経由して大阪府立成人病センターに届出をすることになっている。そして、届出を受けたセンターでは患者のデータの登録を行う。その後、死亡者の情報が集まる保健所の協力を得つつ、がんによる死亡者全員を確認し、登録している患者と照合を行っていくことになる。また、がんが診断されてから5年および10年を経過した時点で死亡情報が得られていない

(2) たとえば、丸山英二「疫学的手法を用いた研究等における生命倫理問題及び個人情報保護の在り方に関する調査研究」厚生科学特別研究事業（2001年）7頁によると、疫学に関する研究として、観察研究、介入研究、疾病登録、患者登録等の登録、統計、調査事業などの類型をあげている。

(3) 2004年度当初では33道府県市で実施されている。

(4) 大島明「地域がん登録の現状と課題について」厚生労働省専門委員会・文部科学省小委員会疫学合同会合資料①（2001年）。他に、大阪府成人病センターのがん登録に関するホームページを参考にした。

患者については、市町村役場において住民票を照会することなどによって患者の生存の確認も行う。これらの取り組みによって各種のがんの発生率や重症度別の5年生存率などを算出し、がん対策に反映させていくというものである。

届出にあたって、住所、氏名、生年月日といった個人を識別する情報が必要とされる理由については、正確な分析をするために登録漏れをできる限り防ぐ必要があること、多数の情報源から異なる時期にデータを収集するなどの手法がとられているため、収集されたこれらのデータが同一人に由来するデータであるか否かを正確に判断するためには、どうしても個人を識別する情報が必要になること、個人を識別する情報が明らかになることで、同一人に複数の種類のがんが発生した場合のような多重がんについての分析も可能になることなどが言われている⁽⁵⁾。このように、個々のがん患者の疾病への罹患や経過、生死などを継続的に追跡、把握、登録するシステムになっているのであるが、こうした登録や追跡調査をすることについて患者やその家族から個別に同意を得ることは行われていない。

こうした手法で実施されている地域がん登録事業は、厚生労働省による「健康診査管理指導事業実施のための指針」⁽⁶⁾などに基づいて、従来から地方自治体が実施主体となっていて行われてきていた。その後、近時のプライバシーに関する考え方の変化と個人情報保護に対する要請の高まりに対処するため、2002年7月1日に文部科学省および厚生労働省が共同で「疫学研究に関する倫理指針」⁽⁷⁾を定めており、その別添3において、『疫学研究に関する倫理指針』⁽⁸⁾とがん登録事業の取扱いについて」が示されている。さらに、2003年5月1日施行の健康増進法16条では、「国および地方公共団

(5) 大島明「個人情報保護の法制化、疫学研究倫理指針と地域がん登録事業」

『がん登録実務者用テキスト』(大阪府立成人病センター調査部・2003年) 2頁。

(6) 平成10年3月31日老健第65号老人保健課長通知。

(7) 指針作成の経緯については、稲葉裕『疫学研究に関する倫理指針』作成の経緯」保健医療科学52巻3号(2003年)183頁。

体は、・・・がんなどの生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならぬ」とされ、地域がん登録事業の実施は国および地方自治体の努力目標とされることになった。ついで、2004年1月8日の厚生労働省健康局長通知では、医療機関が地域がん登録事業に対して診療情報を提供することは、個人情報保護法上の利用および提供の制限における本人同意原則の適用除外に該当するという行政解釈が示された。すなわち、個人情報保護法や行政機関個人情報保護法が施行されたことから、地域がん登録事業の実施に際しては、本人や第三者の権利利益を不当に侵害することのないように配慮すべきこととしつつ、健康増進法16条に基づく地域がん登録事業については、民間の医療機関が国または地方公共団体へ診療情報を提供する場合には個人情報保護法が定める「利用目的による制限」および「第三者提供の制限」の適用除外の事例に該当するとされ、また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の対象となる行政機関に該当する医療機関が国または地方自治体へ診療情報を提供する場合には、「利用及び提供の制限」の適用除外の事例に該当するというものである⁽⁹⁾。現在、地域がん登録事業を実施している地方自治体は、このような解釈に基づいて行っているものと解されよう。

（２）秋田県における脳卒中発症者通報事業

次に、秋田県で実施されている脳卒中発症者通報事業の概要についてみ

（８）地域がん登録事業においては、通常の疫学研究とは異なり、公衆衛生上有意な成果を得るために全数調査を目標としていること、重複登録を避けるなどのために匿名化することができないこと、告知の問題があることなどから、必ずしも本人同意になじむものではなく、その他の適切な措置を講ずることができることなどが示された。

（９）地域がん登録事業に関する「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の取扱いについて（健習発第0108003号・平成16年1月8日）。

てみよう。⁽¹⁰⁾これも地域における特定の疾病の発生状況等を収集した上で分析を行うという点で地域がん登録と同様のシステムであり、疫学研究の一種といえる。

2002年の人口動態統計によると、脳血管疾患は国民死亡原因の第3位であり、同年の国民生活基礎調査によると、脳血管疾患は要介護になる原因疾患の第1位とされる。また、秋田県は昔から脳血管疾患の発症が全国で一番高い状況にあり、脳血管疾患は従来から県民病と呼ばれていた。⁽¹¹⁾さらに、秋田県は全国一の高齢化県でもあり、今後、脳卒中の罹患者の大幅な増加や後遺症による要介護者の増加も見込まれることから、脳卒中に対する対策を強化する必要性が認識されている。

こうした状況の中で、秋田県では1972年から秋田県医師会によって「脳卒中発症者通報事業」が行われてきていた。その後、CTなどの画像診断技術の普及にともなって、1984年4月1日からは「秋田県脳卒中発症者通報事業実施要領」に基づいて、画像診断による脳卒中発症登録事業が実施されるなどしていた。1984年から行われている事業の実施主体については、秋田県医師会および秋田県脳卒中医の会との連携の下に秋田県が行っており、実務的には秋田県医師会および秋田県立脳血管研究センターが中心となって実施するという形がとられている。

この事業の目的は3点ある。第1に、脳血管疾患の罹患状況などの実態把握を通じて疾患と生活習慣との関連について研究をし、生活習慣病予防のための効果的かつ効率的な推進方法を科学的根拠に基づいて確立するこ

(10) 法令上の根拠は、地域がん登録事業であげた健康増進法16条および秋田県健康づくり推進条例（平成16年3月26日条例第51号）12条の「県は、健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うものとする」になる。

(11) 秋田県脳血管研究センターによると、2002年における秋田県の脳卒中死亡率は165.7であり、全国平均の103.4と比較してきわめて高く、また、1996年から2000年にかけてのデータに基づく標準化死亡比でも、男女とも全国一高い状況にあるとされる。

と、第2に、市町村に対しては地域住民の健康づくりのための政策を進めていく資料としての情報を提供すること、第3に、県民に対しては罹患状況等の疫学的統計情報や分析情報を提供することで、生活習慣病に対する意識の啓発を図り、県民の健康の維持や増進に寄与することなどとされている。

この事業の具体的な内容であるが、これは大きく3点に整理することができる。第1に、脳卒中発症者の登録管理および予後調査であり、第2に、登録票の集計および解析であり、第3に、疫学的統計情報および解析結果情報の提供である。まず、脳卒中発症者の登録管理であるが、脳卒中の発症は、その事実を診断した医療機関が「脳卒中発症者通報票」に記入をし、当該情報を管理する脳血管研究センターに直接送付するという方法で行われる。⁽¹²⁾そして、脳血管研究センターでは送付された通報票に基づいてデータの登録および集計を行うとともに、届出のあった通報票および登録資料の保管を行うことになる。次に、予後調査であるが、脳卒中発症者の発症後の状況を把握するために、脳血管研究センターが作成した「脳卒中発症者通報事業予後調査票」によって、市町村に対して照会する形で行われる。照会を受けた市町村では予後調査票に基づいて調査をし、その回答を脳血管研究センターに送付することになっている。各市町村における予後調査の方法は、脳卒中患者の訪問指導を担当する保健師がそれぞれの患者の状況について予後調査票に記入して行われる。具体的には⁽¹³⁾A D Lや死亡状況

(12) 脳卒中発症者通報票には、脳卒中発症者の氏名、性別、生年月日、住所、職業、発症後の初診日時、発症日時、診療所見、臨床診断、発症前の血圧、発症前の状況、C T又はM R I 検査日、A D L 状況、診断医師に関することなどの個人情報が記載されている。

(13) A D L とは、「日常生活動作」(Activities of Daily Living) のことである。発症者に障害が生じて他人の介助が必要になった場合には、その障害の程度により、① 仕事可能な状態、② 身のまわりの事は全て自分でできる状態、③ 部分介助が必要な状態、④ 寝たきり（全介助）の状態、⑤ 死亡などの区分に分類され、その状況が記載されることになる。

などが調査対象となる。こうして得られたデータについて、脳血管研究センターではデータの登録や疫学的統計情報の集計を行ったうえで予後調査票および登録資料を保管することになる。そして、これらの発症者通報票や予後調査票から得られた情報について、脳血管研究センターが疫学的手法を用いて解析を行い、疫学的統計情報や解析結果の情報を社会に還元するというものである。

こうした一連のプロセスによって行われている脳卒中発症者通報事業であるが、これまでは、脳卒中の発症を診断した医師は、患者または家族の了解を得た上で脳卒中発症者通報票を脳血管研究センターに送付するという手続になっていた。しかし、こうしたやり方では全数調査にはならないため、通報されるデータに偏りが出てしまい分析結果の信頼性が低くなってしまう。そこで、事業内容を充実させるために、医療機関が通報票を送付する際の本人同意を不要とすることができるよう改め、悉皆性を高めることでデータの正確性を担保し、原則としてすべての発症例を通報するような形で運用すべきであるという要望が分析を行っている脳血管研究センターから出されることになったのである。しかし、そうした形での実施は、秋田県個人情報保護条例7条3項本文が定める本人収集の原則に抵触する可能性があり、個人の自己情報コントロール権の見地から問題がある。そのため、脳卒中発症者通報事業における個人情報の収集について、条例の定める個人情報の本人収集原則に関する例外としての取り扱いをすることの承認を求めて、実施機関から秋田県個人情報保護審査会に対して諮問がなされることになったのである。⁽¹⁴⁾ 諮問の内容とそれに対する答申の概要については後述する。

(3) 外国におけるがん登録事業の状況

疫学的手法を用いた研究は海外でも広く行われている。それでは次に、

(14) 平成17年1月6日付け健一2184。

外国におけるがん登録事業の内容について、アメリカとドイツにおけるこれらの概要を、公刊されている資料に基づいてみることにしよう。

(1) アメリカ⁽¹⁵⁾

アメリカでは、1991年に「がん登録法」が制定された。この法律は、がんの征圧はそれぞれの地域の特性に合わせて各州によって実施されることがもっとも適切であるという考え方の下で、連邦政府ががん登録制度を創設し、各州毎にがんの発生やがんによる死亡の特性を把握してがんの征圧に利用することや、各州のがん登録の精度を高めることを目的として制定されたものである。制定された翌年の1992年に修正が加えられて「がん登録修正法」となり、現在も実施されている。

この法律の内容を一言で述べるならば、連邦政府が法定の要件を満たした各州のがん登録事業について財政的な援助を実施することを定めているものであるといえよう。現在、アメリカ疾病管理センター（CDC）は、45州、3自治領およびコロンビア特別区の合計49登録室に対して財政的な支援を行っており、⁽¹⁶⁾これらのうちの32登録室は、登録内容の完全性、正確性および即時性において、北米がん登録協議会の基準に合格したとの認証が与えられているという。⁽¹⁷⁾

助成を受けるためには、各州ががん登録を実施するための法令を制定した上で、その法令中に一定の事項が規定されていることが要求されている。規定すべきとされている事項の主なものとしては、がんの症例が出た場合には病院ないし医師は登録室への届出が義務づけられていること、登録室はがんの症例の診療記録へアクセスすることが保障されていること、情報

(15) アメリカにおけるがん登録法制の状況については、花井彩訳「米国がん登録法」厚生科学研究費報告書「個人情報保護とがん登録の適正な実施方策に関する研究」（2000年）所収を参考にした。

(16) 2002年度の実績では年間4千万ドルが支出されている。大島・前掲註（5）3頁。

(17) 大島・前掲註（3）8頁。

を登録している場所における機密保持と開示の禁止などの規定がなされていること、登録している資料を研究者に対して開示したり、研究者が利用するための手続が定められていることなどであり、これらの規定が整えられていることが助成の条件とされているのである。⁽¹⁸⁾ アメリカでは、とりわけがん登録の義務化が図られているところに特徴があるといえよう。

(2) ドイツ⁽¹⁹⁾

ドイツでは、従来から一部の州で州法によってがん登録事業が実施されていた。しかし、たとえば1985年9月1日に施行されたハンブルク州のがん登録法では、がん登録をするには本人の同意を得ることが条件とされていたために、本人の同意が得られず登録数が激減するなどして登録の価値が無くなり、それ以降、登録結果を公表する刊行物の作成もなされなくなったというような例もあったようである。⁽²⁰⁾ その後、1986年に発生した旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所の放射能洩れ事故による健康への影響を調査する必要性が高まったことなどから、がん登録の必要性が再認識されることとなり、すべての州においてがん登録に関する法的な整備をすることを求める連邦がん登録法が1995年に制定されることになった。これによって全国レベルでがん登録制度が実施されることになる。しかし、各州に対しては、届出の要件および手続、データの収集および処理の方法について、連邦法とは異なる規定を設けることを妨げない内容となっていたため、連邦法と州法、あるいは州法相互間において法律の規定の内容が異なり、がん登録事業の内容に相違が生じているとされる。⁽²¹⁾

(18) 大島・前掲註(5) 3頁。

(19) ドイツにおけるがん登録事業の概要については、山下登「ドイツの癌登録事業について」厚生科学特別研究事業「疫学的手法を用いた研究等における生命倫理問題及び個人情報保護の在り方に関する調査研究」(2001年) 所収を参考にした。

(20) 大島明「個人情報保護とがん登録の適正な実施方策に関する研究(総括)」厚生科学研究費報告書(2000年) 2頁。

(21) 山下・前掲註(19) 91頁。

たとえば、がん登録の方式については、（a）登録するか否かを医師の裁量にゆだねる方式、（b）登録を医師に義務付ける方式、（c）患者がすでに告知を受けている場合に限って、患者が登録に同意することで登録が可能になる方式の3方式が見られ、連邦法は（a）の方式を採用しているが、州法においては、近時は（b）の義務付け方式が増える傾向が見られるとされている⁽²²⁾。

また、登録することに対して患者の異議申立権（拒絶権）を認めるのかについては、連邦法、州法ともに、概ねそうした権利を認めているが、申し立てがなされた場合の対応については、（a）登録の中止、あるいはすでに登録済みの場合にはその抹消を行う方式と、（b）氏名、住所、性別のような患者を識別することのできる情報については、匿名化したものへの変更を義務付ける方式に分かれるとされる。そして、連邦法を始めとして多くの州法は（a）の方式を採用しているとされる⁽²³⁾。

登録されたデータを研究目的で利用するための手続については、データを利用する研究機関は患者の同意を得ておかなければならず、連邦法や多くの州法は登録についての患者の同意とは別に、個々の研究課題ごとに書面による患者の同意を取り付けることを要求しているとされ、さらには、それに加えて倫理委員会での意見聴取などの手続が必要とされるケースもある⁽²⁴⁾。しかし、中にはこのような手続にはよらず、登録の際に将来個人データが研究目的のために利用される可能性があることについてあらかじめ包括的な同意を取り付けておけば、個々の研究課題が申請されるたびに患者の同意を取り付ける必要はないとする州もある⁽²⁵⁾。

このように、連邦法や州法における登録の実施方法が異なるケースがある一方、連邦法と州法が同様の規定をしているものもある。例えば、登録

(22) 山下・前掲註（19）91頁。

(23) 山下・前掲註（19）92頁。

(24) 山下・前掲註（19）93頁。

(25) シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州法4条4項。山下・前掲註（19）93頁。

内容について患者が登録されている情報の開示を請求する権利があげられる。これは、患者が自己に関する情報ががん登録機関に存在しているか否か、また、存在している場合にはどのような情報が記録されているのかについて、患者から請求することのできる権利である。これについては、連邦法および州法のいずれもが一定の手續に基づく請求を認めているとされる⁽²⁶⁾。また、個人が識別できるデータについては暗号化することを要請しており、その際には容易に復元できないように非対称性を確保すべきことを命じていることも共通だとされる⁽²⁷⁾。

患者の自己決定権を尊重しつつ疫学研究という公益上の要請を実現することを目指して規定されたドイツの連邦がん登録法の登録方式については、医師ががん患者のデータを届出する権限を有しているものの、患者はデータの届出に対して拒否権を有していることや、患者による情報開示請求権が認められていること、さらには、がん登録の登録機関にデータを送る前に、患者の個人識別情報を暗号化するための保護策を講ずることが要求されていることなどの点について大きな特徴を有する制度であるといえよう。しかし、患者に拒否権が認められていることは、がん登録の正確性を確保するためには全数調査が求められるという観点から問題があり、また、個人識別情報の暗号化は照合作業の不正確さを招くことにつながるという観点から問題があるとされている⁽²⁸⁾。さらに、登録内容について患者が情報開示請求をすることができるということについては、通常、データを提供した医師や医療機関は、当該データが患者本人に閲覧されないことを前提にしてデータの提供をしていると解されるのであり、登録機関がデータの開示に応じてしまうと、医師による十分な説明などを欠いたまま患者に対して事実だけが伝えられることになってしまい、場合によっては治療上の悪

(26) 山下・前掲註 (19) 93頁。

(27) 山下・前掲註 (19) 94頁。

(28) 大島・前掲註 (5) 3頁。

影響も起こり得るのではないかという指摘もある。患者への情報提供は、本来、個々の医師によってなされるべきものであって、登録機関による開示には問題があるのではないかと⁽²⁹⁾思われる。

二 疫学研究と個人情報の保護

（１）個人情報の保護と地域がん登録

このように、国内外でさまざまな手法で実施されている疾病登録事業であるが、最近では個人情報保護の見地からこうした事業を疑問視する見方が出るようになってきている。すなわち、最も問題になる点は、患者本人からの同意を得ることのないまま、医療情報、とりわけ、疾病への罹患というきわめてセンシティブな個人情報が収集されている点である。

個人情報保護制度における原則の中に「本人同意の原則」がある。これは、個人が自己に関する情報を自らコントロールする権利を尊重する必要があることから、個人に関する情報を収集し、利用し、または第三者に提供等を行う際には、原則としてその目的を明らかにして、本人からの同意を得た上で行われなければならないという原則である。個人情報保護法や行政機関個人情報保護法、あるいは地方自治体が制定している個人情報保護条例など、その表現方法に相違は見られはするが、いずれもこの原則が盛り込まれている。そうすると、地域がん登録事業のような疫学研究は、患者本人からの同意を得ないまま情報を収集するという方法でこれまで行われてきているわけであるから、「本人同意の原則」を定めているこれらの法規範に抵触する可能性があるのである。そして実際に、従来から地域がん登録事業を実施してきた地方自治体のうち、ここ数年の間に福岡、兵庫、和歌山の３県では、この事業の中止を決定したと伝えられている。

(29) 花井彩「地域がん登録における情報保護」厚生省がん研究助成金 5－3 (1996年) 8 頁。

いずれも、本人同意なしでの個人情報の収集をしてはならないとする内容の、各県の個人情報保護条例に違反しているというのがその理由とされている。⁽³⁰⁾

もとより、自己情報コントロール権を前提にした本人同意の原則が例外なしに保障されるわけではなく、公共の福祉の見地からの制約があることは当然である。本人からの同意が得られていないからといってあらゆる個人情報の収集が一律に禁止されることには必ずしもならない。法令上も、一定の公益上の理由が認められる場合には本人同意がなくても情報の取得や利用、第三者提供等が認められているのであり、疫学研究においてもこれを推進することで公衆衛生の向上が図られるという一定の公益が認められる。したがって、これらの公益と、個人の自己情報コントロール権から導かれる本人同意の原則とをいかに調和させるべきかが検討されることになる。それでは、地域がん登録事業の公益性および本人同意を得ることが困難とされている理由としてどのようなものが主張されているのかを見よう。

まず、地域がん登録事業の公益性であるが、がんと診断された患者やその後の追跡調査によるその患者の治癒や生死の情報が分かることによって、がんの罹患数や罹患率、がん患者の受療状況、診断や治療内容、予後や生存率などが計測されることになる。こうして継続的に収集され、登録されている資料を基にして、がんの罹患や生存率の特性を把握することが可能になり、また、その将来予測を立てることができることになるとされる。そのほかにも、がん対策の企画、医療活動の評価、検診などによる予防活動の評価、がんの原因の究明、がんの高危険度群の特定などの分析にも応用することができるとされている。そしてこれらの研究を通じて、最終的にはがん予防の推進とがん医療の向上に寄与することになるとされるので

(30) 河北新報平成16年6月6日。

(31) 花井・前掲註(29)5頁。

⁽³¹⁾ある。ここで示されている研究の意義については一般的には異論がないものといえよう。

次に、この事業において患者本人から同意を得ることが事実上極めて困難であるとされる理由として以下の説明がなされている。第1に、わが国の医療現場では、がんの告知が一般的ではないということである。がん登録事業の必要性や公益性を患者本人に説明をして本人同意を得ようにも、本人に同意を求めるということは自動的にがんを告知するという結果になってしまう。しかし、がんの告知が未だ一般的なものとはなっていないわが国においては、本人同意を前提にしたがん登録では、登録できる症例数が極めて限られることになってしまうため悉皆性が担保できず、事業そのものの正確性も著しく損なわれることになるというのである。そのため、本人からの同意を得ることなしの情報収集が必要であるとされているのである。⁽³²⁾

また、地域におけるがんの罹患率を計測するためには、当該地域において発生したすべてのがんの情報を収集することが不可欠であり、仮に、同意が得られた患者の情報のみに限定してしまうと罹患率の計測ができなくなるということもいわれる。さらに、同意が得られる患者は、それが得られない患者と比べて状態の良い早期がんであることが多いと思われるので、⁽³³⁾収集するデータにも偏りが生じてしまうおそれもあるとされる。

(32) 地方自治体レベルで個人情報保護条例が施行されてから、地域がん登録の是非が検討されたごく初期の答申例であるが、神奈川県個人情報保護審議会は、神奈川県個人情報保護条例施行後、地域がん登録に関する情報を本人からの収集の例外として認める旨の答申を出している。それによると、本人以外からの収集が必要とされる理由として、がん告知が一般化しておらず、本人収集することは事実上のがん告知につながってしまうことが主要な根拠となっている〔神奈川県個人情報保護審議会答申第36号（平成2年9月27日）〕。そうすると、今後、がん告知率が上昇するなどすると、新たな検討が必要になることも考えられよう。

(33) 丸山英二「医療・医学における個人情報保護」ジュリスト1190号71頁。

そのほかにも、実務上の問題として、対象となる患者数が膨大であるうえ、患者の医療状況や病状もさまざまであるから、医療現場においてそうした多様なケースのひとつひとつから同意を得る努力をするのは実際上も困難であるということもいわれている⁽³⁴⁾。

他方、ドイツで行われているようにデータを暗号化して個人が識別できないような形で処理することができれば、個人情報の保護を図ることが可能になるのではないかという指摘もある。すなわちドイツでは、個人を識別する情報のうち、生年月日、氏名、氏名の読みなどが一方向に暗号化され、暗号化されたデータに基づいて記録や照合が行われているとされる。しかし、この方法にも問題があるようである。たとえば、コンピュータで同一人かどうかを判定することのできなかったグレイエリアの組み合わせについては、照合のアルゴリズムに用いられていない項目も含めて原資料に戻って記録を詳細に検討して解決しているとされるが、一方向に暗号化されたデータしか保管しない登録室だけではグレイエリアの処理をすることができず、その場合は別人として処理されている可能性が高いとされるのである⁽³⁵⁾。そのため罹患数を過大評価している危険が大きく、正確な記録の照合がなされていないのではないかとこの疑問が示されており、必ずしも暗号化が成功しているとは言えないという指摘がなされている⁽³⁶⁾。

登録対象者に事業の趣旨を説明して、登録の同意が得られた患者の情報のみを登録するという方法をとることで事業の適切な遂行ができるのであれば、患者の自己情報コントロール権の保障に適うものといえる。しかし、如上のごとくさまざまな問題があり、本人同意を前提にした方法では地域がん登録事業そのものの信頼性が損なわれることになってしまうおそれがある。したがって、疫学研究の正確性を担保するためには全数調査をする

(34) 丸山・前掲註 (33) 71頁。

(35) 大島・前掲註 (3) 7頁。

(36) 大島・前掲註 (3) 7頁。

必要性が認められ、また、個人を同定する情報をあわせて収集することも認めざるを得ないのではないかと思われる。そして、すべてのケースにおいて本人同意を得ることは事実上困難であることからすると、本人同意原則の例外として本人同意なしでの個人情報の収集をすることはやむをえないことといえよう。

しかし、このようなシステムを採用するというのであれば、疾病登録事業が行われているということの認識が当該社会全体の中に広く浸透しているということが最低限求められるであろう。これまでは、地域がん登録のような疫学研究について、その事業によって得られた成果などに関しては公表されることがあったとしても、研究に用いている情報をどのようにして入手したのかということについては必ずしも十分に住民に周知されているとは言いがたかったのではあるまいか。地域がん登録という疾病登録事業の存在と、その情報収集の仕組みが広く社会に認識されており、かつ社会の多くの人々がこうした事業の必要性を承認しているという状況が得られることで、はじめて本人同意を得ないで行われるこうした登録事業の正当性も担保されることになるといえよう。⁽³⁷⁾それとともに当然ながら、登録された個人情報の管理については徹底的な安全保護のための措置がとられていなければならないことは言うまでもない。

（２）秋田県における個人情報保護のための対応

秋田県脳卒中発症者通報事業も基本的には地域がん登録と同様のシステムであるが、従来から実施されてきていた内容は、患者またはその家族の了解の下に情報収集がなされるというものであった。それを今般、患者本人などからの同意を得ずに脳卒中の発症情報を収集することができるように改めるべく、検討がなされることになった。すなわち、先に述べた事業内容中、脳卒中発症者についてその事実を診断した医療機関が「脳卒中発

(37) 丸山・前掲註(33) 72頁。

症者通報票」に記入して、それを脳血管研究センターに送付する手続があるが、この手続を患者本人からの同意を得ずに行うことができるように改めるというものである。そうすると、秋田県個人情報保護条例7条3項本文では、個人情報は本人からの同意を得た上で収集をすべきことが規定されているわけであるから、こうした取り扱いをすることは本人同意の原則に抵触することになる。そこで、実施機関である秋田県知事から秋田県個人情報保護審査会に対し、本人から同意を得た上で情報を収集したのでは脳卒中に関する疫学研究上不都合と解される点が存在しているので、条例の定める個人情報の本人同意の原則に関する例外として患者本人からの同意を得ずに情報の収集等ができるようにすることを認めるべきであるとして諮問がなされることになったのである。実施機関からは、例外とすべき必要性や公益性についての理由として、具体的には以下の事項があげられている。

第1に、脳血管疾患の場合には発症後に急性な転帰をとることがあり、こうした疾病の特性から、疾病の発生と同時に意識障害を生じて同意能力がなくなってしまうケースや、死に至るケースも少なくない。そのため疾病登録の際に、患者本人の同意を得ることが事実上不可能な場合が起こりうるということである。第2に、患者本人の同意を得た場合のみの情報収集では、悉皆性を失うことになるため情報量が減少することになり、また、特定グループからの情報が多くなるなど情報に偏りを生じる可能性もあり、結果の科学性を担保することが難しくなるおそれがあるということである。⁽³⁸⁾第3に、当該事業が科学的に実施されることで、わが国の脳血管疾患に対する対策の向上という公衆衛生上重要な公益をもたらすことが期待されるということである。公益性の具体的な内容については、脳卒中の発症登録

(38) 平成14年度までの統計資料によると、近年の発症登録数はおおむね年間3000件程度で推移しており、これは、全患者数の30パーセント程度であることが県の担当者から審査会で説明がなされた。

をすることで脳卒中の実態が明らかになり、脳卒中予防のための対策を策定する際の基礎資料とすることが可能になり、対策の効果を判定することにも寄与することになるとしている。そして、脳卒中の発症、追跡調査による死亡および日常生活動作の状況の三者を把握することで、対象の年齢別人口構成があれば、その集団の脳卒中有病者数とその率、要介護者数と将来の推移の予測が可能になり、さらには、要介護者数の将来推計を用いて、施設や専門職の必要数、在宅サービスの規模などについて科学的根拠に基づいて決定することができるようになるともされるのである。一方、登録に当たって個人の氏名や生年月日のような個人識別情報を収集する必要性としては、複数の医療機関を受診している患者の重複登録を避けるというデータの正確性を担保することや、発症の1年後や2年後の生存状況等の追跡調査を実施できるようにするためであるとされている。

また、個人情報保護のための安全管理上の措置については、「個人情報の保護に関する情報セキュリティ実施手順」を定め、それに従って情報を厳格に管理することや、この事業に対する県民の理解を得るために、パンフレットやホームページを通じて広報を行って周知に努めるなどの措置がとられるとされた。

脳卒中については、前述したがん登録についてみられる「告知」に関する問題は一般に存在しないと思われるが、発症と同時に意識障害が発生したり死亡にいたるケースがあるという事情は、がんには見られない特徴である。一方、全数調査を実施すべき必要性や事業実施の公益性に関しては、がん登録と共通の理由といえる。

そして、本人同意の例外と認めるべきか否かに関しては、基本的には前述の地域がん登録の場合と同様と考えられるので、審査会では脳卒中発症者通報事業について、秋田県個人情報保護条例7条3項7号の定める個人情報の本人収集原則の例外として扱うことを認めるのが適当である旨の答申を行うことになった。ただし、医療情報というきわめてセンシティブな個人情報の取り扱いに関するものであることから、当該事業を実施するに

あたって留意すべき点を3点附記することとした。

すなわち、第1に、患者の権利利益を保護するために関係機関と連携して広く県民等に対して事業の周知を図るとともに、今後条例化についても検討することや、それらについての対応状況を秋田県個人情報保護審査会に報告することを求めた。第2に、取り扱う個人情報は、事業の目的を達成するために必要な範囲に限るとともに、個人情報の漏えい防止のための措置など個人情報の適切な管理について万全を期すべきことを求めた。第3に、登録等を拒否する意向を示した患者の権利利益に配慮すべきことを求めた。以上の3点である。そして第3の点に関して、個人情報の収集について患者またはその家族から登録を拒否する旨の意向が伝えられた場合には、診断医が届出票を提出する前に拒否の意向が示されたときには、事業の公益性等を十分に説明して理解や協力が得られるよう努めるものとし、また、すでに登録されている段階で対象となることを拒否する意向の申出があったときには、収集した情報を母集団にのみ加え、その後の予後調査のために行う市町村への照会などの追跡は一切実施しないものとする形で配慮することとされた。このように、原則として本人同意なしでの全数登録を認めつつ、将来的には条例化のような形で法的な根拠を与えるべきことの検討を要請したことや、登録について拒否する意思を表明した者に対して一定の配慮をすべきことを求めて、患者の権利への配慮をも行った点などに特徴を有する答申になったといえよう。⁽³⁹⁾

おわりに

医療に関する情報は、人間の身体にかかわる情報であり、個人の尊厳を謳い、個人の自己情報コントロール権や自己決定権を保障している憲法の趣旨に照らすととりわけその保障が強く求められるものである。一方で、

(39) 秋田県個人情報保護審査会答申第18号 (平成17年2月16日)。

疫学的手法を用いた研究は、医学や公衆衛生の向上にとって有益であり、その必要性が大きいということも明らかである。

疫学研究の目的を達成するためには可能な限り完全で偏りの無いデータを収集しなければならない必要性が認められることからすると、本人同意を得て事業を実施することには困難がある。それゆえ、本人からの同意なしに発症情報の収集を行うことは認めざるを得ないといえる。しかし、研究で取り扱う情報は極めてセンシティブな個人情報であるから、このような取り扱いが認められるための最低限の条件として、こうした事業を行っているということが広く社会に周知され国民の間に認識されている状況にあること、そして、このような医療情報の収集が、各種の疾病を克服するための対策を立てる際に必要不可欠の手段であるという認識が社会の多くの人々の間に共有されていることが求められるであろう。さらに、データを扱うあらゆる過程において情報が適切かつ厳格に保護され管理されていることも保障されていなければならない。こうした状況が担保されることで、はじめて、疫学研究における本人同意なしでの個人情報の収集が認められることになるものと思われる。疫学者の意識としては、分析において取り扱っているデータは集団のデータなのであって個人情報であるという意識を持ちにくいのかかもしれない。しかし、扱っている個々のデータの質は紛れもなく秘匿性のきわめて高いセンシティブな情報である。国民に対して研究の意義や内容を適切に伝える努力を怠り、十分な合意が得られていないまま個人情報の収集等が行われることになるのでは国民の間に不安が残ることになる。疾病の登録事業においては、これらのことに十分に配慮した形での運用が求められるといえよう。

研究ノート

企業のコンプライアンスと企業の社会的責任

道 端 忠 孝

- 一 はじめに
- 二 企業の社会的責任
- 三 企業のコンプライアンス

一 はじめに

企業の不祥事が発生すると、企業は社会的責任を果たせとか、企業の法令遵守（コンプライアンス）がなっていないとかいわれ、この社会的責任とコンプライアンスとが同様の使われ方をすることがある。

また、全銀協（全国銀行協会）の「銀行の社会的責任とコンプライアンスについて」の2に、コンプライアンスの機能について、「社会的責任を遂行し信頼の回復を図るためには、法令やルールの厳格な遵守—即ちコンプライアンス—を着実に実践することが不可欠である」と解説されている。

そこで、本稿では、この企業の社会的責任とコンプライアンスないし内部統制システムの内容を整理して、これらの関係を明らかにすることとしたい。

二 企業の社会的責任

日本経団連（社団法人日本経済団体連合会）は、企業の社会的責任の推進に積極的に取り組んでいる。企業の社会的責任はC S Rともいわれているが、これは、英文の corporate social responsibility（コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ）の頭文字をとったものである。日本経団連は、実質的なC S R憲章としての10ヵ条の企業行動憲章を定め、企業は、この憲章10原則に基づき、国の内外を問わず、人権を尊重し、関係法令・国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動しなければならないものとしている。特に、環境問題への積極的な取り組みや、積極的な社会貢献活動があげられている。

また投資家の立場からは、社会的責任投資（socially responsible investment;SRI）が注目を集めている。企業の収益性・成長性といった財務指標に加え、C S Rの視点から企業を評価し、投資収益を高めようとするものである。このS R Iの活動としては大きく3つある。1つ目は、ギャンブル関連業種の会社や人権抑圧、環境汚染などの問題のある会社を投資対象から除外したり、C S Rの評価が高い会社に重点的に投資しようとするものである。2つ目は、議決権の行使や株主提案権を通して企業にC S Rの向上を求める株主としての行動である。3つ目は、通常の金融機関では融資しにくい低所得者層や低開発地域の発展のために必要な資金を投融資しようとするものである。

ここでは、この企業の社会的責任を法的な面から考察することとする。

（1）会社の政治献金と企業の社会的責任に関する判例

①熊谷組政治献金事件1審判決（福井地判平成15年2月12日）

この判決は、会社の株主が、自民党の政治資金団体への政治献金は会社の目的外の行為であり、経営再建中で、経営に逼迫していた会社の現状を

無視した行為で、合理的判断を欠くとして、社長の責任を追及して提起した株主代表訴訟で、2年分の政治献金相当額（約2,800万円）の損害賠償責任を会社に対して負わなければならない、と判示している。

この判決で、一般論として、政治献金と企業の社会的責任について、次のように判断している。

まず、政治献金を会社がなしうるか否かについて、「政治献金は、一般の社会貢献活動とは性質を異にするが、政治資金規正法が会社の政治献金を一定限度で許容している以上、寄附に関する具体的な定めが定款にないとしても、それは定款の目的達成に関連する行為として、会社の目的の範囲内の行為に含まれる。」と判示している。

そして、次に、「取締役の政治献金についての裁量は、通常の業務執行の場合と異なり、政治献金が直接に会社の営利の目的に資することではなく、利益獲得に対する効果は極めて間接的で希薄なものにすぎず、政治献金をする高度の必要性・有用性はなく、社会への貢献、会社の社会的責任の遂行とも係わりがなく、会社の社会的評価を維持し高める効果もない」と断じ、3事業年度以上にわたり継続して欠損（赤字）を生じている会社の政治献金を禁ずる政治資金規正法22条の4の趣旨に照らし、欠損会社は、これに該当しないときも、献金の可否や数額などを厳格に審査し、献金額等を判断すべきであったのに、社長は、そのような判断を欠いたとして、取締役の責任を肯定している。

②八幡製鉄政治献金事件最高裁判決（最判昭和45年6月24日）

会社の自民党への350万円の政治献金に対し、同社の株主Xは、それが定款の目的外の行為であり、同社にかかる権利能力はなく、定款違反および取締役の忠実義務違反にあたるとして、会社の被った損害の賠償を求める株主代表訴訟を提起した。

第1審（東京地裁）は、定款違反の有無につき、会社の行為を取引行為と非取引行為に分け、前者は目的遂行上必要な行為で目的の範囲に属するが、後者は常に事業目的の範囲外にあって、基本的に取締役の忠実義務違

反になるところ、例外的に責任を問われない場合として慈善目的の寄付のような総株主の同意が期待される社会的義務行為があるとし、特定政党への献金は非取引行為で、社会的義務行為ではなく、常に反対者が存在するので、上記例外に属しないとして原告の請求を認容した。

これに対し、第2審（東京高裁）は、会社を独立の社会的存在、社会の構成単位としたうえ、対社会的関係で有用な行為は、定款記載の事業目的達成に必要なまたは有益であると否とに関わらず、その目的の範囲に属するとし、政治献金は、慈善寄付同様、会社の目的の範囲内の行為であり、忠実義務違反もないと判示した。

最高裁は、下記の判旨により、全裁判官一致により第2審の結論を支持し、上告を棄却した。

〈最高裁判旨〉

（a）政治献金が権利能力外の行為か否かについて

「会社は定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有する……が、目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに包含されるものと解す（べく）……、会社は……自然人とひとしく……社会的実在なのであるから、……ある行為が一見定款所定の目的とかかわりが無いものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは……当然になしうところで……、かかる社会的作用に属する活動……は、……相当の価値と効果を認めることもでき……間接ではあっても、目的遂行のうえに必要なものである……。……災害救援資金の寄附……などはまさにその適例で……これらの行為が会社の権利能力の範囲内にあると解しても、なんら株主等の利益を害するおそれはない……。……以上の理は、会社が政党に政治資金を寄附する場合においても同様で……会社の構成員が政治的信条を同じくするものでないとしても……会社に対し期待ないし要請されるかぎり……会社にそのような政治資金の寄附をする能力が

ないとはいえない」。

（b）会社の政治献金が憲法や民法90条に違反するかについて

「会社は（納税者として憲法上の権利義務の各条項が適用され）、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの政治的行為をなす自由を有する……。政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、……政治の腐敗……に対処する方途は……立法政策にまつべき」である。

（c）取締役の忠実義務違反の有無について

「商法254条ノ2（現254条ノ3）の規定は……通常の委任関係に伴う善管〔注意〕義務とは別個の、高度な義務を規定したものとは解することができない。……会社が政治資金の寄附をなしうる……以上、取締役が会社の機関としてその衝にあたることは……取締役たる地位を利用した、私益追及の行為だとすることのできないのはもちろんである。……政治資金の寄附をなすにあたっては……合理的な範囲内において、その金額等を決すべきであり、右の範囲を越え、不相応な寄附をなすがときは取締役の忠実義務に違反するというべきであるが、……本件寄附が、右の合理的な範囲を越えたものとはできない」。

（2）企業の政治献金に関する考えの根拠

（a）政治献金否定説の論拠

①社会的義務行為否定説；『社会的義務行為』の範囲外との考え方

八幡政治献金事件の第1審（東京地裁）は、非取引行為は常に事業目的の範囲外で、例外的に責任を問われない場合として慈善目的の寄付のような総株主の同意が期待される社会的義務行為があるが、特定政党への献金は常に反対者が存在しうるので、社会的義務行為に属しないとしていた。

②富山説；『法の想定しない活動行為』との考え方

教育・社会事業・風水害の共済事業などへの寄付は、何人にとっても共通に肯定され、基本的な価値観の対立を含まない社会の一般的利益のためになす出捐として評価されるが、政治献金については、市民法的秩序上、

会社という団体は市民がそれを介して経済的自由を実現する法形式であり、非政治的で『社会的に無色なもの』と性格づけられているから、政治的目的のために会社が出捐するというようなことは、会社の活動分野として法が想定していない領域の行為であるという点で、権利能力の範囲外の行為としてまったく許されないと説く。

(b) 政治献金肯定説の論拠

①従来の多数説；事業目的性より肯定する考え方

学説上、政治献金の経済的・実質的效果が会社の目的たる事業の遂行に役立つとの見解が従来より主張されていた。

㊤社会的実在説

八幡政治献金事件の第2審（東京高裁）は、会社を独立の社会的存在、社会の構成単位としたうえ、対社会的関係で有用な行為は、定款記載の事業目的達成に必要なまたは有益であると否に関わらず、その目的の範囲に属するとし、政治献金も、会社の目的の範囲内の行為であると判示していた。

㊤①説㊤説併用説

目的の範囲内の行為とは、定款所定の目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに包含されると解し、会社も自然人とひとしく社会的実在であり、社会通念上会社に期待ないし要請される社会的作用に属する活動も目的遂行のうえに必要なものであって、会社は、会社の構成員が政治的信条を同じにするものでないとしても、会社に対し期待ないし要請されるかぎり、政治資金をなしうると判示していた。

この㊤説が現在、学説の多数説でもある。形式的には、現在、政治資金規正法が一定の範囲で会社等の政治献金を許容しているので、政治献金否定説を採りえない。肯定説の①説を強調すると、「政治献金の動機が不純なほど営利目的に結びことに帰してしまう」ことになりかねないといわれることになる。また、肯定説の㊤説のように、会社の事業目的性をまったく考慮しない考え方よりも、これを考慮する㊤説のほうが優ると解される。

（３）政治献金の『企業の社会的責任』性

①熊谷組政治献金事件１審判決

福井地裁は、前掲のように、「……政治献金が直接に会社の営利の目的に資することではなく、利益獲得に対する効果は極めて間接的で希薄なものにすぎず、政治献金をする高度の必要性・有用性はなく、社会への貢献、会社の社会的責任の遂行とも係わりがなく、会社の社会的評価を維持し高める効果もない」と断じて、会社のなす政治献金の社会貢献性ないしは企業の社会的責任性を否定していた。

②八幡製鉄政治献金事件最高裁判決

前掲のように、この事件において、最高裁は、「……会社は……自然人とひとしく……社会的実在なのであるから、……ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは……当然になしうところで……、かかる社会的作用に属する活動……は、……相当の価値と効果を認めることもでき……間接ではあっても、目的遂行のうえに必要なものである……。……災害救援資金の寄附……などはまさにその適例で……これらの行為が会社の権利能力の範囲内にあると解しても、なんら株主等の利益を害するおそれはない……。……以上の理は、会社が政党に政治資金を寄附する場合においても同様で……会社の構成員が政治的信条を同じくするものでないとしても……会社に対し期待ないし要請されるかぎり……会社にそのような政治資金の寄附をする能力がないとはいえない」。

③私見

「会社の政治的行為をなす自由」が認められる（上記、八幡製鉄政治献金事件最高裁判決）以上、営利活動により利益を上げこれを株主に分配することを目的とする会社が、その営利活動の一環として種々の政治的主張を行い、政治的活動を行うことは許されよう。

そのような会社のなす政治的活動としてなされる政治献金が社会的な貢

献に寄与し、企業の社会的責任を果たすことは一切存しないとはいえないように思われる。それぞれの業界には同業者で組織する事業者団体が存し、その事業者団体は、業界の活動の健全化や適正化を図り、業界の円滑・発展を期し、ひいては国民経済の健全な発展に資することを目的としているからである。個々の会社としても、その一員として、その目的に資するような活動を期待ないし要請されていると解されるからである。

もちろん、会社がその業界の存続・発展に積極的に資するために進んで政治献金をする場合ばかりとはいえないことも多々存するであろう。事業者として、付き合い程度の寄付さえ拒絶することによって、会社の事業遂行に障害が生じかねないということで政治献金をする場合も存しえよう。そのような場合も、同様と解されよう。

政治献金と災害救援資金の寄附などとは、濃淡の差ないし程度の差は存するにせよ、あるいは総株主の同意が期待されるか否かの違いがあるにせよ、いずれも社会に対する貢献ないしは企業の社会的責任を果たす面の存することは否定できないように思われる。

(4) 商法上の企業の社会的責任

従来、商法典に『企業の社会的責任』に関する規定を設けるべきか否かが争われたことがある。

①一般規定新設肯定説

(a) 田中(誠)説

企業の社会的責任を『会社の社会一般に対する法的責任』とし、その内容を「社会的、経済的または環境的条件の改善のための寄付や出捐をなす責任」と解していた。

(b) 松田説

大企業である「株式会社は社会的責任を負う」との一般的規定を設けるべきであるとし、その根拠として、大株式会社は、単に一時の株主の私有物ではなく、将来の株主、従業員、会社債権者に対して利害関係を有し、さらに広く公衆に対しても重大な影響を及ぼす以上、会社自体が

社会性・公共性を帯有する点をあげていた。

（c）中村（一）説

『業務執行取締役は、その職務を行うにつき、株主、債権者、従業員、消費者、地域住民の利益を考慮することを要する』旨の一般的規定を提案していた。

②一般規定新設否定説

（a）鈴木説

企業の社会的責任の意味が社会・公共の利益を重んじて企業経営を行うべきであるということであれば異論はないが、会社をめぐる私的利益の調整を目的とする会社法の中に、社会・公共の利益のために企業に対し経済法的規定を盛り込もうとするのであれば妥当しないと説いていた。

（b）大隅説

企業の社会的責任の意味を、企業は社会・公共の利益に反するようなことをしてはならないという意味ならば、民法の一般的規定で対処するので一般的規定を設ける意味は乏しく、逆に、積極的に社会・公共の利益の要求するところにしたがって会社の経営を行うべきであるとの意味ならば、会社の営利法人性との関係をどう解すべきかにつき疑問を生じると説かれていた。

（c）菅原説

企業の社会的責任の概念があいまいで、あいまいなまま一般規定化すると、公共の利益の判断を取締役に委ねることとなり、「経営者支配会社から経営者支配社会になるおそれがある」と、反対していた。

③私見

これらの見解を考察すると、企業の社会的責任とは、法的な意味において、企業は、その規模、営業状態及び資産状態に応じ、かつ会社の事業目的の種類にしたがい、株主、従業員、会社債権者、そして消費者、地域住民等の企業の利害関係者の利益を配慮すべき義務を負う、と解されうる。そのような内容の一般的規定を設けるか否かは、立法上の問題にすぎない

のではないかと思う。

すでに、特別の法律でこれらの利害関係者の利益に留意すべき旨が規定されたりしている。たとえば、周知のように、労働基準法は、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要をみたすべきものでなければならない、この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならないと規定している（1条）。また、環境基本法は、事業者は、環境基本法の基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有すると規定し（8条）、消費者保護基本法は、事業者は、その供給する商品および役務について、危害の防止、適正な計量および表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、国または地方公共団体が実施する消費者の保護に関する施策に協力する責務を負い、常に、品質その他の向上および消費者からの苦情の適切な処理に努めなければならないと規定している（4条）。そしてまた、食品メーカーやホテルなどは、消費者や利用者などの生命・健康等に危害を加えないように配慮すべき安全配慮義務を負うと解されている。

さらに、大企業は、特別法によって特別の配慮義務が課せられている場合もある。たとえば、事業活動調整法（中小企業の事業活動の機会のための大企業者の事業活動の調整に関する法律）は、大企業者は、事業の開始又は拡大に際しては、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者の利益を不当に侵害することのないように配慮しなければならないと規定し（3条）、大店法（大規模小売店舗立地法）は、大規模小売店舗を新設する者等は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならないと規定している（10条）。

三 企業のコンプライアンス

（１）コンプライアンスの意義

コンプライアンスについては、全銀協の倫理憲章の３は、「法令やルール」の厳格な遵守」として、「あらゆる法令やルールを厳守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する」と定めており、その解説において、次のように定義している。「『コンプライアンス』とは、法令やルール（海外で活動する場合にあっては現地の法令や規則）を厳格に遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることを言う」と。そして、続けて、「コンプライアンスは、信用が最大の財産ともいえる銀行にとり、経営の健全性を高め、社会からの信頼をゆるぎないものとする上での当然の基本原則であり、役職員一人ひとりが、日々の業務運営の中で着実に実践しなければならない」との解説がなされている。

（２）コンプライアンスと企業の社会的責任との関係

前掲のように、全銀協の「銀行の社会的責任とコンプライアンスについて」の２に、コンプライアンスの機能について、「社会的責任を遂行し信頼の回復を図るためには、法令やルールの厳格な遵守—即ちコンプライアンス—を着実に実践することが不可欠である」と解説されている。

ここにいう「社会的責任」の解説は見られないが、ここでの企業の社会的責任は、企業は社会・公共の利益に反するようなことをしてはならないとの意味で用いられていると解される。この意味の企業の社会的責任は、いわば企業の消極的な面の社会的責任である。

しかし、消費者や諸外国の企業の社会的責任を追及する動きが今後一層強まると予想されることから、これに対処する企業のコンプライアンス経営やサプライチェーン・リスク回避のマネジメントは今後ますます重要なものとなるといわれている。それゆえ、企業の社会的責任への管理体制の充実と投資は消極的なものと考えず、企業信用やイメージアップ、市場

競争力と地位の向上、ブランド資産価値の向上などに大いに有効な前向きな投資と考えたいといわれている（芦屋暁「2003・11・21『信用格付けで重視される企業の社会的責任』」東京商工リサーチ・時局レポート2004・3・4）。

会社経営者にとって、コンプライアンス体制の整備について重要なことは、「社員への倫理の浸透」などといった奇麗事ではなく、「有事発生の際に、経営幹部が不祥事予防のための善管注意義務を尽くしたことの証明手段をオートマチックに採取できるような体制の整備である」（畑中鐵丸「転換期を迎えた日本型コンプライアンス経営」金融法務事情1676号1頁）。つまり、企業経営におけるコンプライアンス体制の構築と実施は、経営者の監視義務履行の証左となるということであり、そのことが最も大きなメリットの1つである。企業経営者は、コンプライアンス体制の構築義務があるから行うというのではなく、そのような効用ないしメリットがあるから行うべきである（加藤亮太郎「コンプライアンス体制と経営者の責任—リスク管理体制構築に関連して—」彦根論叢342号208頁）。

（3）コンプライアンスに関する判例

①大和銀行事件（平成12年9月20日）

大和銀行ニューヨーク支店巨額損失事件（米国債の無断取引による970億円の損失と米当局への報告違反による罰金350億円の支払いに関する役員の責任を追及する株主代表訴訟事件）に対し、被告役員のうち、11名に対して総額7億7,500万ドル（当時の日本円換算で、約829億円）の損害賠償を命じ、かつ仮執行を宣言した。被告役員らは、仮執行の停止のために、約8億円を供託した。その後、大和銀行の持株会社「大和銀行ホールディングス」の設立で、原告株主が原告適格を失うおそれがあることから、2億5,000万円で和解が成立した。

「争点1（内部統制システムの構築に関する任務懈怠行為の有無…）」

1 リスク管理

健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じ

て生じる各種のリスク、例えば、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要する。そして、重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから（商法260条2項）、会社経営の根幹に係わるリスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要し、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負う。この意味において、取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなすものと言うべきである。監査役は、商法特例法22条1項の適用を受ける小会社を除き、業務監査の職責を担っているから、取締役がリスク管理体制の整備を行っているか否かを監査すべき職務を負うのであり、これもまた、監査役としての善管注意義務の内容をなすものと言うべきである。

もっとも、整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により、充実していくものである。したがって、様々な金融不祥事を踏まえ、金融機関が、その業務の健全かつ適切な運営を確保するとの観点から、現時点で求められているリスク管理体制の水準をもって、本件の判断基準とすることは相当でないと言うべきである。また、どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量が与えられていることに留意しなければならない。」

「争点2 (米国法令違反に関する任務懈怠行為の有無…)

1 法令遵守経営

取締役は、会社経営を行うに当たり、株主利益の最大化を究極の目的としつつも、目的達成の過程では、須く、法令を遵守することが求められているのであり、法令遵守は、会社経営の基本である。商法266条1項5号は、取締役に対し、我が国の法令に遵うことを求めているだけでなく、外国に支店、駐在事務所等の拠点を設けるなどして、事業を海外に展開するに当たっては、その国の法令に遵うこともまた求めている。外国法令に遵うことは、商法254条3項において準用する民法644条が規定する受任者たる取締役の善管注意義務の内容をなすからである。争点2で問われているのは、大和銀行の取締役自身が法令遵守という観点に立った会社経営を行ったのか否か、すなわち、会社経営の専門家として適切な経営判断を行ったのか、それとも、逆に、許される経営判断の裁量の枠をはみ出したのか、また、他の取締役及び監査役に、監視義務違反又は監査義務違反が認められるか否かである。」

②神戸製鋼所事件 (和解) (平成14年4月5日)

神戸製鋼所の利益供与事件をめぐり、当時の社長 (元会長) ら8人に約3億9,000万円の損害賠償を求めた株主代表訴訟は、3億1,000万円を支払い、神戸製鋼所が再発防止のため有識者を加えた委員会を設置することなどを条件に和解が成立した。

この株主代表訴訟で、和解を促す裁判長の所見が示され、その所見には、「大企業の取締役には不正行為防止のための内部統制システムを構築すべき法律上の義務がある」と指摘されていた。

(4) コンプライアンスと内部統制システム

上記の判例を受けて平成14年に商法特例法が改正され、新たに創設された委員会等設置会社の取締役会は、「監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項」を決定すべきことが義務づけられていた (21条の7第1項2号)。これを受けて、商法施行規則は、①監査

委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、②その使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項、③執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他監査委員会に対する報告に関する事項、④執行役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項、⑤損失の危険の管理に関する規定その他の体制に関する事項、⑥執行役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項を定めていた（193条）。

これらの事項のうち⑥の前段は、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を要求するものであり、この部分がコンプライアンス体制に該当するものである。⑥の後段は、執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制を要求するものであり、この部分は、効率経営のためのリスク管理体制などに該当するもの解される。そして、この⑥の部分が内部統制システムの根幹であり、①～⑤の部分が内部統制システムに関して取締役会が定めるべき事項の例示とも考えられている（川口恭弘「内部統制システムの意義（総論）」『内部統制システムの新潮流と課題』監査役504号別冊付録9頁参照）。このように、内部統制システムが①コンプライアンス体制と②効率経営のためのリスク管理体制などから構成されると解されると、これは、まさに、コーポレート・ガバナンス（企業統治）体制の根幹の構築義務が委員会等設置会社の取締役会に課せられたとみることができる。コーポレート・ガバナンス（企業統治）論では、効率的な経営の確保と経営上の違法行為の抑止（コンプライアンスの確保）の体制が問題とされているからである（江頭憲治郎『第2版』株式会社・有限会社法』41頁、神田秀樹『会社法第五版』99頁、133頁参照）。

なお、新会社法は、この内部統制システムを「取締役（委員会設置会社では執行役）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」と規定し、これを取締役会設置会社では取締

役会の専決事項とし、取締役会不設置会社では取締役の過半数による決定事項とする（会348条3項4号・362条4項6号・416条1項1号ホ）とともに、委員会設置会社のほか、大会社に対しても、この内部統制システムの構築義務を課している（会348条4項・362条5項・416条2項）。この新内部統制システムの内容については、従前と同様の内容のものが法務省令で定められるといわれおり（江頭憲治郎「会社法制の現代化に関する要綱案の解説〔Ⅱ〕」商事法務1722号13頁）、より一層コーポレート・ガバナンス（企業統治）体制の整備が求められる。

研究ノート

イギリス理想主義の政治哲学

吉 野 篤

- 1 はじめに
- 2 D. リーチャー「トーマス・ヒル・グリーンの政治哲学」
- 3 A. D. リンゼー「T. H. グリーンとイギリス理想主義者」
- 4 おわりに—基礎的研究文献について

1 はじめに

本研究ノートは、1870年代から世紀の転換期にかけてイギリスの思想界を支配した「理想主義」学派の政治哲学を、その中心的指導者であったグリーン Thomas Hill Green の学説を取り上げた古典的論文によって素描しようとするものである。ここには、個人と国家の関係をどのように捉えるべきかという、政治思想史を貫くモチーフが哲学体系全体のなかで見事に展開されている。「国家の基礎は意志であって力ではない」というグリーンの言明は、決して高邁な哲学者の空論ではなく、国家の哲学的基盤として深い意味をもっている。

グリーンは1836年4月7日に、ヨークシャー・ウェストライディンクのバーキンで生まれた。彼の父 Valentine Green は福音派の教区司祭であった。グリーンはラグビー校、オックスフォード大学ベイリオルカレッジで学び、ベイリオルで彼はジョウエット Benjamin Jowett とパーカー

Charles Parker に師事した。彼は1860年にベイリオルのフェローとなり、1872年に再任された。彼は1875年にグラスゴー大学から法学博士号を授与され、1878年に道徳哲学のホワイト講座教授に指名された。

1865年から66年にかけて、グリーンは、イングランドにおける中産階級のための教育規定を調査した1864年の王立委員会の副コミッショナーであった。グリーンは、彼の時代の重要な争点のほとんどに関してラディカルであった。彼は、アメリカ南北戦争で奴隷制に反対する北部の擁護者であり、公的集会での言論活動によって、また、彼が尽力した諸計画の実践的成功に貢献することによって、イギリスにおける教育・議会・社会改革（酒類売買禁止立法を含めて）をアクティヴに支持した。彼はアスキス Asquith、ミルナー Alfred Milner、ゴア Charles Gore およびホランド Scott Holland を含む多くの指導的改革者にたいして人格的靈感を与えた。1876年に彼はオックスフォード市参事会員に選出された。彼は1882年3月15日に死去した。

リーチー David George Ritchie は1853年10月26日に、スコットランドのジェッドバーフで、学者・聖職者を多く含んだ教養ある家系に生まれた。彼の父は小教区の聖職者であり、1870年にスコットランド教会の総会議長に選出された。彼はジェッドバーフ・アカデミーで教育を受け、1869年にエジンバラ大学に入学したが、そこで彼が師事したのはフレーザー Campbell Fraser とカルダーウッド Henry Calderwood であった。彼は、彼の倫理学・政治学の著作に見られる生涯の関心を刺激したクラス a botany class に出席した。彼は1875年に古典学の最優等賞を得て卒業し、ベイリオルカレッジに向かった。彼は1882年から86年までベイリオルのチューターであった。彼はグリーンとトインビー Arnold Toynbee の双方から影響を受けた。1894年にリーチーはセント・アンドリュース大学の主任教授に指名された。彼は1898年にエジンバラ大学から名誉法学博士号を授与され、1898年と99年にはアリストテレス協会の議長であった。彼の『国家干渉の諸原理』は英語圏において最も広範に読まれた政治学文献のひとつ

であった。リーチーは1903年2月3日に死去した。

リンゼー Alexander Dunlop Lindsay は、1879年に生まれ、グラスゴー大学教授、オックスフォード大学副総長、ベイリオルカレッジの学寮長などを歴任し、1952年に死去した。彼はバーカー Sir Ernest Barker と並んで、20世紀イギリス政治哲学界の双璧であり、プラトン研究の世界的権威でもある。

リーチーは上記の経歴からグリーンを直接受けていると推測される。リンゼーの場合には、世代が明らかに違っているが、19世紀後半にベイリオルに集った理想主義学派の影響を明らかに受けているとされる。それは、ここに訳出した論文の内容からも明白であろう。なお、リンゼーに関しては、永岡薫編著『イギリス・デモクラシーの擁護者A・D・リンゼーその人と思想』（聖学院大学出版会 1998年）が、その思想の全体像を描写している。

2 D・リーチー「トーマス・ヒル・グリーン政治哲学」

David G. Ritchie, "The Political Philosophy of Thomas Hill Green," in *The Principles of State Interference* (originally published in 1891), Peter P. Nicholson ed., *Collected Works of D.G. Ritchie*, Vol.1, 1998, pp. 127-151.

イギリスほど多くの世紀にわたって現実政治の諸問題に関する継続的議論があった国はない。イギリスほど政治の利害関心が共同体全体にわたって広く行き渡った国はない。しかし、それに対応するような社会と国家の性質に関する哲学的研究活動はなかった。政治を、全哲学体系を統合する役割をもつものとして扱ったイギリスの哲学者はホブズ Hobbes とスペンサー Herbert Spencer の2人だけだったといっている。しかも、ホブズの君主制的偏向およびスペンサーの個人主義的偏向によって、彼らの哲学理論に認められるように、国家の性質に関する十分な扱いが妨げられたということが示されよう。われわれはこの関連でヒューム Hume の見

事な政治に関する小論 Essay をほとんど思い起こすことはできない。というのは、ヒュームは体系の公然たる破壊者であって、政治と歴史への彼の注目は形而上学に関する彼の絶望とともに発展したからである。ロック Locke と J・S・ミル John Stuart Mill の政治的著作は政治思想の研究者にとって永続的な関心をもたらすだけでなく、さまざまな点で政治的事象の経過に直接的影響を及ぼした。しかしこの影響が直接的であったのは、まさにロックとミルが哲学者としてよりもむしろ政治家として政治論を書いたためであった。ロックは彼の認識論と政治論を、その両方が同時代の世界にたいして与えられたとはいえ、明示的に関連させていない。事実、彼の政治的教義を支える「自然法」と「自然権」の概念は、『人間悟性論』の分析方法が長期的には不信任した思考様式に属している。ヒュームは、ロックが「生得観念」を攻撃するのに用いたのとまさに同じ武器を利用することによって「社会契約」の観念を攻撃した。ミルの場合には、注意深い読者は、彼の認識論における基礎的前提を形成する物理的原子論（彼は感覚をあたかも物理の原子であるかのように取り扱っている）と、人間の幸福への彼の実践的関心によって彼が部分的に免れた個人主義との関連を跡付けることができる。しかし、ミル自身が人間の思想と偏向のさまざまな部分の究極的な相互依存に充分気付いていたにせよ、また、一方の『論理学』と『ハミルトン哲学の検討』、他方の『自由論』と『代議政治論』で進歩の同じ大義のために闘っていると自らを見なしたにせよ、これら2つの著作セットは明らかに異なる読者層に向けられたものであり、従って研究者はそこに伝記的関連以上のものを見ることを要求されている。いずれにせよ、ミルは統治行為の限界と代議政体の制度配置に関心をもっていたのであって、国家の性質に関する第一義的な、より厳密に哲学的な問題に関心をもっていたわけではなかった。事実、立法と行政の身近な実践的問題への、きわめて精力的なイギリス的気質の集中は、統治を基礎付けている究極の原理の探求から注意をそらした。従って、われわれを含めて統治について書いてきた人々は立法と行政の意味するものの何らかの実

実践的な知識を自らもっていたというのはきわめて大きな利点であったにせよ、われわれは、理論の明確さという点だけではなく、実践の一貫性と堅実さという点でも、何がしかを失っている。というのは、政治的議論の基礎的用語が、その価値を科学的に検証することなく現在通用しているからである。一方ドイツでは、哲学的思考の最善の精力のいくらかが、権利の学説および国家の性質と機能に捧げられてきた。しかし、政治的自由がドイツではまだよく知られていないという事実によって、われわれは、政治学 *Staatslehre* を教えることを職業とするソフィストあるいは大学教授がこの主題に関する実践的経験をもっておらず、一方われわれ自身の国の現実の政治家は、国家に関する彼らの知識を、経験の領域から思想の領域へと引き上げていないという不満を（アリストテレスの不満を反響させて）しばしばもつかもしいない。

イギリス政治哲学のこのような不備によって、「政治的義務の原理に関する講義」(Works of Thomas Hill Green, late Fellow of Balliol College, and Whytes Professor of Moral Philosophy in the University of Oxford. Edited by R. L. Nettleship, Fellow of Balliol College of Oxford. Vol.2. London: Longmans 1886.) を含む、故グリーン教授の『哲学著作集』の一部に特殊な重要性が与えられる。既に知識に関する理論と倫理に関する理論に適用されていたのと同じ形而上学的精巧さが、ここでは政治理論の批判およびその批判によって政治的な権利と義務のより充分な学説に到達するための試みへと向けられている。グリーン教授を個人的に知っていた人々にとって、彼の『著作集』のこの部分は、追加的な、きわめて特別な重要性をもっている。というのは、ここにわれわれは理論的関心と実践的関心の邂逅点を見出すからであるが、この2つの関心は傍観者にとっては彼の生涯がたどった2つの異なる航路であるように思われるが、しかし彼自身の精神のなかでは同じ方向に統合され進展していた。哲学的真理の労を惜しまぬ追究および善き市民・誠実な政治家であろうとしてあらゆる事に払う努力は、等しくこの人間の特質であり、それらはまた、生真面目さ

と誠実さの共通の源から生じていた。彼の良心は理論と実践という点で厳しかった。彼の哲学的思考は、彼にとっては知的独創性の単なる行使ではなく、彼の行為の基盤を提供し、われわれが最も良心的であると見なす人々のなかでさえきわめて稀な程度に、彼の行動の詳細に影響を与えた。彼は地方政治の小さな問題を軽蔑しなかったし、人類のより広範な利益を忘れることもなかった。彼は、自らが市の参事会員に選出された際、その投票結果の宣告から、『純粹理性批判』に関する講義にまっすぐ向かった。彼は東方問題について考えることで睡眠を奪われ、「おそらく興奮の拡散した要求とは最も無関係な」(Philosophical Works, ii, p.476.) 動機によって、国家が防衛しえない、また不正な戦争へと駆り立てられはしないかと恐れていた。酒類売買に関する彼の強力な意見は、彼自身の精神のなかでは、倫理的目的および権利の性質に関する彼の概念と直接的に関連していた。

第2節 哲学と政治の関係

故パティソン Mark Pattison の考えによれば、「忠実な自由主義者」の教授である彼が、さまざまな偽装のもとに、自然の秩序から人間を免除することを目指し、また彼を、その組織体がわれわれに知られている他のすべての存在を支配する統一法に従わない唯一の存在とすることを目指す先験的な哲学をオックスフォードに輸入しなければならなかったのは、教授の側の“一定の頭の混乱”に帰さなければならない」。いずれにせよ、グリーン教授が同時に「忠実な自由主義者」であり「先験的な哲学者」であるというのは、思考不足および問題をめぐる混乱からではなかった。「人間を自然の秩序から免除する」というパティソンの言い回しは、人間が自然の一部であり、人間の行為は自然の事象であることを決して否定しないが、しかし人間が単に自然の一部と見なされ、彼の行為が単に自然の事象と見なされるかのように理解されうということを否定するカントとグリーンのために異議を申し立てられねばならない。しかしこの問題は現段階で

は留保されねばならない。

J・S・ミルの『自伝』のなかに注目すべき一節があるが、そこで彼は言う。

「哲学のこの2つの学派、直観派と経験ないし観念連合派との相違は、単なる抽象的思弁の問題ではない。それには無数の実際的な結果がともなうし、この進歩の時代における実際的意見のすべての大きな対立点の根本に、この問題が横たわるのである。実際の改革論者は、ものごとの変革にあたっては強力なひろく共感される感情によって支持される変革がなされることを要求し、既製の事実が持つ外見上の必然性や絶対性に絶えず疑問を発せずにはいられない。また、そういう強力な感情がどこから発しているか、それらの既製事実がどうして必然的絶対的と見えるようになるか、等を明らかにすることが往々にしてそういう人たちの議論の不可欠の一部ともなるわけである。したがってそういう人たちと、一方、感情や精神的諸事実を周囲の環境や観念連合から説明することに反対して、それらを人間性にそなわった究極的要素として扱おうとする一派、言いかえれば自分の気に入った原理を直観的真実として高く掲げることに専念し、直観を自然の声、神の声と考え、人間の理性よりももっと高い権威の力を借りてものを言う一派との間には、当然の対立がある。とくに私が前から感じていることは、人間の性格のすべてのいちじるしい相違点を、みな生得のもの、したがって概してはめぐり去り得ないものと見なして、そういう相違が個人間のものにせよ、民族間あるいは両性間のものにせよ、その圧倒的大部分は環境の相違によって生まれ得るのみか、そういうものによって当然生み出されずにはおられないものであるという、論駁の余地のない幾多の証拠を無視しようとする傾向がかなりひろくゆきわたっていて、これが、大きな社会的問題を合理的に扱うことへの主要な障害の1つともなり、人間の進歩への最大のつまずきの石の1つともなっているという事実である。この傾向は、18世紀の哲学に対する19世紀の反動の特徴となった直観的形而上学にその源を発しており、保守派勢力一般にとってももちろん、人間のなまけ

心にとっても実に快い傾向であるから、そのそもそもの根源を衝くのでないかぎり、必ずや、比較的穩健な形の直観哲学によってさえ本当に是認されることはとうていむりなような行きすぎになってしまう。この派の哲学は、必ずしも穩健な形においてばかりでなく、1世紀の大半にわたってヨーロッパの思想界を支配して来た。私の父の『人間心理の分析』、私自身の『論理学』、ベイン教授のあの論文等は、もっとまじな哲学説を再導入しようと試みてきたわけであり、後にはそれがほぼ予期どおりの成功をおさめてきた。しかし私がこのすこし前から感じていたことは、2つの哲学説をただ対比させるだけでは十分でない、両者の間に直接の一騎打が必要であり、それには単なる解説的著作とならんで論争的な著作が出ねばならない、そしてそういう論争が有益とされる時期がすでに来ている、ということであった」(朱牟田夏雄訳『ミル自伝』岩波文庫 236-38頁)。

これらの考察をミルはハミルトン郷 Sir William Hamilton を攻撃するための特別の理由に充てている。

ハミルトン郷がウィッグ派であったのは間違いない(そしてこの当時のウィッグ派はまだ自由主義的であった)。しかし、疑いなく「直観的真理」の学説は、伝統的な欺瞞と悪弊を批判的分析と改革の熱意から防護してきた便利な公式として機能した。この国の「直観的形而上学」と、復古王朝下のフランスで繁茂したいわゆる「精神主義的」哲学は、ともに社会・政治・宗教における既存の観念の維持に結び付けられてきた。これらの直観主義体系の支持者は、漠然と「危険である」という評価のあった思索的理論に自ら係わり合うことなく、利用できた偉大な名前の拘束力を用いて、カント的な批判主義および時折ドイツにおけるカント後の理想主義の勝利をよく指摘した。ドイツの哲学者の名前と理論を最初に導入した人々はまた、概してフランス革命に対する反動の側—コールリッジ Coleridge、最も顕著なところでクインシー De Quincey その他一に参加した。ピーコック Thomas Love Peacock の『悪夢の修道院』のなかで、「カント派」の哲学者フロスキー氏は極端な反啓蒙主義的反動として現れる。彼の名前そ

のものが、旧式の語源学によれば、「暗闇の恋人」を表している。確かにヘーゲルはプロシヤの保守主義者であり、シェリングはカトリック教会の信徒に回帰する神秘主義に通じる道に導いたように思われた。しかし人々は、いかに老カントがフランス共和国の布告を聞いて、目に涙を溜めながら、「主よ、今こそ、主の僕を安らかに去らせてください」Nunc dimittisと言ったのか、また、フィヒテがいかにドイツ社会主義の知的父祖であったかを忘れているように見える。ミルとパティソンはまた、ホブズが絶対主義者であり、ヒュームが懐疑論を弱めることなくますますトーリーとなったことを忘れていなかったであろう。そして、「哲学的懐疑」とトーリー党の支持の間に論理的関連があることはまだ明確に証明されていない。ある人間の哲学的思索からわれわれは現実政治における彼の態度を常に予言できるとは限らない。しかし、ミルとパティソン双方の言明における誤りは、カントと彼の支持者の先験的哲学が、イギリス経験論者へのよく知られた攻撃対象であった「直観的形而上学」と同一視されたという仮説にある。ヒュームへのカントの答えとレイド Reid の答えとの類似性は、それらの間の相違と較べれば、僅かであり重要ではない。そして知識と人生の問題にたいするヘーゲルの態度は古い形而上学と新しい経験論の双方とは異なる。ドイツ理想主義者は「生得観念」あるいは「直観的真理」の擁護者およびそれらを攻撃する者を等しく好まない—彼は両者によって誤解される傾向にあるからである。そしてもし、われわれがより実践的な哲学の適用に移るとすれば、パティソンが嫌悪した反啓蒙主義的神学者およびミルが反対した反啓蒙主義的保守主義者に沿ってよりも、コント Comte に沿ってヘーゲルとその支持者を分類するより多くの理由があろう。コントが2つの顔を示しているのは本当である。彼は革命の支持者であり反対者でもある。そして同様な意見はヘーゲルにもまったく当てはまる。ゆえに、対立する政党が同じ偉大な学派から出発せざるを得なかった、また、カトリックと実証主義者、保守主義者と社会主義者が同じ兵器庫の武器を見出さざるを得なかったのは不思議ではない。どちらが真の解釈者である

かを決定することはもちろん重要である。そして、新たな観念の創始者が自らそれらの観念の実践的傾向を最もよく判断できるとは限らない。

グリーンについてのパティソンの意見に含まれる誤りの別の側面は、イギリス自由主義の上に現れた変化を十分評価できていないという点である。18世紀および19世紀の初期を通じて、社会・政治改革の友は、世襲の支配階級の影響力と利益を主に代表していた政府による、個人の自由への有害な干渉に対する反対闘争に従事していた。かくして自由主義は、抑圧的な法と制度の批判および除去と同一視されるにいたったのであり、従ってそのような信条の知的基盤が批判的分析の哲学に見出されるのは自然であった。イギリス経験論の父であるロックが、生得観念の原理および国王の王権神授説を批判したのはこれと同じ精神においてであった。そして、哲学における経験論と政治における自由主義のこのような連合は、数少ない例外をとらないつつも J・S・ミルの時代まで続いたのであり、ミルの哲学上の信条は、情緒的同感によっていかに修正されようとも、父に教えられたその信条の知的側面にあったが、しかし彼の政治的観念は彼自身が自覚していたものよりも大きな変化を被っていた。自由主義者の努力が、有害な国家行為を除去するという単に消極的な機能から、今や多かれ少なかれ、国民共同体の幸福のための「一般意思」の真の表象である政府の権力を使用するというより積極的な課題へと移りつつあったとすれば、新たな政治的信条の知的基盤は、単に消極的な批判と分析に見出されるのではなく、構築の哲学に見出されるべきである。このように、新たな段階に入った急進主義と、結局のところ最も顕著に代表される観念の本質によりも、哲学者の個人的特質により多く属する要素である、一方のプロシャ官僚制の特別な影響と他方の中世のカトリシズムの賞賛は別として、ヘーゲルとコントの政治哲学には真の類似性がある。

第3節 カントとアリストテレス—その倫理的目的

しかしながら、これらの意見は、グリーン教授がドイツ哲学の（パティ

ソンの言い回しを使えば)「輸入者」でしかなかったということを意味するものと受け止められてはならない。「イギリスのヘーゲル学派」として彼を分類するのがむしろ普通である。彼は確かにその肩書きを自ら承認はしていなかったであろう。それはきわめて注意深くその意味を限定して使わない限り現実に不正確である。われわれが彼を何らかの哲学者の特定の名前と結び付けようとしても、彼がアリストテレスによってカントを正した、また、カントによってアリストテレスを正したと言うことは少なくとも誤解であろう。今や、このことはまさにヘーゲル自身について言われうることである。というのは、仮にヘーゲルが差異への他ならぬ要求をもっていたとすれば、それは近代の哲学者のうちで最初に彼がギリシャ人を真に理解し評価したという点である。ヘーゲルに言及して、グリーンは次のように言ったと伝えられている。「そのことは再度すべてなされねばならない」—すなわち、彼は、カントの主観的な、また一見したところ単に心理学的方法に対する、また、カントの思考・意見表明の方法の体系に見られる(古い形而上学からの)遺習に対するヘーゲルの反論の全体的妥当性を認めていた。しかし彼は、ヘーゲルの試みを、世界の秘密全体をすらすらと読み上げるもの、内的な自我意識の内実全体をあまりにも性急に満たすものと見なし、従って彼は自らに、より穏健な精神で、また、彼自身がその領域に位置を占めているイギリスの理論を特に参照して、巨大な仕事のうちのある小さな部分を行うことを課した。

政治的義務に関する講義のなかに、ギリシャ哲学への簡潔な論及があるが(第39節)、そこで言われているのは、まさにプラトンとアリストテレスは、人間を、国家の目的のうちに自らの目的を見出すものと見なしたので、彼らは権利に関する真の理論の基盤を据えたということである。『倫理学序説』*Prolegomena to Ethics*のなかで、ギリシャの倫理学が不完全であるのは、その目的を自己充足あるいは自己実現と規定している点ではなく、その後に達成される道徳的・社会的進歩の段階で、この自己実現はほんの少しだけ可能であるに過ぎないからであると論じられている。また

ここで、「アリストテレスがφίσις ἐν πολιῇと見なすのは現実にはギリシャ人だけであるが、ひとたび確立された市民権に関するギリシャ的概念は共通の利益を受け入れることのできるすべての人間に適用できた」と述べられている。アリストテレスが、善き生は善き国家の市民によって完全に実現されうるに過ぎないことを理由に、政治への議論を進めることによって彼の「倫理学」を結論付けているのと同様に、グリーンの倫理学に関する見解は政治の見解によって完結する。というのは、彼の認識によれば、国家の機能は人間が自らを実現することを可能にすることであり、彼らはそれを善すなわち共通善を達成することによってのみなしうる。倫理的著作では、「自己充足」あるいは「自己実現」という言い回しは、政治的著作における「共通善」（倫理的著作のなかでも多く使われている）よりも目立っているが、彼の倫理学が、彼が明確に否定した利己的快樂主義が偽装された形態で表れたに過ぎないものであるという非難を免れることができたのは、まさにグリーンにとってこれらの用語が人間の目的の同一の表現であるからである。「目的が自己実現であるとすれば、それは、そうすることを選択する個人にまったく依存しているのではないのか」。これは反論されうる。「快樂を求める人は愛国者あるいは博愛主義者とまったく同様に自らを実現しつつあると言うかもしれない、あなた方はその人間が悪いとどのようにして証明できるのか」。人間の自我が、単なる一連の感情以外の何ものかであり、また、その真の性質において、愉快的感覚の単なる対象以外の何ものかであるということが示されるならば、彼が悪いと証明されうるに過ぎない。そして、自我は一連の感情の自覚を可能とさせるものであるゆえに、単なる一連の感情以外のものであるとグリーンは論じる。一連の感情のなかに明示される自我意識は、それらの感情以外のものでなければならない。というのは、ミル自身が理解したように、一連の感情に過ぎないものが、一連のものとしてのそれ自体に気付くべきであるというのはひとつの「逆説」であったからである（Mill, Examination of Hamilton, p.248:5th edition.）。精神現象の検討によって発見された自

我意識のこのような事実のなかに、グリーンは倫理学の形而上学的な基盤を見出している。他面において、共通善の実現としての自己実現という解釈は、倫理学と政治学を結びつけるものである。「ある人間が自らのために追求する善は、快樂の継承ではなく、それが実現される場合には、永遠の自我を満足させる社会的善への永続的貢献であるような目標である」（Prolegomena to Ethics, § 234）。かくして、個人のあるいは国家の何らかの提起された行為経路の正しさを決定するためにグリーンが適用する実践的規準は、功利主義者によって提起された規準と符合するように思われる。これについてグリーンは十分気付いていたが（Cf. "Lectures on Political Obligation" § 23）、彼の考えによれば、社会的幸福の規準を、功利主義者がその快樂主義的出発点によって要求しないようなことに適用するための論理的正当性を彼はもっており、その目的を、永遠の自己充足の実現と規定することで、彼は快樂と苦痛の均衡をとることに注意を払う難しさを逃れている。功利主義者によって授けられた、政治的・社会的行為に関する実践的利益を彼は承認する用意があったが、しかし彼の主張によれば、ベンサム有名な公式の重要な部分は「最大幸福」ではなく、「最大多数」への言及であり、とりわけそれに追加された条項「何人も1人として数えられるべきであり、1人以上に数えられてはならない」（Prolegomena to Ethics, § 213）であった。彼の主張によれば、これが功利主義の恩恵と不人気両方の主要な原因であった。「功利主義の健全な影響は、それがより広範な、より公平な範囲を、善をなす要求に与えたことから生じたのであり、それがその要求を刺激することから生じたのではない」（Prolegomena to Ethics § 331）。われわれが倫理によりもむしろ政治に着目する場合に、われわれは、ミルと同じ基盤で、しかも哲学の一貫性をほとんど犠牲にせず、きわめて多くの問題の実相について、グリーンが天分を示した理由を理解するであろう。彼は、例えば選挙権拡大の要求に関して、ロックあるいはルソーの信奉者に同意したであろう。しかし彼は、「自然権」についてのあらゆる議論に反論するという点で、ベンサム

とミルに同意したのであろう。彼はむしろ社会的便宜を根拠にして問題を設定することを選んだ。しかし、ミルが究極的には問題を快樂と苦痛に関する一定の考察に引き戻したのに対して、グリーンの主張によれば、社会的便宜は、他の諸個人の快樂と調和するある個人の快樂の最大多数への可能な効果によってではなく、自己發展の能力すべて、しかしながら、ある共同体の幸福を意味する真の自己發展すべてを行使するために個人に与えられるその範囲によって究極的に決定される。というのは、われわれがしばしばわれわれが言っていることを十分に理解することなく繰り返すように、人間は本質的に「社会的動物」であるからである。ベンサムの公式の便利さは、それが個人と階級の偏向と利己性を監視し批判する手段を供給するという、その用意があるということである。そして通常の大まかな使用にとっては、公式は哲学的に論争の余地があってもかまわない。快樂主義への反論を明確にした後の理想主義者が、功利主義者と手を組んではならない理由などない。事実、グリーンのような倫理体系はまさに、その実践的側面では、快樂の異なる質を区別するために、ミルが論理的に提供できないようなより確実な基礎と基準をとまなうミルの功利主義に他ならない。ミルが自分ではより高度な快樂を選んだであろうことをわれわれは知っている。しかし、他の人々にとって最高の快樂であるものを考察するうえで、彼を正当化するのは何か。共通善がその目的であると言うことは、快樂が目的であると言うことよりもより曖昧であるように思われるかもしれない。しかし、快樂が目的であると言うことは、現実にはまったく曖昧であり、反論の余地が多くある。曖昧さはそれほど明白なものではなく、従ってより多く誤解に導きやすいからである。

第4節 「自由」—消極的・積極的

倫理的目的に関する言い回しであると同時に究極的には政治的目的に関する言い回しでもある「自己実現」および「共通善」はさておき、グリーンはヘーゲルの「自由」という用語を進んで受け入れようとしている。

『倫理学序説』と『政治的義務に関する講義』の媒介として理解されうる、「人間の意志に適用される自由と人間の道徳的進歩に適用される自由という“自由”の異なる意味」（Philosophical Works, vol. ii. pp.308-333.）に関する特別な議論のなかで、彼は、自由の先天的な意味—そこでは自由は、意図される対象の性格がいかなるものであれ、すべての意志に当てはまる（「自由」は単に自己決定あるいは選好に基づいて行為することを意味する）—と、自由の特定の意味—それに従えば、行為は、人間の自己を実現する原理が実現される傾向にある限りにおいて、すなわち、理性と意志の対象が一致する限りにおいて「自由」であるに過ぎない—とを区別する。自由な行為は合理的行為である。この意味で、国家の目的は自由であるというヘーゲルの言明は、現実の国家が、十分規制されている限りにおいて、それに近づく傾向にある、そのような理想の言明としてのみ承認される。

「国家のなかで実現されるものとしての自由というヘーゲルの説明は、現に存在している社会の諸事実に対応していないように思われる。あるいは人間性の変更可能な条件のもとでとした場合でさえ、社会がその多様な機関を通じて、個人のために常に遂行している道徳的解放の仕事が疑いなくあるとしても、それは可能性でしかない。」（Philosophical Works, ii, p.314.）

国家の理念的目的という意味での自由は、人間は「自然権」をもっており、そのもとでよく管理された国家はその人間の安全を保証しなければならないという、ロックの考察にともなう「自由」とは非常に異なっている。このような自由は単に、拘束されていないという消極的な自由であり、道徳における自由の先天的意味に対応する。それは、それ自体がひとつの目的である自由の達成への単なる手段でしかない。この区別は、国家行為と自由放任へのグリーンの態度がどのあたりにあるかを示している。彼の主張によれば、国家行為は、まさにそれが理性の対象に向けられた自己決定の行為という意味での「自由」を促進する傾向にある限りにおいて適切で

あり、それがこのような意味での自由に干渉する傾向にある限り不適切である。道德性の直接的な法的強制は適切であるとも不適切であるとも見なされえない。すなわちそれは不可能である。ある行為の道德性は、行為する人の意志の状態にかかっており、従って強制のもとでなされた行為は道德的行為の性格をもたなくなる。それは道德性の消極的条件を求める。しかし他方、自由放任の一般的信条（政策）に有利な先験的仮定はない。というのは、きわめて数多くの場合に、個人は「自由に」行為できる（すなわち、彼の行為を理性が望ましいと命じる目的に向ける）ような立場にはない、つまり、例えば彼が少なくとも何らかの教育を受けることを確保することによって、彼をそのような立場に置く国家の干渉なしにそのような立場になることはないからである。「自由」、「強制」、「干渉」というような用語はきわめて誤解されやすい。グリーンが指摘するように、「“義務教育”は自発性がそがれることのないような人々を除けば“義務的”である必要はない」。そしてそれは「親の側の純粋に道德的な義務ではなく、教育が国家によって強制されるという、子どもの側の権利能力への障害を阻止するものとしての義務である」（Lectures on Political Obligation, § 209）。「干渉」は、自由の消極の意味においてさえ、個人の自由のための干渉である。そのようにまた、「契約の自由」への干渉が語られる場合、われわれは、干渉される側の人々のみならず、その干渉によって自由を増大させる人々についても考慮しなければならない（Liberal Legislation and Freedom of Contract）。

ここは、ホッブズ・スピノザ・ロック・ルソーおよびオースティンに関する批判—政治科学に関するいかなる教条的な論説よりもおそらくずっと価値があり、示唆的である批判によって、政治的義務および権利の原理に関する彼独自の理論を作り上げているグリーンの方法の詳細な説明を与える場所ではない。前述の解説は、少なくとも、グリーン教授がカント哲学とアリストテレス哲学を発展させる上で、あるいはラディカルな政治に共感するという点で、誤りを犯していたか否かにかかわらず、彼は少なく

とも徹底的に、しかも完全に一貫していたということを明らかにするのに役立つかもしれない。彼の見解によれば、国家は、単に犯人逮捕に乗り出す警察官の仕事を備えているものではなく、諸契約—これらの契約がいかなるものであり、誰と誰の間で結ばれたものであれ—の実現を無慈悲に強制する単なる機能を備えているものでもない。それはむしろ、知的・道徳的性質上、最善であることを実現する平等な機会を可能な限りすべての人に与えるような、個々の男女にとってのそのような環境を提供する義務を備えているものである。物的な繁栄はそれだけで、この目的を促進するどころか妨げる可能性がある。しかしわれわれは、道徳的・人間的生活を、現在のところ現実的にその望みのない人々にたいして可能にすることによって、道徳的責任を弱めることを恐れる必要はない。かくして、「ある人の弱点を犠牲にして他の人を強化する傾向にある」ような国家行為すべてに反対した後で、可能な限り、すべての人に真の自由を確保するであろうような強制手段—すなわち「なすに値し、享受するに値する何事かをなし、あるいは享受する、また、われわれが他の人々とともになし、享受する何事かをなし、あるいは享受する積極的な力あるいは能力」(Liberal Legislation and Freedom of Contract, p.9.)—を支持する政治家は首尾一貫していない。グリーン教授の社会的理念のより良い表明が見出されうるのは、ケアード Caird 教授によって既に引用されている彼の次の言葉をおいて他にはない。

「わたしは、“ジェントルマンの教育”という言い回しがその意味を失うにいたる時代を希望していると告白する。というのは、ジェントルマンにするだけのその種の教育は、すべての人の手の届く範囲にあるであろうからである。主の民はすべて預言者であるべきであるというのがモーゼの大望であったように、そのように真剣さと崇拜の念すべてをもって、われわれは、すべての誠実な市民がお互いを認め合い、また、相互によってジェントルメンとして認識されるような、イギリス社会の状況を期待し祈るものである」(The Work to be done by the new Oxford High School:

A Lecture addressed to the Wesleyan Literary Society, Dec. 19, 1881.)

これは、確かに民主的な、ある人に言わせれば社会主義的な感情である。それは、自己実現という倫理的目的は人類すべての目的であり、キリスト教によって克服されると口癖のようにわれわれが言う階級とカーストの障害を排除しなければならないという認識のひとつの帰結であるに過ぎない。

3 A. D. リンゼー「T・H・グリーンとイギリス理想主義者」

A. D. Linsay, "T. H. Green and the Idealists," in *F. J. C. Hearnshaw ed., The Social and Political Ideas of Some Great Thinkers of the Victorian Age*, 1967 (1933), pp.150-64.

本稿の関心領域は、政治理論において相当の重要性をもつ哲学運動を担っていた、そのほとんどがオックスフォード大学の教師であったベイリオル・カレッジの集団にある。彼らの影響は19世紀末のイギリスにおける大学教育のほとんどに広く行き渡っていた。この集団の初期の3人の教師はグリーン T. H. Green、ケアード Edward Caird およびウォーラス William Wallace であった。これらの人々に、より若い世代の何人かの名前、すなわちリーチー D. G. Ritchie、トインビー Arnold Toynbee およびボサンケット Bernard Bosanquet—政治理論に関するボサンケットの特別な仕事は後に相当量にのぼったのであり、またきわめて重要であるので、彼の考察に絞った別の論稿が必要である—をおそらく付け加える必要がある。

グリーンは1836年に生まれ、1860年から1878年までベイリオルのフェローおよびテューターであり、1878年から1882年の死去にいたるまでオックスフォード大学における道徳哲学のホワイト講座教授であった。彼の『政治的義務の原理に関する講義』*Lectures on the Principles of Political Obligation* は1879年に先ず行われ、彼の死後に公刊された。

ケアードは1835年に生まれ、1864年にマートン・カレッジのフェローとなり、1866年から1893年までグラスゴー大学の道徳哲学教授であり、1893

年から1907年までベイリオルの学寮長 Master であった。彼は1908年に死去した。

ウォーラスは1843年に生まれ、セント・アンドリュース大学で学び、1864年にベイリオルに移った。彼は1867年にマートン・カレッジのフェローとなり、1882年のグリーンの死去にともなって道徳哲学のホワイト講座教授となった。彼は1897年に死去した。

リーチーは1853年に生まれ、1878年にジーザス・カレッジのフェローとなり、1903年に死去した。彼の政治理論に関する著作『ダーウィン主義と政治学』 *Darwinism and Politics*、『国家干渉の諸原理』 *Principles of State Interference*、『ダーウィンとヘーゲル』 *Darwin and Hegel* および『自然権』 *Natural Rights* は1889年と1895年の間に公刊された。

トインビーは1852年に生まれ、1883年に死去した。彼は1878年から死去するまでベイリオルのフェローであった。

ボサンケットは1848年に生まれ、1923年に死去した。彼はユニヴァーシティ・カレッジのフェローであった。彼は1871年から1881までオックスフォードの、1903年から1908年までセント・アンドリュース大学の道徳哲学の教授であった。彼の『哲学的国家論』 *Philosophical Theory of State* は1899年に出版された。

グリーン『政治的義務の原理』は、ボサンケットの偉大な成果の刊行まで、政治理論にたいするこの学派の最も重要な貢献を示しているが、直接的には形而上学と哲学史に関心を抱いていたケアードとウォーラスもまた、グリーンと同じ路線で政治理論に関心をもっていた。リーチーの著作はきわめて大きな影響力をもっているが、グリーン『諸原理』をより特殊な政治問題に適用したものと見なされうる。

グリーンと同胞の理想主義者は19世紀の第3四半期の更新された自由主義を代表している。彼らはすべて、功利主義者を継承するなかで、プラトン主義とヘーゲル主義をおしなべて支持している。彼らはすべて根本的には個人主義者であり民主主義者である。しかし彼らは、功利主義はそれを

基礎付けていた不十分な哲学のために1個の政治的信条としては不毛となったと確信しており、また、新たな哲学的基礎が自由主義のために見出されるまで、政治を理解する上でのさらなる進歩はありえないことを確信していた。功利主義は人間の目的と幸福を同一視していた。それは、国家はそれが人間に基盤を与えるものとして人間を理解すべきである—それについて多くのことが言われるべきであるような学説——ということの意味していただけではなく、人間はそれ自体が自らに基盤を与えるものとして自身を理解すべきである—きわめて異なる学説であり、それにたいして言われるべきものをほとんどもたない学説——ということもまた意味していた。ベンサム派哲学における個人は快樂あるいは欲望の束に還元され、国家は独立した原子の集合体に還元された。産業革命の進展が初期の功利主義者の軽便な楽観主義を挫いたとき、19世紀の初期には改革と自由の教義であった彼らの個人主義の信条は、おおかた反動と特権の防壁となった。

それが初期の段階で改革を要請したのは、もし賢明でない国家の制約と干渉が除去されるならば、経済的利益の自然な調和によって、万人に十分な状態が確保されるであろうという根拠からであった。これらの制約が除去され、自由放任 *laissez-faire* がおおむね実現されたとき、この教義は経済的利益の不協和に取り組むあらゆる試みに反対するために用いられた。功利主義はそれがなしうるすべてを行なったが、民主主義は以前よりも活気づき、数々の新たな予期せぬ諸問題に直面していた。民主主義がこれらの新たな諸問題に取り組むべきであったとすれば、真の個人主義を、国家に突きつけられていた新たな機能と調和させる何らかの方法が見出されねばならなかった。

グリーンとその同胞の理想主義者はカーライル Carlyle および「各人は自らのために、遅れた者は悪魔に食われろ」"each for himself and the devil take the hindmost" という信条に関する彼の辛らつな批判の影響を明らかに受けていた。彼らは初期の功利主義者の不毛な楽観主義およびそれに続いたむしろ皮相な悲観主義からかけ離れていた。彼らは貧者の労苦

に関心を抱き、既存の経済体系の不平等を大いに意識していた。しかしカーライルやラスキン Ruskin とは異なり、彼らは確信的な民主主義者であり、新たな民主的國家の課題としての社会改革について考えていた。彼らは普通の人々にたいするカーライルの侮蔑および貴族政への彼の傾斜を共有してはいなかった。彼らはカントがルソーから得たもの、すなわち普通の人々の価値と尊厳の明白な信念をカントから得ていた。彼らは何よりも先に精神的民主主義者であったゆえに政治的民主主義者であった。功利主義者によって据えられた民主主義の理論的基盤は基本的に不適切であったと彼らは確信していた。その基盤は決して十分に深いものではなかった。すなわち人間性に関するその概念はあまりにも浅はかである。充分な政治理論が構築される前に、新たなスタートを切らねばならず、人間性と人間行為の適切な概念を獲得しなければならないと彼らは感じていた。それが彼らのうち誰一人として政治理論だけに関心を抱いた者はいなかった理由である。彼らの政治学は人間性と世界に関する見解—道徳哲学と形而上学に関する見解の帰結であるべきであった。

新たなスタートを切るうえで、彼らは、全体的に功利主義者に靈感を吹き込んだフランスの作家を超えて、近代民主主義の真の定礎者であった17世紀の清教徒に回帰したのであったが、この清教徒の諸観念を18世紀のフランスの作家が明確化し、一般化し、また陳腐化したのである。民主主義に関する最近の作家であるウールフ氏 Mr Leonard Woolf は、民主主義とキリスト教は両立しないと論じた。グリーンと彼の学派的議論によれば、そのような判断は明らかに誤りであり、民主主義は宗教に基づいていたし基づかなければならず、人間的質に関する原理は宗教的原理でありそれ以外の何ものでもないとしたであろう。功利主義の運命は、宗教の重要性を過小評価しようとする民主主義の理論がいかに全体的に不十分であり、それゆえにいかに浅はかであるかを示していると彼らは述べたことであろう。人間に関する功利主義的原理は、それが本質的に非宗教的であるがゆえに、社会・政治生活の重圧と緊張に耐えるにはあまりにも狭量で

あると証明された。

彼らが成長しつつあったとき、大学において現に流布していた哲学は J. S. ミルの哲学であった。彼の立派な高貴な性格は、彼が受け継いだ信条とむなしく格闘しており、彼の哲学は実際にそのなかに活力ある要素をもった一種の折衷主義であったが、実りある社会あるいは政治原理を生み出す能力はなかった。その位置に包括的な哲学体系が置かれなければならなかった。功利主義あるいは観念連合説あるいは経験論はすべてその線に沿って打破されなければならなかった。そしてこれらの自由主義者は、いくつかのきわめて非民主的な根源への彼らの哲学的靈感のために、カントおよび17世紀の清教徒と同様にプラトンとヘーゲルに向かった。しかしそうするうえでの彼らの目的は、功利主義者が始めたことをより良く、またより徹底的に遂行することであった。

われわれはおそらく、人間性に関する功利主義者の見解が、理想主義者が主張したように根本的に誤っているとすれば、功利主義者はいかにしてあれほど多くのことを成し遂げたかを自問することによって、功利主義者と理想主義者の関係を解明できるであろう。功利主義の心理学と倫理学は実際に擁護できないものである。きわめて僅かな検討でも、すべての人間が功利主義者の規定したような意味での幸福を追求すること、各人が自らの快楽を追求することから、各人が最大多数の最大幸福を追求することへの推移は、明らかに誤った考えであること、また、功利主義者が自信をもって伝えた心理学的快楽主義は、彼らが現実にきわめて堂々と擁護した正義の諸原理と矛盾していることがまさに問題なのではないことを示さなければならない。「各人は1人として数えられねばならず、1人以上に数えられてはならない」は快楽主義から引き出されるものからは程遠く、それと明らかに矛盾している。あれほど多くを成し遂げ、しかも科学的・体系的であることに基づいて、ほとんど何らの批判も受けない教義はほとんどあったためしがない。功利主義はそれほど基本的に不適切であったとすれば、それはいかにしてあれほど偉大なことを成し遂げたのか。

部分的な答は、ある教説の現実的成功はその知的一貫性の証拠ではないということであるかもしれない。マルクス主義の価値論の異常な力を見るという。しかしまた、功利主義者は立法者の観点から政治に着目し、従って彼らは主に国家がすべきではないことを述べることに関心を抱いていた。ベンサムが画びょうは詩と同様に便利であると言ったとき、このおかしい言明によって彼が実際に意味したことは、ある人間が詩を好むように画びょうを好むのはそれが便利だからであるということではなく、国家は人々が画びょうによりもむしろ詩に快樂を見出すことを奨励するような権力を行使すべきではないということであった。というのは、国家の目的は自由を促進することであり、人間の自由な活動を当然視することであり、自由を妨げるのではなく促進するために権力を行使すること—ミルの『自由論』のなかで雄弁に、また高潔に表明された見解—であった。功利主義者は、人間を道徳的にすることが国家の役割であるという見解—彼らがまさに否定した見解—が流布しているのを見出していた。彼らは国家の強制的活動は厳格な制約をもたなければならないと確信していた。というのは、人間の自発的な非政治的活動の有益な効果を彼らは信じていたからである。せいぜいのところ彼らが承認したのは、そのような活動からは不協和と不平等が生じる可能性があるということであり、国家は適正な予防策を施すことで、それらを矯正できるかもしれないということであった。そのような行為の目的は常に、より調和的に人間の自発的活動を促進することであった。

いまや、この問題について、功利主義者と理想主義者双方が合意する点にまで到達する。というのは、功利主義者が、あなた方は強制によって人間を幸せにすることはできず、障害を除去することによってのみ、人間に自らの幸福を見出すための視野を与えることができると主張したのに対して、理想主義者は、あなた方は強制によって人間を道徳的にすることはできず、障害を除去することによってのみ、人間に善き生を送るための視野を与えることができると主張したからである。そしてある点までは、それ

ぞれの学派が獲得することを目指す自由は同じであり、あるいはむしろ、おそらく、一定種類の国家干渉は両方の教説によって等しく非難される。グリーンは次のように言う。

「罰則の脅威によって社会的利益から生ずるべき外面的行為のあらゆる直接的強制は一従ってそれに従わないことに対する罰則を意味するそのような行為を必然的に要求する法は一、これらの利益からの自発的行為に干渉し、結果的に、権利を有益に行使する条件である能力の成長を抑制する。」

ここでグリーンは少なくともある点まで功利主義の教説と同じ実践的含意をもつ何ごとかを述べている。従って、功利主義者が、人間を道徳的にすることを志向していた国家干渉を攻撃することに関心を抱いていた限り、彼らが、人間が自らを道徳的にする方法を誤解していたというのは問題ではなかった。個人を誤った国家的強制から自由にする仕事はいずれにせよなされねばならなかった。立法は個人およびその可能性を前提としなければならないという感覚がある。個人の可能性を解放することが立法の目的であり、何らかの解放はこれらの可能性がいかなるものであれなされう。

しかし遅かれ早かれそのような行為は限界に達し、従って国家がなすべきこと、あるいはなすべきでないことに関する考察は、個人に何が期待され、何が期待されるべきでないかを考慮しなければならなかった。かくして功利主義の心理学の不十分さは避けられないことが分かった。というのは、功利主義が個人を当然の前提としたのは、国家がなしうるすべてを行う場合、すべての社会的・政治的取り組みの成功は個人の努力・信念および活力にかかっているという意味においてではなく、個人は自然の調和のなかで自ら機能するように位置づけられているという意味においてであったからである。各人が自分の幸福追求を妨げられなければ、それは万人の幸福を生み出すであろう。功利主義者は民主主義の諸問題に、ベンサムのような科学的立法者の、あるいはJ. ミル James Mill のような東インド会社の公務員の静かな高みから、知恵を導くべき大衆の努力を計算する優れた人々としてアプローチしていた。彼らは政治学を可能な限り厳密な科

学とすることを望んでいた。そして科学者は、社会問題にアプローチする場合、自分たち以外の人間性を、原子論的・同質的であると常に見なしがちである。そうであればあるほど、それは彼の実験的資質の痕跡をますます整える。他方、理想主義者は真の民主主義者であった。彼らは普通の市民の立場から民主主義の問題にアプローチした。グリーンは学寮のチューターであり、大学の教授であったが、オックスフォード市の諸問題に深く関心をもっていた。彼はオックスフォード市学務委員会の委員であり、オックスフォード市参事会の勤勉な会員であった。特徴的であったのは、彼は大学のメンバーのひとりとして市参事会に指名されたのではなく、市の北区の一候補者として普通の方法で立候補していたことであった。彼は沈滞した日々の政党組織の委員会活動を分担した。彼は学務委員会に奉仕するとともに、オックスフォード市年少学校の創立に主要な役割を果たした。彼は酒類売買禁止運動でアクティブな役割を担うと同時に、セントクレメン스에コーヒー・タバーンを立ち上げた。普通の男女の不断の公平無私な献身が近代民主主義を作動させるようになることを、彼は他の誰よりも理解していた。彼は自らが政治の管理運営に参画したことの意味を理解していた。彼はアクティブな市民であることの意味を知っていた。それと同じことがグラスゴーにおけるケアードおよびロンドンにおけるボサンケットにも言える。国家に関する彼らの理解は、普通の市民としてそれに奉仕することから来ていた。

そのような立場は確かに彼らの民主主義哲学を際立たせた。民主主義はいかに普通の人々を頼みにしているか、従って快樂主義が民主主義理論の基礎としていかにまったく不十分であるかを彼らは知っていた。すべての人が市民の側の政治にアクティブに参画するにつれて、宗教から靈感を得ている人々による政治的努力のなかから活発な運動がなされることを彼らは知っていた。彼らは社会生活・社会活動に積極的に参画することから出発し、それから国家と国家の活動が彼らの取り組む問題にたいして彼らに資することができることを問題にした。それはトップからは、すなわちブ

ロの立法家あるいはプロの公務員の立場からは理解されえない。理想主義者としてのこれらの人々について語る場合、われわれは、理想主義者は実践の問題とはかけ離れており、政治の日常的な難しさを知ることなく、抽象的に国家について思索する人々であることを暗示しがちである。しかし、理想主義の並外れた価値が実践的な民主主義の管理運営に向かうことを知っているのは、政治と社会的取り組みの退屈な予備作業に参画し、無能力・自己満足および宿命論から生ずる難点に、他の普通の人々とともに取り組んでいる男女以外にはない。グリーンと彼の学派は理想主義者であったが、彼らは人間性についての幻想—どちらにせよいかなる幻想も抱いてはいなかった。彼らの理想主義は、国家をそれが何をなするかという観点から重要視するという点にある。歴史的に展開したあらゆる社会制度の性質は、その原理的始原から上昇するよりもむしろ、その最高の実現から下降してそれに注意を払うことによって最もよく理解されることを、彼らはプラトンから学んだ。国家の、また実際にはあらゆる制度の正当化は、それが人間に与える、それを良く用いるための機会にかかっている。そのような態度は、諸制度がその可能な形態からいかに程遠いかを、あるいは人間がそれらを倒錯して使用していることを認識することと見合っている。グリーンの『政治的義務の諸原理』のなかに、「力ではなく意志こそが国家の基礎である」と名づけられた偉大な章がある。このタイトルそのものが、一定の批判者によって、どうしてもなく理想主義的な外観を示すものと受け取られている。しかし、次のパラグラフの平静さのいかに健全なことか！

「国家によって実現される共通善という観念は決して、諸国家を形成させるにいたる歴史過程の能動者である人々に働きかける唯一の力ではない。そしてそれがそれらの人々に働きかける限り、それは、そのような働きかけが、あるきわめて不完全な形態で認識されるものに過ぎない。このことは、むしろ能動者として国家の形成と維持に寄与した人々およびむしろ受動者としてそのことに寄与した人々に等しく当てはまる。きわめて思慮深く冷静な政治評論家でさえ、彼が属する国家によって満たされる善の観念

を認識する能力があると装うことのできる人はいない。彼はその観念を、その諸関係のある点のなかで感知するに過ぎない。しかし彼がそれを感じるのは、共通善としてである。すなわち、彼自身あるいはこの人間あるいはそれ以外の他の人間のための善としてではなく、人間相互の関係および人間共通の性質によって、等しくすべての成員のための善としてである。普通の市民が国家によって満たされる共通善についてもつ観念は、内容的にずっと限定されている。彼はまったく、国家が彼にたいして示す何かとの関連でその善について考えそうにはない。しかし彼は、週末に賃金を得ることに、店で金額分のものを得ることに、彼自身の人格あるいは彼の妻の人格の不可侵性のなかにあるようなものとしてに過ぎないにせよ、彼自身と彼の隣人に共通する一定の利益と権利に関して明確に理解している。習慣的・本能的に、すなわち理由を問うことなく、彼はこれらの局面で行う要求を他の局面で行う同様な要求への彼の認識にかかっているものと見なし、従って、適切な意味での権利—その本質が他の人々と彼とに共通しているもののなかにあるような要求—と見なしている。このような固有の認識がなければ、彼は事実上自らによって社会から葬られる「危険な階級」のひとりである。それによって、国家をその名のもとに崇拜せず、それを維持するうえで他の人々と共有する利益の感覚をもたなくとも、彼は法によって維持される共通善の必要な初步的概念をもつのである。この概念が彼を忠実な臣民にしそこねる場合、知的な愛国者にしない場合には、それは国家の責任である。それは、国家が真の国家ではなく、万人の利益という観点から平等に法を維持する主要な機能を実現していないしるしであり、階級の利益で運営されているしるしである。そこでは結果的に、進んでそうしない場合には国家が市民に強制する服従は、彼が進んでそうすることで何らかの自発的利益を感じるような服従ではない。というのは、そのような服従はそれ自体、彼自身が彼の隣人と共通していると理解する権利と利益を維持する条件とは映らないからである」(*Principles of Political Obligation*, § 121)。

グリーンと彼の学派は、政治に含まれる道徳的問題に関心を抱くという点でも理想主義者であった。彼らは単に国家が現実にはいかなるものであり、何をなすのかを説明しようとしているだけではなく、政治的義務の原理に取り組もうとしている。その問題は彼らにとって、何よりもまず個人の観点―「わたしは何故国家に従うべきか」―から考慮されるが、この問題への答は彼らにとって、国家が道徳生活に貢献すること、あるいは貢献できることにかかっている。彼の講義の最初のパラグラフでグリーンは次のように言う。

「わたしの目的は、法によって、あるいは国家が執行する権利・義務の体系によって果たされる道徳的機能あるいは目的を考察することであり、そうすることで法への服従の真の根拠あるいは正当化を発見することである。構想としては(1)わたしがあるべき法の真の機能と見なすものを素描し、これは同時に法に従うわれわれの道徳的義務であり、従ってあらゆる点でわたしは道徳的義務 *duty* を法的義務 *obligation* から区別する、(2)近代ヨーロッパに流通してきた政治的義務の主要な学説を検討し、それらを批判することによって、より明確に、もっと真理に近い教義の主要な論点を引き出す、(3)文明国家のなかで強制される主要な権利・義務を詳細に考察し、それらを正当化するものおよび述べられる原理の上でそれらを尊重する根拠であるものを探究する」(*Op. cit.*, § 1.)。

かくしてグリーンは次のように論ずる。

「市民生活の諸制度の価値は、意志と理性の能力に現実味を与え、それらの能力が自由に行使されることを可能にするものとしての作用にある。特定の逸脱から離れたそれらの一般的効果において、それらの制度は、人間が、外的諸勢力によってあちらこちらに動かされる代わりに、自らの可能な充足の観念によって自由に決意することを可能にし、従ってそれらは意志と呼ばれる能力に現実味を与える。そしてそれらは、各人が他のすべての人々のより善き存在に貢献するような社会組織のメンバーとして行為することによって、彼の理性、すなわち彼の自己完成の観念を実現すること

を可能にする」(*Op. cit.*, § 7.)。

これは社会制度全体の道徳的正当化である。しかし、法と国家は、社会生活の他の制度から区別されるものとして、強制力を当然ともなうという点で、特別な正当化を必要としており、従って強制力と道徳生活との関係は特殊な関係である。

「自然権 *jus naturae* は、法によって強制されることを承認するゆえに、道徳的義務の領域から区別される。道徳的義務はそうのように強制されることを承認するものではない。道徳的義務は法によって強制されるべきかいないかという時折提起される問題は、現実には無意味な問題である。というのは、それらは単に強制されえないからである。むしろ、その道徳的性格が一定の動機と気質に依存しているような外面的行為の強制はしばしば、そのような動機と気質を不可能にする一因となるであろう。そしてこのことから、行為の強制に関する法本来の領域への制約が生ずる。…かくして、少なくとも現実に維持されるようになるべきであるような、権利・義務の体系である自然権は、本来の意味における道徳性とは別個である。しかしそれらは相互に関連している。…」(*Op. cit.*, § 10.)。

このようにしてわれわれは2つの原理によって法の倫理的批判に着手する。(1)外的以外の何ものでもない行為は、(限定された意味で)「義務」の問題でありうるということ、(2)義務の問題とされうることに関連して、いかなることが義務の問題とされるべきかという問題—法によって実際に確立されるものとしての権利・義務がいかに真の自然法に対応するかという問題—は、法および法によって課される義務がそれだけで価値をもつことに奉仕するものとしての道徳的目的に照らして考察されなければならないということ。その後のパラグラフで彼は言う。

「法の任務は生活の一定の条件を維持すること—それらの条件の維持に不可欠である一定の行為がなされ、それらの条件に干渉する他の行為は削除される—ということを理解すること—である」(*Op. cit.*, § § 10 and 11.)。

かくしてこれが、法の道徳的機能—強制される道徳性は名辞矛盾である

ということ、それでも法は生活の一定の条件を維持するのに役立つゆえに道徳的目的に奉仕するということ一に関するグリーンの基本的立場である。道徳性と法との関係は創造的ではなく、付随的であるゆえに、この見解に基づく国家は社会から区別されねばならない。国家は1個の枠組として作用するのであって、その枠組内で、それ自らの現実的生命をもつ社会制度が繁栄する。「国家は、諸権利をともなう他の共同体形態を前提とし、それらの諸形態を維持し、確保し、完成するものとしてのみ存在する」。この全体的立場の結果として、法の性質および「自然権」にたいして彼が与える新たな重大な意味に関する彼の説明が行われる。

国家の目的は、

「人間の自由な意志決定を可能にすることであり、従って、権利—国家の別の目的一は自由あるいは諸自由への支援である。しかし、諸自由は、それらを行使する目的である善との関係を欠けば、効用はなく、意味をもたない。“あるべき”というのは、それを受け入れられる人の側では、ひとつの絶対的な目的として、彼自身の到達されていない条件である、ひとつの理念の概念を意味する。この概念なしには、権利としての力の認識は不可能であろう。ある人間の側からする力は、他の人間によって、これらの人間がある点でそれを、一様に認識する自らの理念的善への手段と見なす場合に行使されるべきである力のように認識される。そして力の所有者は力を、彼が関心を抱く善に貢献すると認識されるその存在の意識を通じた権利と見なすにいたる。従って、(1)社会のメンバーでない限り、(2)何らかの共通善が、各メンバーのためにあるべき彼ら自身の理念的善として当該社会のメンバーによって認識されるような社会のメンバーでない限り、誰も権利をもつことはできない」(*Op. cit.*, § 25.)。

かくして、あらゆる所与の社会において、共通善のある種の認識が存在するとすれば、防衛され、認識されるべき、行為の一定の力が存在する。というのは、それらの力はそのような共通善の維持と促進に貢献するからである。それは結果的に、それらの力はそのように認識されるであろうし、

従って現実には法的権利と認識される権利と、そう認識されるべき権利とが区別されねばならないということにはならない。これは明らかに、実定法と自然法の古い区別に対応している。しかし自然法はグリーンによってまったく新たな性質を与えられる。それは依然として現実の法の準拠となる理念である。しかしそれはあらゆる時代と場所で同じであるような、不変の理念ではない。それはそれ自身、ある一定の所与の時代での社会の道徳的条件に依存している。認識されるべき権利は、その時代のその社会によって現に認識される共通善に依存している。その意味で政治は常に倫理を当然の前提としなければならない。

従って、能動的市民としてのわれわれが、権利と義務の一定の体系を維持するために、いかに国家の資源を要求すべきかを考察しつつある場合、われわれは、権利と義務のあらゆる体系は、善き生を創造するのではなく、善き生の実践にとって望ましい環境を維持しうるに過ぎないということを想起すべきだけではなく、法によって促進され援助されるべき善き生とはいかなるものであるのかに関するわれわれの概念は、抽象的な善、われわれ自身の善に関する概念にではなく、社会のメンバーは概して共通善のために存在すると認識するであろうことをわれわれが信ずるということに依存していることをも想起すべきである。われわれが現にある法からあるべき法に訴える場合、われわれの訴えはわれわれ自身の時代と社会の普通の人間の能力と礼節への理に適った信念に基礎付けられるべきである。われわれの訴えは、現にある国家から、その市民がいかなるものであるかを考察する、理に適ってありうる国家にたいしてなされるべきである。

これは、自然な譲渡できない権利への古い訴えかけの明確な決定的性格を何らもつものではない。それはスローガンと決まりきった考えを超えようとする民主主義を前提としており、政治問題をその真価に基づいて考察することを可能にする。しかし疑いなくそれは、国家はその市民を前にしてそれ自らを正当化することを継続的に問われているということを前提としている。国家の力の正当化は、その力が与える職能に依存するという教

説は、これらの職能が与えられない場合には、国家の力は正当化されず、従って政治的義務は消滅するということを含意すべきである。グリーンの名所のひとつは、国家は道徳性への巨大な職能を与えるべきであり、与える可能性があるということ、また、国家は必ずしもそのような職能を与えなかった一実際にはそれと反対のことをする可能性がある一のもまたまったく明らかであるということ、従って市民は国家に反対する権利をもつということ、グリーンが認識していたということである。国家が通常、市民の服従に値するとしても、国家に服従しないことが市民の義務である時がある。

「われわれが国家を社会関係の維持者・調整者と見なすとすれば、結果として個人は国家に反対する権利をもちえない。すなわち国家の法は彼にとって絶対的權威とならざるを得ない。しかし事実上、現実の国家はせいぜいその理想の機能を部分的にしか実現しないので、われわれはこのルールを現実に適用することはできない。市民は一市民としてとは違った方法で決して行為すべきではないという一般原則は、彼の国家の法に従うすべての条件のもとで、それが義務であると説得するものではない。というのは、それらの法は社会関係の維持者・調整者という国家の真の目的と矛盾する可能性があるからである。…かくて、個人は社会的幸福に関する不完全な見解に基づいて制定される法律に反対する権利をもたないのかという問いには、われわれは、好きなことをする権利に基づいて確立される法律に反対する権利はもたない、と答えるであろう。反対する権利がいかなるものであれ、社会的幸福との関係に基づいて、また、その関係に彼の同胞市民が気付いているということに基づいて確立された反対権を彼はもたなければならない。彼は、彼によって1個の権利として要求される力の行使に含まれるようなものとして一般的に認識される何らかの公的利益を指摘する能力がなければならない。すなわち、それは同胞市民によって認識されさえする全体的な幸福ではなく、要求される力の行使を促進することに関心を抱く階級の特別な利益であることを示す能力がなければならない」(Op.

cit., § § 143 and 144.)。

しかし、市民が国家に反対する権利をもちうる以前に存在しなければならない条件すべてをグリーンが注意深く述べるにせよ、彼は次のことに同意する。

「それに関する縁遠い何らかの哲学者の見解に従うのみならず、人々が吸収しうる概念に従う公的利益が、何らかの現実の法の侵犯によって最もよく実現されるような事例がある。」

このようにして、われわれはグリーンから、功利主義者から得るものよりもはるかに高度な国家機能に関する概念を得る。善き生はすべての社会活動の目的である。それは自由なしには存在しえない。国家はそれを間接的に促進できるだけであり、その範囲と能力を見誤ることによって、それを害する可能性がある。しかし、国家の強制は自由への妨害に過ぎないのではなく、従って善良な市民は、社会的・経済的条件のなかで、善き生を送ることに不可欠な諸条件を害しているのは何かを考慮するであろうし、国家の強制がこれらの有害な条件の除去に用いられることで真の自由の増加を生み出すことがないのかどうかを問うであろう。実に、19世紀後半の社会立法は、経済的あるいは社会的不平等あるいは自由の欠如をささげることによって、人間の自由を増大させた。これは例えば、『国家干渉の諸原理』のなかでリーチーによってとられた立場である。この政治理論は実際に功利主義よりもはるかに経験的である。というのは、われわれが国家のすべきことあるいはすべきではないことを問題にする場合、われわれはその時代の社会制度と市民の能力を考察しなければならないことをその理論は含意しているからであり、われわれの答はおそらく、それは利益の均衡の方向次第であるということ以外にはない。この理想主義は、市民としての責任から、できる限り徹底的かつ注意深く諸事実を研究することから、また理に適った信念であるものに基づいて行為することから、あえて人間を解放しようとするものではない。従って、政治理論は実践的な政治問題への明快な答えを与えるべきであり、国家がすべきであること、またすべ

きでないことは何か、あるいは法に服従しないことについて、市民が正当化されるのはどんな時かを説明すべきであると考えの人々にとって、グリーン
の教説は不明瞭で確定的ではないように思われるかもしれない。

「諸問題に関するそのような段階では、市民は彼を導く「権利」(その語の厳密な意味における)の規則をもたない。…彼をどちらかの道に向けるものは何もなかったのか。単純にわたしが答えるべきは、それは人類の道徳的善に注目する全体的規則であり、その不可欠な手段は、共通の利益のなかで、人間の外面的行為の統一的制御を再び要求する国家の組織である。…個人に期待されるものよりも多くの知識と先見の明がなければ、この規則は、例えば彼がそのことを認識していたとしても、彼に確かな指針を何ら与えることはできないということは承認されねばならない。しかしこれは、採用される行為の指針がきわめて重要な効果をもつ可能性があるが、適切な指針とはいかなるものであるのかを知ることはきわめて難しいような政治的困難の時代があると言うことであるに過ぎない」(*Op. cit.*, § 106.)。

疑いなく、環境が事例を改変し、諸原理が、それを適用することで人間の行為を麻痺させる可能性があるという理由で、知識と判断を必要とすると明言されるべき時代があり、教条的学派の、誤ってはいても明確な宣告が、現実により効果的である時代がある。グリーンの諸原理は、それを適切に適用するためには、教養ある民主主義を当然ともなうものである。

だが彼らは何の規則も書かず

それによって行為がもっと小さな問題でこれらの原理を調整できるような注釈も書かなかった

彼らが高潔な人格で争うとき

それらの原理の使用はわれらの生活を織り成すこみ入った偶然性とも、語られない因果連鎖とも合わない

そのような未踏のジャングルで、善き人は正義をなし

一方邪悪な人はしくじり、悪をなす

(Robert Bridges, *The Testament of Beauty*.)

著作リスト

A. 1 次典拠

Green, T. H.:

1. *Prolegomena to Ethics*. 1883.
2. Works, edited by R. L. Nettleship. 3 vols. 1885-88.
3. *Lectures on the Principles of Political Obligation*. 1895.

B. 2 次典拠

Fairbrother, W. H. : *The Philosophy of T. H. Green*. 1896.

Muirhead, J. H. : *The Services of the State*. 1908.

Nettleship, R. L. : *Memoir of T. H. Green*. 1906.

Ritchie, D. G. : *The Principles of State Interference*. 1891.

Sidgwick, H. : *Lectures on the Ethics of T. H. Green*. 1902.

4 おわりに—基礎的研究文献について

ここで紹介された論文は、それぞれ19世紀末、20世紀前半に書かれたものであるが、私見ではイギリス理想主義の政治哲学についてのきわめて優れた論稿であり、その意味で古典的価値を決して失わない。ある哲学者の政治哲学の意義が解明され、受け継がれていく、その好個の例をわれわれはこの2つの論文のなかに見て取ることができる。

以下、とても包括的とはいえないのはもちろんであるが、比較的最近出版されたものも含めて、研究室にある1次・2次文献を列挙する。

1. Peter Nicholson ed., *Works of Thomas Hill Green*. 5 Vols. 1997.
2. Melvin Richter, *The Politics of Conscience: T. H. Green and his Age*. 1996 (1963).

- 3 . Ann R. Cacoulllos, *Thomas Hill Green: Philosopher of Rights*. 1974.
- 4 . I. M. Greengarten, *Thomas Hill Green and the Development of Liberal-Democratic Thought*. 1981.
- 5 . Subrata Mukherjee and Sushila Ramaswamy eds., *Thomas Hill Green*. 1995.
- 6 . Sandra Den Otter, *British Idealism and Social Explanation: A Study in Late Victorian Thought*. 2004 (1996).
- 7 . David Boucher ed., *The British Idealists* (Cambridge Texts in the History of Political Thought). 1997.
- 8 . David Boucher and Andrew Vincent, *British Idealism and Political Theory*. 2000.
- 9 . Colin Tyler, *Thomas Hill Green (1836-1882) and the Philosophical Foundations of Politics*. 1997.
10. Maria Dimova-Cookson, *T. H. Green's Moral and Political Philosophy: A Phenomenological Perspective*. 2001.
11. Matt Carter, *T. H. Green and the Development of Ethical Socialism*. 2003.
12. Peter Nocolson ed., *Collected Works of D. G. Ritchie*. 5 Vols. 1998.
13. Bernard Bosanquet, *The Philosophical Theory of the State and Related Essays*. 2001.
14. David Boucher and Andrew Vincent, *A Radical Hegelian: The Political and Social Philosophy of Henry Jones*. 1994.
15. Peter P. Nicholson, *The Political Philosophy of the British Idealists: Selected Studies*, 1990.
16. David Brink, *Perfectionism and Common Good: Themes in the Philosophy of T. H. Green*, 2003.
17. Albert de Sanctis, *The 'Puritan' Democracy of Thomas Hill Green*,

2005.

18. Denys P. Leighton, *The Greenian Moment: T. H. Green, Religion and Political Argument in Victorian Britain*, 2004.

研究ノート

高齢者の支援と財産管理

古 田 重 明

目次

- 一 はじめに
- 二 地域福祉権利擁護事業
- 三 判断能力低下進行にともなう処置
- 四 判断能力ある間の処置
- 五 おわりに

一 はじめに

秋田県における平成16年10月1日現在の総人口1,159,229（男548,007人、女611,222人）のうち65歳以上は303,410人（男121,469人 22.2%、女181,941人 29.8%）で、26.2%を占める。全国平均（H15）19.00%に対し、あまりにも高く、超高齢社会といえることができる。全国の高齢化予測では2015年25.2%であるから秋田県は平成16年10月に既に25%を超えていることになる。（平成17年の人口動態未公表のため）

高齢者が健常者であるうちは別に心配はいらない。しかし加齢とともに体力・知力の衰えが始まり、いつボケるかわからない。明日のこともわからない。くよくよしてもはじまらない。子供がいるから大丈夫は本当は大丈夫ではない。財産があればあるほどねられていると考えた方がよい。チホウが始まれば、財産がどう処理されようとわからないのだ。子供をあ

てにしたいが、あてにならない。むしろあてにしない方が賢明なのだ。ポケル前に、健常者であるうちにしておくべきことがある。

認知症の人などの財産被害 (朝日17・8・19)

財産被害を受けたことのある認知症の年寄りや知的障害者らのうち65%が家族や親族・知人による被害だったと全国社会福祉協議会がまとめたと報じられている。加害者が身内である。

高齢社会対策基本法では、前文に「高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。」「このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し適切なものとしていく必要があり、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果していくことが必要である。」と宣言している。

また基本理念として第2条第3号に「国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」が構築されることを基本理念として行わなければならないと規定している。

さらに基本的施策として第9条第3項に、国は高齢期のより豊かな生活の実現に資するため、国民の自主的な努力による資産の形成等を支援するよう必要な施策を講ずるものとする。とある。資産の形成等の等には、高齢者がそれまで宮々と蓄積して来た資産の維持管理を含むものと解される。されば高齢者が体力知力記憶力の衰えとともに自己管理できなくなったときのため誰かが適正に管理し、高齢者自身のため使用できるシステム、支援体制をととのえなければならない。

二 地域福祉権利擁護事業の活用

（一） 判断能力が不十分な者、一人暮らし高齢者、日常生活に不安のある者に対する支援

1 判断能力不十分な者とは痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者であって日常生活を営むのに必要な支援を受けるための情報や判断、意思表示を本人のみで適切に行うことが困難と思われる人をさす。

2 相談受付 社会福祉協議会が、本人、家族、民生委員、児童委員、福祉サービス事業者、保健師、行政機関等から相談を受けつける。

3 援助内容

（1） 福祉サービスの利用援助

- ① 情報提供
- ② サービスの利用、利用をやめるに必要な手続
- ③ 利用料を支払う手続
- ④ 苦情解決制度利用手続

（2） 日常的金銭管理サービス

- ① 年金、福祉手当の受領に必要な手続
- ② 医療費を支払う手続
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続
- ④ 日用品等の代金を支払う手続
- ⑤ ①～④の支払にともなう預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続

（3） 書類等の預かりサービス

- ① 年金証書
- ② 預貯金の通帳
- ③ 権利証
- ④ 契約書類

- ⑥ 保険証書
- ⑦ 実印・銀行印
- ⑧ その他社会福祉協議会（実施主体）が適当と認めた書類
- ⑨ 株券、有価証券、遺言書、不動産、貴金属、絵画等は預かることができないことになっている。

4 支援内容拡大の必要性

- ① 高額な財産管理や土地処分等専門的知識が必要な高齢者の増加
- ② 商品購入に関する簡易な苦情処理利用援助を必要とする高齢者の増加
- ③ 日常生活に不安のある者、自分ひとりで意思決定し、実行することが難しい状況にある高齢者の増加。たとえば、日常生活上の金銭管理を行うことが困難な者、あるいは日常生活に必要な衣食住の管理が困難な高齢者の増加

5 金銭管理の問題点

- ① 公共料金、新聞代の支払滞納
- ② 家賃地代の滞納
- ③ 消費者金融への負債
- ④ 訪問販売による不必要な物品購入
- ⑤ 収入に見合わない使途不明の支出
- ⑥ 知人親族との金銭貸借、特に知人家族親族への金銭貸与につき搾取される可能性大なる者
- ⑦ 知人の借金の肩代りをしている者
- ⑧ 通帳印鑑権利証の置き場所忘れ、管理困難
- ⑨ 金銭管理を福祉保健医療関係、金融関係の支援者にまかせている（民生委員、生活保護ワーカー、福祉施設職員、医療ソーシャルワーカー、保健師、ホームヘルパー、銀行員など。）
- ⑩ 金銭管理を個人的な援助者（家族、親族、ボランティア、近所の人、知人など）。しかし、知人、親族、家族の場合管理内容に疑問

が多々あり、財産的搾取の可能性が否定できない。

事例 1

A 女は80歳、数年前夫を亡くし、独居在宅だが、痴呆性（認知症）高齢者となり、財産管理と身上監護の必要性が生じて来た。収入は夫の遺族年金と本人の国民年金合計約140万円（月平均11万 6 千円）。宅地100坪と居宅を所有。預貯金はあるようだが額は不明。親族（四親等内）は居るが遠方に住んでおり、A 女の生活支援には距離的に無理であり、関わりたくない様子。

対処 福祉行政（ケースワーカー等）の関与。

右事例の場合まず、地域福祉権利擁護事業による生活支援員の利用、訪問看護、デイサービスなど受けられる。このとき契約締結が必要（締結に必要な判断力の存在が前提となる。契約書は別紙様式資料 1、1 の 2 参照）

6 業務担当者

専門員と生活支援員の配置

相談受付（初期相談）から支援計画の策定、利用契約締結に至るまでの業務を行う者として「専門員」と支援計画に基づいて具体的援助を行う「生活支援員」が実際の業務を担当する。（支援計画書は資料 2 参照）

7 福祉サービス利用援助契約締結、支援内容実行の担保

利用援助契約締結が可能かどうかの判定は、判定ガイドラインに基づき専門員による判断と利用者の判断能力に疑義がある場合、都道府県社会福祉協議会に設置される「契約締結審査会」による審査がある。

また監督機関として同じく都道府県社会福祉協議会に設置される「運営適正化委員会」があり適正に運営されているか審査することになっている。

三 判断能力低下進行にともなう処置

痴呆（認知症）の程度つまり精神障害の程度により、被補助人か、被保佐人か成年被後見人の審判が必要になる。

(1) 補助開始の審判

誰が申請することになるか。

精神障害により事理弁識能力が不十分なときは、補助開始の審判が必要なため本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求による。本人以外の者の請求によって補助開始の審判を為すには本人の同意あることを要する。（申請書様式は資料3）

(2) 保佐開始の審判

精神障害により事理弁識能力が著しく不十分な場合、保佐開始の審判が必要であり、申請権者は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求による。（申請書様式は資料4）

(3) 後見開始の審判

精神障害により事理弁識能力を欠く常況にある場合、後見開始の審判が必要であり、申請権者は、本人、配偶者、四親等内親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官である。（申請書様式は資料5）

(4) 市町村長の申立権

上の1、2、3のそれぞれについて、身寄りのない人、申立権者がいない人のために、市町村長（特別区の区長を含む）にも申立権が認められました。老人福祉法32条、市町村長は65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第12条第2項、第14条第1項、第16条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

知的障害者福祉法第27条の3 市町村長は知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第12条第2項、第14条第1項、第16条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2 市町村長は精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第12条第2項、第14条第1項、第16条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

(5) 市町村長を申請権者とする理由

福祉を図るため特に必要があると認めるときとは、身寄りのない人など、申立権者がいないため、後見、保佐、補助などの保護を受けられない状態を防ぐために認められたものです。本人の精神障害の程度すなわち、判断能力が後見、保佐、補助開始に相当する程度であっても、本人の意思や家族の有無とその意思、生活状況、財産状況などからみて、申立てが必要と認められる場合、市町村長に申立権を認めるというものです。

なお検察官も申立権者になっていますが、これは本人、配偶者、四親等内親族が申立てをすべき状態にあるにもかかわらず、申立てをせず、公益的判断から補充的に認められたものと解されている。（東京高決昭和56年12月3日判時1035号57頁）。

四 判断能力ある間の処置

(一) 任意後見契約の活用

1 任意後見契約は公正証書によりしなければならない。公証人高橋章先生から任意後見契約公正証書の見本を作成していただいたので後掲資料6を是非参照願いたい。あまり目にふれるものでなく、貴重な資料である。また任意後見契約の個々の註書にも、わかりやすく詳細に解説されている

ので、これも資料として掲載した。

2 任意後見契約の効力発生は任意後見監督人が家庭裁判所から選任されたときから生ずる。つまり任意後見人の事務を適正に担保するため監督すべき後見監督人が必要だからである。

3 任意後見人の職務内容 資料6の第3条以下参照。

4 誰が任意後見人になれるか。

自然人（個人）、法人（社会福祉法人、学校法人、NPO法人など）。

（二）遺言^{したた}を認め安心老後

遺言は遺言者生存中に最終の意思を表わすことである。法定相続分と異なる財産の分配をすることである。

多く活用される遺言の種類は、自筆証書遺言と公正証書遺言である。

1 自筆証書遺言は、一番簡便な方法で遺言内容の全文、日付、氏名を自分で書き押印するだけでよい。日付は年月吉日とすれば日付は特定されないからだめ。押印は認印、拇印でもよいことになっている。書式は資料7の1、7の2参照。

遺言には遺言執行者を指定しておくことが肝要です。そうしなければ家庭裁判所へ遺言執行者の選任を申請しなければなりません。手続がやや複雑になります。遺言執行者は自然人（個人）の他、法人（社会福祉法人、学校法人、NPO法人等）もなれます。執行報酬は遺言書の中で決めておくこともありますが、決めていないときは家庭裁判所に申請して決めてもらうこともできる。

遺言書を発見したり、保管者は家庭裁判所へ届出て「検認」手続をとります。遺言者の筆跡かどうかなど調べます。

遺言内容を変更したい場合は、新たに遺言^{したた}を認めた方がいいでしょう。日付の新しい方が優先する。

2 公正証書遺言

公証人役場に出向くか出張をお願いし、遺言内容を告げて作成してもらいます。詳しい手続きは別紙添付資料8を参照して下さい。公証人高橋章

先生からひな形を作成してもらいました。めったに人目にふれるものでありませんので参照してもらいたいものです。

公正証書遺言は家庭裁判所へ提出する必要はありません。公証人という権威のある方が作成したものだからです。

五 おわりに

1 判断能力が衰えてからでは遅い。自分はまだまだと思っているうちが花である。自分の面倒を^み看てくれる人に後事を託す処置を講じておくことが大事である。具体的手続等については既に述べたとおりである。

2 自然人（個人）の他法人（社会福祉法人、学校法人、NPO法人）のできることを再摘示

成年後見人、後見監督人、保佐人、補助人、任意後見人、遺言執行者

3 報酬との関係、たとえば法人が遺言執行者になり報酬を得た場合、弁護士法72条に違反するのではないかとの説がある。これは報酬を得る目的で業として行う場合を指すものと考えられ、業として行うことなく、あくまでも〇〇法人の社会的責任、社会貢献、ノウハウの社会への還元という立場からの行為であれば問題はないのではないかと思料する。報酬授受の約束をせずに、家庭裁判所から定めてもらうことも可能である（民1018条）から、その方法をとれば遺言執行者を指定されたときはいくらでも活動できると考える。なお文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成12年12月11日文部省告示第181号改正、平成13年1月6日施行）を末尾に資料9として示した。遺言執行者を13項に加えることにより報酬を得る道が開かれることになる。

資料 1

福祉サービス利用援助契約書

() と社会福祉法人 社会福祉協議会、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会は、次のとおり契約します。

【契約の目的】

第1条

社会福祉法人 社会福祉協議会は() に対して、福祉サービスの利用を援助します。そして() が住みなれた地域で、できるだけ自立して生活をおくれるようにします。

【援助の対象】

第2条

① 社会福祉法人 社会福祉協議会は() についての次の手続きを援助します。

- (1) 福祉サービスを利用し、または利用を辞めるために必要な手続き
- (2) 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- (3) 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- (4) 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- (5) 医療費を支払う手続き
- (6) 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- (7) 日用品等の代金を支払う手続き
- (8) 以上の支払いに伴う預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れ手続き

② 第1項の「福祉サービス」には、社会福祉法人 社会福祉協議会自身が行う福祉サービスも含まれます。

【援助の方法】

第3条

① 社会福祉法人 社会福祉協議会は、次の方法で、第2条の(1)から(8)までの手続きを援助します。

- (1) 相談と助言
- (2) 市町村などとの連絡調整
- (3) 手続きの代行
- (4) 第6条で定める代理権の範囲内での代理

② 社会福祉法人 社会福祉協議会は、できるだけ() 自らが、福祉サービスの利用手続きなどを行えるように援助します。

③ 社会福祉法人 社会福祉協議会は、援助を行うにあたっては、あらかじめ() の意思を確かめます。

④ () の意思を確かめることができない場合は() の生活にふさわしい方法で援助します。ただし、この場合には、第12条で定めるように、社会福祉法人 社会福祉協議会が、この契約を解約することがあります。

⑤ 第2条2項による、社会福祉法人 社会福祉協議会自身が行なう有料の福祉サービスで援助する場合、社会福祉法人 社会福祉協議会は、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会の同意を得て行います。

【援助の計画】

第4条

（ ）と社会福祉法人 社会福祉協議会は、援助の方法を詳しく定めた「支援計画」を作ります。

【援助の担当者】

第5条

- ① 社会福祉法人 社会福祉協議会は、「支援計画」に定められた専門員と生活支援員に援助を行わせず。
- ② 生活支援員は、専門員の指示を受けながら援助を行います。

【代理権】

第6条

- ① （ ）は、社会福祉法人 社会福祉協議会に対して、次の手続きについての代理権を与えます。
 - (1) 次の福祉サービスを利用し、または利用を辞めるために必要な手続き
 1. 介護保険が適用される福祉サービス。ただし、特別養護老人ホームなどの施設に入所するための手続きは除きます。
 2. による福祉サービス、または の委託による福祉サービス
 3. ボランティアによる福祉サービス
 - (2) 福祉サービスの利用料や医療費、税金、社会保険料、公共料金、日用品等の代金の支払手続き
 - (3) 次の預金についての払い戻し、解約、預け入れ手続き

記

金融機関・支店名
 預金の種類
 口座番号
 口座名義(ふりがな)

- ② 社会福祉法人 社会福祉協議会と（ ）は、第1項(3)の預金の払い戻し、解約、預け入れて手続きの代理権について、〇〇〇〇〇に対して代理人届を出します。

【支援計画の変更】

第7条社会

- ① 社会福祉法人 福祉協議会は、定期および必要なつど、「支援計画」が（ ）の生活にふさわしい内容かどうかを確かめなければなりません。
- ② （ ）は、いつでも、社会福祉法人 社会福祉協議会に対して、「支援計画」を変えることを求めることができます。
- ③ 「支援計画」は（ ）と社会福祉法人 社会福祉協議会の合意により変えます。

【審査】

第8条

- ① 「支援計画」を変える前に、社会福祉法人 社会福祉協議会は、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会に対して、次の点の審査を求めず。

- (1) 新たな「支援計画」の適切さ
- (2) 新たな「支援計画」についての()の理解の確かさ
- ② ()の理解の確かさについて審査を求めるときは、あらかじめ()の同意を得ます。

【書類や印鑑の保管】

第9条

- ① 社会福祉法人 社会福祉協議会は、必要と認めたとき、次の書類や印鑑を預かることもあります。預かる場合()と社会福祉法人 社会福祉協議会は「預かり書」を作ります。

記

- 1. 年金証書
- 2. 預貯金の通帳
- 3. 権利証
- 4. 契約書類
- 5. 保険証書
- 6. 実印や銀行印
- 7. その他、社会福祉法人 社会福祉協議会が適当と認めた書類(印鑑登録カードを含みます)
- ② ()は、いつでも預けた書類や印鑑を返してもらうことができます。ただし()の意思を確認することができないときには、お返しできないことがあります。
- ③ この契約が終わったときは、社会福祉法人 社会福祉協議会による保管も終了します。

【利用料】

第10条

- ① 社会福祉法人 社会福祉協議会の援助に対する利用料は、1回2時間以内、1,500円とします。2時間を超える場合は、それ以降1時間ごとに750円を追加します。
- ② 利用料は()の住んでいる〇〇〇内における援助に対するものです。それ以外へ出かける援助については、交通費の実費を負担いただきます。
- ③ 第9条により書類や印鑑を預かる場合は、金融機関の貸し金庫を利用し、その費用は()が支払うものとします。
- ④ ()は、毎月月末までに支払います。ただし、生活保護受給中は支払いを免除します。

【報 告】

第11条

- ① 社会福祉法人 社会福祉協議会は、毎月()に対して、この契約がどのように行われているかを報告します。
- ② 社会福祉法人 社会福祉協議会は、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会に対して、次によりこの契約による援助が適切に行われているかを報告します。

- (1) 社会福祉法人 社会福祉協議会は、3か月ごとに社会福祉法人秋田県社会福祉協議会に対して、この契約がどのように行われているかを報告します。
- (2) 社会福祉法人 社会福祉協議会は、自らが行なう有料の福祉サービスで（ ）に援助する場合には、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会に報告します。
- (3) 社会福祉法人 社会福祉協議会は（ ）の意思を確かめることが難しくなった場合は、ただちに、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会に報告します。
- (4) 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会は、いつでも、社会福祉法人 社会福祉協議会に対して、この契約がどのように行われているかについて報告を求めることができます。
- (5) 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会は、いつでも、社会福祉法人 社会福祉協議会に対して、この契約について意見を述べるができます。
社会福祉法人 社会福祉協議会は、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会の意見を尊重して、この契約を行います。

【解 約】

第 12 条

- ① （ ）は、いつでも、この契約を解約することができます。
- ② 社会福祉法人 社会福祉協議会は、次の場合は、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会の同意を得た上で、この契約を解約することができます。
 - (1) （ ）が特別養護老人ホームなどの施設に入所したり、長期間入院したり、住居を移転したため、この契約による援助を続けることが難しくなった場合
 - (2) （ ）の意思を確かめることができないうために、新たな「支援計画」を作成することができなかつたり、（ ）の生活にふさわしい援助ができない場合
- ③ 社会福祉法人 社会福祉協議会が、この契約を解約するときは（ ）の生活にふさわしい他の援助を利用できるように努めます。

【契約の期間】

第 13 条

- ① この契約の期間は、平成16年 月 日から平成17年 月 日までとします。
ただし、この期間が終わるまでに（ ）から契約を終わらせる申し出がないときは、さらに、1年間、この契約を続けます。その後も同じです。
- ② 契約の期間中であっても、第12条による解約があった場合、または（ ）が死亡した場合は、この契約は終わります。

【損害の賠償】

第 14 条

- ① 社会福祉法人 社会福祉協議会が、この契約を守らず、そのために（ ）に損害を与えたときは、社会福祉法人 社会福祉協議会は、その損害を賠償します。ただし、社会福祉法人 社会福祉協議会が十分に注意したにもかかわらず生じた損害については、賠償しません。
- ② 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会が、この契約を守らず、そのために

() に損害を与えたときは、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会は、その損害を賠償します。ただし、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会が十分に注意したにもかかわらず生じた損害については、賠償しません。

【秘密を守ること】

第 15 条

- ① 社会福祉法人 社会福祉協議会と社会福祉法人秋田県社会福祉協議会は、この契約を行っている間に知った () に関する秘密を守ります。この契約が終わった後も同じです。

【この契約についての苦情】

第 16 条

- ① () は、いつでも、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会に対して、この契約について苦情を言うことができます。連絡先は、次のとおりです。

記

窓 口 秋田県福祉生活サポートセンター
住 所 秋田県秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉協議会
電話番号 018 (864) 2740

- ② 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会は、() の苦情を受け付けたときは、その解決に努めます。

この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を 3 通作り ()、社会福祉法人 社会福祉協議会及び社会福祉法人秋田県社会福祉協議会のそれぞれが 1 通ずつ持つことにします。

平成 16 年 月 日

住 所
氏 名
電話番号

住 所
名 称
会 長
電話番号

住 所 秋田県秋田市旭北栄町 1-5
名 称 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会
会 長 佐々木 満
電話番号 018 (864) 2740

資料 1 の 2

受付番号

平成 年 月 日

福祉サービス利用申込書

社会福祉法人 社会福祉協議会 御中
福祉サービスの利用を申し込みます。

ふりがな 氏 名 (自 筆 記 入)	 印
住 所	〒
電話番号	()
生年月日 / 年齢	明治 年 月 日 歳 大正 昭和
申し込みサービス	☐ 福祉サービスの利用援助 ☐ 日常的金銭管理サービスを含む ☐ 書類等預かりサービスを含む

資料 2

支 援 計 画

〇〇〇〇と社会福祉法人〇〇〇社会福祉協議会は、福祉サービス利用援助契約（平成〇年〇月〇日締結）にもとづいて、次のとおり、援助のくわしい内容をさだめました。

平成〇年〇月〇日

住 所

氏 名

住 所

会 長

電話番号

【専 門 員】 〇〇〇〇を担当する専門員は〇〇〇〇です。

【生活支援員】 〇〇〇〇を担当する生活支援員は〇〇〇〇です。
福祉サービス利用の援助等を行います。

【この計画を作った日】 平成〇年〇月〇日

【この契約の適切さをたしかめる時期】
この計画を作った日から3か月ごと

【援助のくわしい内容】

1. 生活支援員が訪問する日時

- (1) 生活支援員は、毎月〇回、〇〇〇〇を訪問します。
- (2) このほか、介護保険がつかえるように手続きの代行をするときと、介護サービス計画をつくるときに、生活支援員が、〇〇〇〇を訪問します。

2. 福祉サービスの利用援助

- (1) 生活支援員は、〇〇〇〇訪問のときに、福祉サービスの利用について、相談を受けるなどの援助をします。
また、苦情解決制度の利用について、相談を受けるなどの援助をします。
- (2) 介護保険がつかえるように手続きの代行をします。また、介護サービス計画をつくるときの話し合いに、生活支援員が同行して、〇〇〇〇の相談を受けるなどの援助をします。
- (3) 社会福祉法人〇〇〇社会福祉協議会自身が行なう福祉サービスで援助する場合には、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会の同意を得た上で援助をします。

3. 預金のお届け

生活支援員は、1 (1)の訪問のつど、次の、預金から払い戻しを受け、〇〇

〇〇にお届けします。

※その他、お金を必要とする際は、双方協議の上預金から払い戻しを受けます。

記

金融機関・支店名
預金の種類
口座番号
口座名義（ふりがな）

4. 支払い

訪問の際に、必要があるときは、生活支援員は次の支払い手続きを代行します。

- ①福祉サービスの利用料の支払い
- ②医療費や税金、社会保険料、公共料金、日用品などの代金の支払い

5. 臨時の援助

臨時に援助が必要なときには、社会福祉法人〇〇〇社会福祉協議会は、〇〇〇〇の意思をたしかめた上で、この計画にはない援助やこの計画とは異なる援助をすることができます。

【利用料の支払い】

- 1. 援助に対する利用料は、1回の援助につき2時間以内1,500円とし、2時間をこえる場合は、それ以降1時間ごとに750円を追加するものとします。ただし、生活保護受給中は利用料を免除します。

資料 3

記入例 1 遺産分割の協議についての代理権の付与を求める場合

申立書を提出する裁判所

提出年月日

受付印	補 助 開 始 申 立 書
収入印紙 円 予納郵便切手 円 予納登記印紙 円	(この欄に収入印紙 800 円をはる。1 件について 800 円) 印 紙 (はった印紙に押印しないでください。)
差口額 関連事件番号 平成 年 (家) 第 号	
家庭裁判所 平成 年 月 日	申立人の 署名押印 又は記名押印 甲野花子 (甲)
添付書類 申立人の戸籍謄本 本人の戸籍謄本 補助人候補者の戸籍謄本	通 (本人以外が申し立てるとき) 通、戸籍附票 通、登記事項証明書 通、診断書 通、身分証明書 通、住民票 通、身分証明書 通

申 立 人	本 籍	〇〇 都 道 府 県 〇〇 市 〇〇 町 〇番地
	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇丁 〇番地 (〇〇 方)
	フリガナ氏 名	コウ ノ ハナ コ 甲野 花子 大正 〇〇 年 〇 月 〇 日生
	職 業	無 職
	本人との関係	※ 1 本人 2 配偶者 ③ 四親等内の親族 (本人の父母) 4 (未成年・成年) 後見人 5 (未成年・成年) 後見監督人 6 保佐人・保佐監督人 7 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人 8 その他 ()
本 人	本 籍	都 道 府 県 申立人の本籍と同じ
	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 申立人の住所と同じ (〇〇 方)
	フリガナ氏 名	コウ ノ イチロウ 甲野 一郎 明治 〇〇 年 〇 月 〇 日生
	職 業	無 職

補助人を付する必要がある方について記入してください。
 申立人と同じ場合は記入しなくても構いません。

裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。

(注) 夫わくの中だけ記入してください。 案の部分は、当てはまる番号を○で囲み、3又は8を選んだ場合には、()内に具体的に記入してください。

申 立 て の 趣 旨	
本人について補助を開始するとの審判を求める。	
(必ず、当てはまる番号を○で囲んでください。)	
1 本人が以下の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。（☆）	
② 本人のために以下の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。	
(行為の内容を記入してください。書き切れない場合は別紙を利用してください。)	
2.につき、遺産分割	

別紙を利用する場合は、同意権と代理権を区別して記入してください。

この申立てをするに至ったいきさつや、事情を分かりやすく記入してください。

申 立 て の 実 情	
(申立ての理由、本人の生活状況などを具体的に記入してください。書き切れない場合は別紙を利用してください。)	
平成〇年〇月に夫(本人の父)が死亡し、亡夫名義の土地、建物や預貯金等について遺産分割を行う必要がある。本人は相続人だが、本人は知的障害者で、一人で手続を行うことには不安があるので、本件を申し立てた。本人は日中能性活しており、申立人が世話をしている。補助人には、以前から本人の件で相談している丁山甲太郎弁護士を選任してもらいたい。	
補助人	住 所 平 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目番〇号 〇〇マンション〇〇〇号 (〇〇 方)
候補者	フリガナ ティ ヤ マ 甲 太 郎 大正 〇 年 〇 月 〇 日生 氏 名 丁 山 甲 太 郎 (昭和)
適当な人がいる場合に記載してください。	職 業 弁 護 士 本人との関係
勤務先	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目番〇号 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇 〇〇ビル2階 〇〇法律事務所

(注) 太わくの中だけ記入してください。 ☆申し立てる行為は、民法第12条第1項に規定されている行為の一部に限られます。

補助 (2/2)

法人の場合には、商業登記簿上の名称又は商号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

申	立	て	越	旨
本人について保佐を開始するとの審判を求める				
(必要とする場合に限り、当てはまる番号を○で囲んでください。)				
1 本人が以下の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。(☆)				
② 本人のために以下の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。				
(行為の内容を記入してください。書き切れない場合は別紙を利用してください。)				
2につき、不動産の処分				
登記手続				

居住用の不動産を売却する場合は、居住用不動産処分の許可も必要となります。くわしくは窓口にお尋ねください。

申 立 て の 情 形	
(申立ての理由、本人の生活状況などを具体的に記入してください。書き切れない場合は別紙を利用してください。)	
本人は昨年2月に妻を亡くしてから現住所地で一人暮らしをしていたが、年配になり体がでかく、日常生活に支障が出てきたので、〇〇特別養護老人ホームに入所することになった。それでこれまで本人が住んでいて自宅を売りたいと思うが本人一人での売却が行えないので本件を申し立てた。申立人は遠隔地に住んでいるので、保佐人には本人と同じ〇〇市在住の乙野弁護士を選任してもらいたい。	
保 佐 人	住 所 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇 丁目 〇 番 〇 号 (方) フリガナ ノノヘイイチ 氏 名 乙 野 丙 一 大正 〇〇 年 〇 月 〇 日生 印 鑑
候補者	通言の人がいる場合に記入してください。 職 業 弁 護 士 本人との関係 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇 丁目 〇 番 〇 号 〇〇 乙野法律事務所
勤務先	

この申立てをするに至ったいきさつや事情を分かりやすく記入してください。

(注) 太わくの中だけ記入してください。 ☆民法第12条第1項に規定されている行為については、申立ての必要はありません。

保佐 (2/2)

法人の場合には、商業登記簿上の名称又は商号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

資料 5

記入例 遺産分割の協議をする場合

申立書を提出する裁判所

提出年月日

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">収入印紙</td> <td style="width: 50%;">円</td> </tr> <tr> <td>予納郵便切手</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>予納登記印紙</td> <td>円</td> </tr> </table>	収入印紙	円	予納郵便切手	円	予納登記印紙	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">後 見 開 始 申 立 書</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> (この欄に収入印紙 8,000円をはる。) 印 紙 (はった印紙に押印しないでください。) </td> </tr> </table>	後 見 開 始 申 立 書	(この欄に収入印紙 8,000円をはる。) 印 紙 (はった印紙に押印しないでください。)
収入印紙	円								
予納郵便切手	円								
予納登記印紙	円								
後 見 開 始 申 立 書									
(この欄に収入印紙 8,000円をはる。) 印 紙 (はった印紙に押印しないでください。)									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">申口原</td> <td style="width: 60%;">関連事件番号 平成 年(家)第 号</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>	申口原	関連事件番号 平成 年(家)第 号		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"> 家 庭 裁 判 所 御 中 平成 〇 年 〇 月 〇 日 </td> <td style="width: 60%;"> 申 立 人 の 番 名 押 印 又は記名押印 甲野花子 (甲) </td> </tr> </table>	家 庭 裁 判 所 御 中 平成 〇 年 〇 月 〇 日	申 立 人 の 番 名 押 印 又は記名押印 甲野花子 (甲)			
申口原	関連事件番号 平成 年(家)第 号								
家 庭 裁 判 所 御 中 平成 〇 年 〇 月 〇 日	申 立 人 の 番 名 押 印 又は記名押印 甲野花子 (甲)								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">添 付 書 類</td> <td style="width: 80%;"> 申立人の戸籍謄本 通 (本人以外が申し立てるとき) 本人の戸籍謄本 通、戸籍附票 通、登記事項証明書 通、除断書 通 成年後見人候補者の戸籍謄本 通、住民票 通、身分証明書 通、登記事項証明書 通 </td> </tr> </table>	添 付 書 類	申立人の戸籍謄本 通 (本人以外が申し立てるとき) 本人の戸籍謄本 通、戸籍附票 通、登記事項証明書 通、除断書 通 成年後見人候補者の戸籍謄本 通、住民票 通、身分証明書 通、登記事項証明書 通							
添 付 書 類	申立人の戸籍謄本 通 (本人以外が申し立てるとき) 本人の戸籍謄本 通、戸籍附票 通、登記事項証明書 通、除断書 通 成年後見人候補者の戸籍謄本 通、住民票 通、身分証明書 通、登記事項証明書 通								

申 立 人	本 籍	〇〇 都 道 〇〇 市 〇〇 町 〇 番 地 府 (県)
	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇 〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇 丁目 〇 番 〇 号 (〇 方)
	フリガナ氏 名	コウ ノ ハナ コ 大正 〇 年 〇 月 〇 日生 甲 野 花 子 (昭和)
	職 業	公 務 員
	本人との関係	※ 1 本人 2 配偶者 3 四親等内の親族 () 4 未成年後見人・未成年後見監督人 5 保佐人・保佐監督人 6 補助人・補助監督人 7 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人 8 その他 ()
本 人	本 籍	都 道 申立人の本籍と同じ 府 県
	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇 〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇 丁目 〇 番 〇 号 (〇 方) 〇〇 病院
	フリガナ氏 名	コウ ノ タロウ 明治 〇 年 〇 月 〇 日生 甲 野 太 郎 (昭和)
	職 業	無 職

成年後見人を付する必要がある方に
ついて記入してください。
申立人と同じ場合は記入しなくても
構いません。

裁判所から連絡がとれるように
正確に記入してください。

(注) 太わくの中だけ記入してください。 ※ の部分は当てはまる番号を○で囲み、3又は8を選んだ場合には、() 内に具体的に記入してください。

[illegible]

資料 6

公証人 高橋 章 氏作成

平成 年 第 号

任意後見契約公正証書 (註1)

本職は、平成 年 月 日秋田市大町三丁目5番8号秋田日本信販ビル3階本職役場において、委任者甲野太郎 (以下、「甲」という。) 及び受託者乙野次郎 (註2) (以下、「乙」という。) の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨に録取し、本証書を作成する。

本 旨

(契約の趣旨)

第1条 甲は、乙に対し、平成 年 月 日、任意後見契約に関する法律に基づき、甲が同法第4条第1項所定の要件 (註3) に該当する状況になったときにおける甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務 (以下、「後見事務」という。) を委任し、乙はこれを受任する。

(契約の発効)

第2条 前条の契約 (以下、「本契約」という。) は、任意後見監督人が選任されたときからその効力を生ずる。(註4)

2 乙は、本契約締結後、甲が任意後見契約に関する法律第4条第1項所定の要件に該当する状況になり、乙が本契約による後見事務を行うことを相当と認めたときは、乙は、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任を請求する。(註5)

3 本契約の効力発生後における甲と乙との間の法律関係については、任意後見契約に関する法律及び本契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

(委任事務の範囲)

第3条 甲は、乙に対し、別紙代理権目録記載の後見事務 (以下、「本件後見事務」という。) を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。(註6)

(身上配慮の責務) (註7)

第4条 乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務処理のため、適宜甲と面接し、甲の日常生活を援助する者 (ヘルパー・介護者など) から甲の生活状況につき報告を求め、甲の主治医その他医療関係者から甲の心身の状況につき説明を受けることなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

(証書等の引渡し等)

第5条 乙は、甲から、本件委任事務処理のために必要と認める次の証書等の引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法を記載したり預り証を交付する。

①登記済権利証、②実印・銀行印、③印鑑登録カード、④預貯金通帳、⑤年金関係書類、⑥各種キャッシュカード、⑦有価証券、⑧建物賃貸借契約書等の重要な契約書類

2 乙は、前項の証書等の引渡しを受けたときは、上記証書等を本件委任事務処理のために使用することができる。

3 乙は、本契約の効力発生後、甲以外の者が第1項記載の証書等を占有所持しているときは、その者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自らこ

れを保管することができる。

（費用の負担）

第6条 乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産から、これを支出することができる。

（報酬）（註8）

第7条 乙が甲のために行う本件後見事務に関する報酬は、無償とする。

2 任意後見監督人の報酬が決定されたときは、乙がその支払いの手続を行う。

（報告義務）

第8条 乙は、甲に対しては毎月、任意後見監督人に対しては3カ月ごとに（註9）、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告しなければならない。

- (1) 乙が管理する甲の財産の管理状況
- (2) 甲の身上監護について行った措置
- (3) 費用の支出及び使用状況
- (4) 甲の収入の明細

2 乙は、甲又は任意後見監督人から前項の事項について報告を求められたときは、いつでも、速やかにその求められた事項について報告しなければならない。

3 乙は、前2項の報告について、資料の呈示を求められたときはこれを呈示しなければならない。

（契約の解除）

第9条 任意後見監督人が選任される前においては、甲又は乙は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本契約を解除することができる。（註10）

2 任意後見監督人が選任された後においては、甲又は乙は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得てこの契約を解除することができる。

（契約の終了）

第10条 本契約は、次の場合に終了する。

- (1) 甲又は乙が死亡し、又は破産したとき
- (2) 甲が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき（註11）
- (3) 乙が後見開始の審判を受けたとき

2 任意後見監督人が選任された後に前項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかにその旨を任意後見監督人に通知するものとする。

（死後の事務の委任）（註12）

第11条 甲は、乙に対し、甲の死後次の事務を委任する。

- (1) 病院等に対する甲の医療費等の支払い事務
- (2) 甲の生前に発生した本件委任事務に関わる債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 甲の葬儀、埋葬、供養に関する事務

本旨外要件

本籍 秋田県〇〇市〇〇一丁目2番3号

住所 秋田県〇〇市〇〇二丁目3番4号

職業 無職

委任者 (甲)

甲 野 太 郎

大正 年 月 日生

上記の者は、印鑑登録証明書の提出により、その人違いでないことを証明させた。

住所 秋田県〇〇市〇〇町 1 番地 2

職業 会社員

受任者 (乙)

乙 野 次 郎

昭和 年 月 日生

上記の者は、印鑑登録証明書の提出により、その人違いでないことを証明させた。

この証書は、前同日前同所において、法律の規定に従い作成した。

前記各事項を列席者に一覧させたところ、一同その正確なことを承認し、本職及び列席者各自次に署名押印する。

秋田県秋田市大町三丁目 5 番 8 号 秋田日本信販ビル 3 階

秋田地方務局所属

公証人

氏 名

職 印

甲 野 太 郎 ㊞

乙 野 次 郎 ㊞

別紙

代 理 権 目 録

- 1 不動産、動産等すべての財産の管理・保存・処分等に関する一切の事項
- 2 金融機関、証券会社、保険会社とのすべての取引に関する一切の事項
- 3 定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払いに関する一切の事項
- 4 生活に必要な送金、物品の購入、代金の支払いに関する一切の事項
- 5 医療契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約に関する一切の事項
- 6 登記済権利証、預貯金通帳、株券等有価証券又はその預り証、印鑑、印鑑登録カード、各種カード、重要な契約書類の保管及び各事項処理に必要な範囲内の使用に関する一切の事項
- 7 以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する一切の事項（弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第55条2項の特別授權事項について授權すること。）
- 8 上記各項に関連する登記、供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する一切の事項
- 9 復代理人の選任、事務代行者の指定
- 10 上記各項に関連する一切の事項

（註1）任意後見契約の方式は、公証人の関与により、適法かつ有効な契約が締結されることを担保する等の観点から、公証人の作成する公正証書による必要があります。任意後見契約の公正証書が作成されると、公証人から登記所への囑託により、任意後見契約の登記がされる仕組みになっています。

（註2）自然人（個人）のみでなく法人も任意後見人になれます。任意後見契約は任意代理の委任契約の一類型であり、任意代理の委任契約においては、法人の任意代理人に選任することが解釈上当然に可能であるとされています。したがって、任意後見契約において法人を任意後見人に選任することは、法律に明文の規定を設けるまでもなく、解釈上当然可能です。任意後見監督人についても同様です。

（註3）法（「任意後見契約に関する法律」）のこと。以下、同じ）第4条第1項所定の要件とは、「精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるとき」をいい、決定後見制度でいえば、補助の要件に該当する程度以上の判断能力が不十分な状況にあると認められることを意味し、「補助制度の対象者」、「補佐制度の対象者」、「後見制度の対象者」のすべてを対象として含む趣旨です。

（註4）任意後見制度は、家庭裁判所の選任・監督する任意後見監督人の直接の監督及び任意後見監督人を通じての家庭裁判所の間接的な監督により、任意後見人の事務処理の適正を担保する制度であることから、契約の効力発生は、任意後見監督人の選任を停止条件とされているものです。

（註5）任意後見監督人の選任請求は、本人、配偶者、四親等の親族に請求権を付与するとともに、本人保護のために任意後見人として事務を行うこ

とを本人から授權された者として、自ら任意後見契約の効力を発生させるための手続きをとることを可能にするため、任意後見受任者にも請求権が付与されています。

(註6) 任意後見人の事務は、個別具体的な必要性に応じて定めらるもので、その内容は個々の事案ごとに異なります。代理権付与の対象となる法律行為には、財産に関する法律行為（たとえば、預貯金の管理・払戻し、不動産その他重要な財産の処分、遺産分割、賃貸借契約の締結・解除等）と身上監護（生活又は療養看護）に関する法律行為（たとえば、介護契約、施設入所契約、医療契約等）が含まれます。これらの法律行為に関連する登記・供託の申請、要介護認定の申請等の公法上の行為も、代理権付与の対象となりうるものと解されます。また、任意後見人が弁護士である場合には、これらの事務に関して生ずる紛争についての訴訟行為の授權も可能です。弁護士でない任意後見人に対しては、将来これらの事務に関して生ずる紛争について弁護士に訴訟委任する権限を授權することが可能です。

(註7) 身上配慮の責務は、法第6条の規定の趣旨を反映させようとするもので、任意後見人は、本人の意思を尊重し、本人の生活状況や健康状態について把握することに努めるべき旨を規定したものです。

(註8) 報酬は、親族とくに直系卑属などが任意後見人となる場合に、無報酬とする場合がよく見られます。報酬の定めのある契約の参考例は、次のとおりです。

「第〇条 甲は、乙に対し、本契約の効力発生後、本契約に基づく後見事務処理に対する報酬として毎月末日限り金3万円を支払うことを約し、乙は、その管理する甲の管理財産からその支弁を受けることができる。

2 前項の報酬額が次の事由により不相当となったときは、乙と甲及び任意後見監督人との協議により、これを変更することができる。

(1) 甲の健康状態、生活状況の変化

(2) 経済情勢の変動

(3) その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生

3 前項の場合、甲がその意思を表明することができないときは、乙と任意後見監督人との協議により、これを変更することができる。」

(註9) この期間は、契約により任意に定めることができます。任意後見人が管理する財産の多寡、後見事務の難易などを考慮して定めるのが通例と思われまふ。

(註10) 任意後見監督人の選任前の解除については、契約の効力発生前の解除ですから、任意後見契約の締結が公正証書による要式行為とされていることとの均衡を考慮して、公証人の関与により当事者の真意に基づく解除であることを担保するため、公証人の認証を受けた書面によることを要件としています。

(註11) 任意後見監督人が選任された後に法定後見（補助・保佐・後見）の開始の審判がされたときは、任意後見人と成年後見人等との権限の重複・抵触の防止等の観点から、任意後見契約は当然終了します。

(註12) 死後の事務委任は、任意後見制度が当然に予定しているものではないが、このような規定を定める場合があります。

「任意後見制度並びに遺言」について

（秋田公証人合同役場 公証人 高橋 章）

第1 はじめに～公証制度等

1 **公証作用・公証制度** 公証作用とは、私人の法律生活に関係のある事項を、公的機関によって証明する国家作用をいう。このような作用を固有の職務とする公証人という機関を設けて、証書の作成などの方法により一定の事項を証明させる制度が公証制度である。

2 **公証人** ①裁判官・検事・弁護士の資格を有する者。②多年法務に携わり、前記の者らに準ずる学識経験者で、公証人審査会の選考を経た者。③一定の試験に合格して、6ヶ月以上実地修習を経た者。

法務大臣によって任命された国家公務員であるが、国から給与等の報酬を受けず、嘱託人から政令で定められた公証人手数料を受け取り、役場経営を行う個人事業。

公証人は、所属法務局（秋田県の場合は、秋田地方法務局）の管轄区域内で、かつ、役場内で執務するのが原則。ただし、性質上役場内でできないときや法令に別段の定めがあるときは、その現場で職務を行うことができる。この場合でも法務局の管轄区域内であることを要する。

3 **公証人の職務内容** 公証人は、当事者その他の関係人の嘱託により、法律行為その他私権に関する事実について公正証書を作成し、私署証書並びに定款に認証を与える権限を有するほか、確定日付の付与、その他の職務を行う。

4 **公正証書の意義** 公証人が法律行為その他私権に関する事実について作成した文書をいう。

公正証書の類型…契約、単独行為、事実行為。

5 **公正証書を作成する実益** 当事者の他に、公の機関である公証人が関与して、公権的に文書の成立が保証されることにより、文書の証拠力を強め、取引内容、権利関係を明確にし、紛争を防止するのに役立つ。公正証書は、法律行為が文書によってなされているので、形式的証拠力はもちろん、そこに記載された本旨の陳述がなされたことに実質的証拠力を有する。また、公正証書は、執行認諾条項がある場合（これを「執行証書」という）、裁判所の関与なしに、その証書によって簡易に強制執行ができる。

第2 成年後見制度（「任意後見制度」を中心に）

一 序 論

平成11年12月1日、新たな成年後見制度の創設等を柱とする四つの法律が成立し、平成12年4月1日から施行された。従来の「禁治産」及び「準禁治産」の制度を「後見」及び「保佐」の制度に改め、これに加えて「補助」の制度を創設し（後見、保佐及び補助の制度を総称して、一般に、「法定後見」と呼ぶ。）、更に「任意後見契約」の制度を新設した。法定後見も任意後見も、精神上の障害より事理を弁識する能力が不十分なことを理由とする保護制度であり、主として成年者を対象としていることから、一般

に、両者を含めて成年後見制度と呼んでいる。

この法改正の背景の一つには、**社会状況の変化**がある。すなわち、①高齢化の進行、②認知症高齢者の増加、③家族規模の縮小である。特に、任意後見制度の必要性が唱えられた背景としては、認知症状態になったとき財産管理を家族に頼むことができない一人暮らしの高齢者が増加している状況を挙げることができる。

もう一つは、**考え方の変化**である。すなわち、①自己決定の尊重、②ノーマライゼーション（注）の理念の強調である。①に関して言えば、判断能力が不十分な高齢者や障害者については、一方では、その者の能力や意思を尊重しつつも、他方では、判断能力が不十分であるがゆえの保護、つまり、本人の意思の尊重とその保護の調整をはかる必要がある。自己決定の重視に伴って、不十分とされる判断能力のなかにも様々な段階があることが指摘され、多様な判断能力に応じたきめ細かな過不足のない保護が要請されるようになってきた。また、②に関して言えば、ノーマライゼーションの理念は、特に社会福祉の領域で生成、発展してきたが、この理念は、障害や高齢といった特性を理由に、障害者や高齢者に対して行き過ぎた特別扱いをすることが、個人の尊厳を傷つけ、その者の保護にもならないという認識、反省に基づくものである。

（注）ノーマライゼーション 障害のある人も、家庭や社会のなかで健常者と同様に通常の生活を営むことができるように、また、そのための社会基盤を整備すべきであるという考え。

二 法定後見制度（後見、保佐、補助）

1 従来の成年後見制度の問題点

- ① 禁治産後見・準禁治産保佐の枠組み～禁治産後見と準禁治産保佐の二制度のみで、しかも、両制度の保護の内容が大きく異なっていた。判断能力の多様化に応じた保護の内容の個別・具体化の要請からの判断や、高齢者・軽度の障害者の保護に欠けるとの批判もあった。
- ② 申立権者の範囲、後見人・保佐人候補者の問題～通常、四親等内の親族が申立を行ったり、後見人・保佐人には親族が選任されていたが、家族がいなかったり、家族間のつながりが希薄であったりして申立を行う親族を見出せなかったり、あるいは配偶者自身が高齢のため後見人・保佐人にふさわしくないということもあった。
- ③ 身上監護の問題～禁治産後見、準禁治産保佐は、財産の保護に偏っており、「身上監護」の面を軽視しているとの批判が強かった。
- ④ 家庭裁判所の監督能力～禁治産者、準禁治産者の総数が増加しているにも拘わらず、家庭裁判所が後見人、保佐人を十分監督できるかという問題があった。
- ⑤ 戸籍による公示～禁治産、準禁治産宣告は、本人の戸籍に記載されて公示されていたが、この点について国民の間に強い抵抗感があった。
- ⑥ 名称、資格制限～「禁治産」「準禁治産」という名称が差別的である点や、宣告により多数の資格制限を受ける点も批判的であった。
- ⑦ 制度自体の硬直化～大衆経済、大量消費社会への対応が不十分で、保

佐人に代理権・取消権がないことの不備が指摘されていた。

2 改正の要点

(1) 後見制度

- イ 審判の要件～精神上ノ障害ニ因り事理ヲ弁識スル能力ヲ欠ク常況ニ在ル者。
- ロ 本人の能力の範囲～日用品の購入その他日常生活に関する行為は取り消せない。
- ハ 居住用建物等の処分に家庭裁判所の許可が必要。
- ニ 保護者の権限～財産管理権、全面的な代理権。

(2) 保佐制度

- イ 審判の要件～精神上ノ障害ニ因り事理ヲ弁識スル能力が著シク不十分ナル者（浪費者を削除）。
- ロ 本人の能力の範囲～日用品の購入その他日常生活に関する行為については、保佐人の同意は不要。
- ハ 保護者の権限～取消権、代理権（従前は、同意権のみ）。

(3) 補助制度

- イ 審判の要件～精神上ノ障害ニ因り事理ヲ弁識スル能力が不十分ナル者—本人の申立て又は同意が必要。補助開始の審判は、補助人に対する同意権付与の審判又は補助人に対する代理権付与の審判と共になすことが必要。
 - ロ 本人の能力～補助開始の審判と共に補助人に対する同意権付与の審判がなされると、同意権が付与された「特定ノ法律行為」については、補助人の同意が必要。補助人の同意又は同意に代わる家庭裁判所の許可を得ない場合は取消可能。
 - ハ 保護者の権限～同意権・取消権（追認権）、代理権の一方又は双方。
- 以上、三つの制度に共通するその他の事項

- (1) 市町村長（特別区の区長を含む）にも、後見、保佐、補助開始の審判の申立権が認められた。
- (2) 戸籍による公示を廃止し、「後見登記等に関する法律」による登記制度の新設。

三 任意後見制度（「任意後見契約に関する法律」により新設）

1 任意後見契約とは

委任者（本人）が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務についての代理権を付与する委任契約であって、任意後見監督人が選任されたときからその効力を生ずる旨の定めのあるもの。

上記の下線を付した部分は、停止条件といわれ、任意後見契約の特徴である。そして、法は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任する制度を設け、一定の要件を満たせば、任意後見監督人が選任され、そのときから任意後見人の事務が開始される。

2 任意後見制度新設の契機ないし理由

- ① 自己決定という価値観の尊重～認知症の状態になった後の生活の在り方についても、できるだけ自分自身で決定しておきたいという人々の増加。
- ② 民法上の委任・代理権授与契約の限界～（イ）本人の判断能力が低下した後の代理人の事務処理状況についての監督制度の不存在（ロ）代理権の存在・範囲についての、取引の相手方からの確認方法の困難性（ハ）そのため委任・代理権授与契約に信頼性を与える方法の確立の必要性。

3 任意後見契約の締結

- ① 公正証書であることを要する～公証人による判断能力や真意の確認、内容の適法性の確保を制度的に保証。
 - * 公正証書の原本は公証役場で保存する（契約書の改ざん、滅失等の防止）
 - * 任意後見契約は公証人から登記所に登記嘱託をする（登記を確実にかつ遺漏なく実行するため）。
 - * 任意後見契約自体が公的機関の監督を当然予定し、一般の委任契約との区別を明確にし、厳格な要式性をもたせる。
- ② 委任者（本人）と受任者との間で、財産管理に関する法律行為（預貯金の管理・払戻し、不動産その他重要な財産の処分、遺産分割、賃貸借の契約・解除等）だけでなく、身上監護（生活又は療養看護）に関する法律行為（介護契約、施設入所契約、医療契約等）を締結する～委託される事務は、法律行為に限られる。
 - * 現実の介護サービス行為のような事実行為は含まない。また、例えば、「延命治療の拒絶」の委託はね現在認められていない。
- ③ 代理権の対象となる委任事務（法律行為）の範囲は、法務省令で定める様式の「代理権目録」に特定して記載する。
 - * 代理権の登記が可能となり、任意後見人と取引をする相手方も、代理権の有無と範囲を確認しやすくなる。

4 任意後見契約の類型

- ① 移行型～通常の委任契約から任意後見契約に移行させる場合。
- ② 即効型～任意後見契約締結後直ちに効力を発生させる場合。
 - * 既に判断能力が不十分な状態ではあるが、契約締結時に意思能力がある限り契約締結は可能－契約締結後、直ちに任意後見監督人の選任を請求。
- ③ 将来型～将来、判断能力が不十分な状況になった時点で、任意後見監督人の選任を請求して任意後見監督人を選任してもらい、契約の効力を発生させる場合。

5 任意後見契約の登記

- ① 登記が必要とされる理由～(1)家庭裁判所による任意後見契約の存在の

- 確認－（イ）任意後見監督人選任の審判のとき （ロ）後見開始の審判等のとき （2）取引の相手方による代理権の存在の確認。
- ② 登記が行なわれる場面～（1）任意後見契約を締結したとき （2）任意後見監督人が選任されたとき （3）登記事項中、一定の事項に変更があったとき （4）任意後見契約が終了したとき（なお、任意後見契約の登記事項は、「後見登記等に関する法律」５条各号に掲げる事項）。
- ③ 登記事項証明書の交付請求権者～本人、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、本人の配偶者、本人の四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、国又は地方公共団体の職員（職務上必要とする場合）。
- * 本人や任意後見人と取引する相手方は請求できない。本人のプライバシー保護のため。

6 任意後見監督人の選任

- ① 選任の時期・選任請求権者～任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるとき、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する。
- * 本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りではない。
- ② 任意後見監督人が選任されない場合がある～この場合、任意後見契約の効力は発生しない。
- * 選任されない場合とは （1）本人が未成年者であるとき （2）本人が後見、保佐、補助開始の審判を受けている場合で、それらを継続することが本人のために特に必要と認めるとき （3）任意後見受任者が次に掲げる者であるとき－（イ）未成年者 （ロ）家庭裁判所で免ぜられた後見人、保佐人、補助人 （ハ）破産者 （ニ）本人に対し訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族 （ホ）行方不明者 （ヘ）不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由があるとき。
- * 任意後見監督人の欠格事由－任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹。

7 任意後見監督人の権限と義務

- ① 任意後見監督人の権限～（1）任意後見人の事務の監督 （2）任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告すること （3）急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすること （4）任意後見人又はその代表する者と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること。
- ② 監督のための権限～（1）報告請求と調査 （2）任意後見人の解任請求 （3）後見開始の審判等の申立て。

- ③ 任意後見監督人の義務～任意後見監督人が、その職務を行うに当たっては、受任者の善管注意義務の規定（民法644）が準用されるほか、応急処分義務や委任終了の通知の規定（民法654・655）も準用される。

第3 遺言について

一 遺言制度の前提としての相続制度

- 1 相続制度の今昔
- 2 増えている相続問題と遺言
- 3 相続とは、被相続人の財産（動産、不動産、預貯金、債権等の積極財産のほか、借金、滞納している税金等の消極財産を含む全財産）が、相続人に承継されること。
- 4 相続の開始時期は、死亡（失踪宣告を含む）のみ。
- 5 死亡と同時に財産が相続人に承継される。遺言がない場合は、被相続人の死亡と同時に、法定相続人の、相続分に応じた共有となる。
- 6 相続人及び相続分
 - 第1順位（被相続人に子がいる場合－養子も含む）
配偶者 2分の1 子 2分の1
 - 第2順位（被相続人に子がない場合）
配偶者 3分の2 直系尊属 3分の1
 - 第3順位（被相続人に子も直系尊属もいない場合）
配偶者 4分の3 兄弟姉妹 4分の1
（代襲相続－子の場合、どこまでも。兄弟姉妹－甥、姪まで）
- 7 相続の単純承認、限定承認、放棄
- 8 遺産分割協議－特別受益、寄与分
- 9 法定相続の不合理性
 - ① 子がない夫婦で、被相続人に兄弟姉妹がいる場合の法定相続分。
 - ② 残される配偶者（多くの場合、妻）に多くの財産を残したいと思っているとき。
 - ③ 内縁関係にある夫婦の場合－内縁関係の相手方には相続権がない。
 - ④ 亡くなった息子の嫁に世話になっている場合－嫁には夫の親の財産に対する相続権がない。
 - ⑤ 相続人がいない場合－遺産は国庫に帰属する。
 - ⑥ 個人企業や農業を営んでいる場合－財産が細分化され、事業の継続に支障をきたす。
 - ⑦ 均分相続は、相続人の境遇、貧富、親への貢献度が考慮されていない。

以上の不合理は、すべて遺言によって解決できる。

二 これだけは知っておきたい遺言制度

1 遺言－人生最後の“愛”のメッセージ

遺言者が生存中に、自己の意思に基づいて財産や身分（認知・後見人の指定等）に関することを言い残すこと。遺言者の最終の意思を現わすこと。

2 遺言の背景

①資産形成の進行。②核家族化の進行。③妻の座の上昇。④相続人間の争い事例の頻発。⑤民法の均分相続の不合理性。⑥突発事故に遭遇する機会の増加。

3 遺言の利点—遺言があると、法定相続分に優先し、以下のとおり種々の利点がある。

- ① 法定相続分と異なった財産の配分ができる。
- ② 法定相続人以外の者に財産を残すことができる。
- ③ 財産の具体的な分割方法が決められる。
- ④ 遺言執行者を指定することにより、确实、迅速な遺言内容の実現が期待できる。
- ⑤ 遺言書で、相続を受ける者として指定された相続人は、単独で不動産所有権移転登記ができる。

4 遺言で書けること

- ① 財産に関すること。
- ② 身分に関すること。
- ③ 遺言執行者の指定又は指定の委託。
- ④ 祭祀の承継者の指定。
- ⑤ 精神的な希望や感謝の気持。

5 遺言の方式

- ① 自筆証書遺言
- ② 公正証書遺言
- ③ 秘密証書遺言

（他に四つの「特別方式」があるが、③の秘密証書遺言とともにほとんど利用されていない。）

6 自筆証書遺言と公正証書遺言の長所と短所

① 自筆証書遺言

- 長所 ア 一人で簡単に作成できる。
- イ 遺言を書いたことを秘密にできる。
- ウ 費用がかからない。
- 短所 ア 紛失のおそれがある。
- イ 隠匿されるおそれがある。
- ウ 変造されるおそれがある。
- エ 文意不明、形式不備により無効となる場合がある。
- オ 遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認手続きが必要である。
- カ 遺言書作成の真正について、相続人の一部から異議が出て訴訟になる場合がある。

② 公正証書遺言

- 長所 ア 紛失のおそれがない（原本は公証人役場で半永久的に保管）。
- イ 変造されることはない。
- ウ 遺言の存在、成立の真正、文意解釈等に争いの余地がない。

- エ 家庭裁判所の検認手続きは不要。
短所 ア 若干の書類の準備を必要とする。
イ 費用がかかる。

7 遺留分とは

兄弟姉妹を除く法定相続人は、被相続人の財産の一定割合を確保しうる権利・地位を持っており、この地位によって確保される相続財産の一部のことを遺留分という。

しかし、遺留分に反する遺言も有効—但し、遺留分減殺請求権を行使されることがある。

8 「相続させる」と「遺贈する」との差異

9 特に遺言しておいた方が良い場合

- ① 夫婦間に子供がいないとき。
- ② 配偶者に財産を多く残したいとき。
- ③ 再婚して先妻の子と後妻の子がいるとき。
- ④ 妻が内縁のとき。
- ⑤ 息子の嫁に財産を残したいとき。
- ⑥ 相続人が誰もいないとき。
- ⑦ 事業を受け継ぐ人に事業用財産を残したいとき。
- ⑧ 相続人の人数が多いとき。
- ⑨ 財産を残したくない相続人がいるとき（廃除）。

資料7の1

自筆証書遺言 例1

遺言書

一、私は妻妙子に私の所有する全財産を相続させます。
二、この遺言を執行するため、に遺言執行者と
して次の者を指定します。

秋田市〇の字〇〇一ニ

福野加美代

平成十七年十一月一日

遺言者 有賀当三 (印)

遺言書

一、私は妻めぐみに私名義の預貯金全部相続させます。
 二、私は娘の南野花子に私の所有する左記土地を遺贈します。

秋田市山王樋口一丁三番地 面積二四〇平方メートル。

三、南野花子は妻めぐみの療養看護に努めること。

四、この遺言の執行者として次の者を指定します。

秋田市山王樋口四丁三番地

柿久恵子

平成十七年十一月一日

遺言者 鈴木 植夫 (印)

資料 8

《参考資料》

遺言公正証書作成手続き

（事前に準備するもの）

- 1 遺言者の印鑑証明書 1 通（又は運転免許証等）。
- 2 遺言者の戸籍謄本 1 通。
- 3 遺贈を受ける人がいるときは、受遺者の住民票 1 通。
- 4 証人 2 名の住所、氏名、生年月日、職業のメモ。
（適当な証人がいないときは、公証人役場で紹介します）
- 5 遺言内容に不動産が含まれるときは、市町村役場発行の固定資産評価証明書（不動産の一部のときは登記簿謄本も） 1 通。
- 6 祭祀の承継者（お墓や仏壇を管理する人）を指定するときは、その氏名。
- 7 預貯金や株券等の有価証券等を相続させたい人は、その旨公証人にご相談してください。
- 8 自宅・病院等に出張する必要の有無。

（当 日）

- 1 遺言者は、印鑑登録を受けている「実印」をご持参ください。
- 2 証人は、各自「認印」をご持参ください。

資料 8

公正証書作成手数料

目的の価額	手 数 料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1 億円まで	43,000円

以下超過額5,000万円ごとに、3 億円まで13,000円、10億円まで11,000円、10億円を超えるもの8,000円が加算されます。

遺言手数料の場合、目的の価額（遺産総額）が1 億円以下は、11,000円が加算されます。

（注意）

目的の価額は、相続等を受ける人一人ずつの価額です。

例 1 億円を5,000万円ずつ二人に相続させると、
 $29,000円 \times 2 = 58,000円$ となります。

秋田公証人合同役場

所 在 秋田市大町三丁目 5 番 8 号 秋田日本信販ビル 3 階

電 話 018-824-0561

018-864-0850

FAX 018-864-0854

平成〇〇年 第 〇〇〇 号

遺言公正証書

本職は、平成〇〇年〇月〇〇日、秋田県秋田市大町三丁目 5 番 8 号秋田日本信販ビル 3 階本職役場において、遺言者夏村太郎の囑託により、証人冬田一郎及び同春野次郎の 2 名の立会いをもって以下の遺言の趣旨の口述を筆記し、本証書を作成する。

遺言の趣旨

第 1 条 遺言者夏村太郎は、その所有する下記の不動産を、遺言者の妻夏村花子（住所 秋田県秋田市〇〇二丁目〇〇番〇〇号、無職、昭和18年10月 3 日生）に相続させる。

記

- (1) 所 在 秋田県秋田市〇〇二丁目
地 番 〇〇番〇〇
地 目 宅 地
地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル
- (2) 所 在 秋田県秋田市〇〇二丁目〇〇番地〇〇
家 屋 〇〇番〇〇
種 類 居 宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床面積 1 階 〇〇〇・〇〇平方メートル
2 階 〇〇・〇〇平方メートル

第 2 条 遺言者は、その有する預貯金の全部を遺言者の長男夏村一男（住所 秋田県横手市〇〇一丁目〇〇番〇号、会社員、昭和43年 5 月 5 日生）に相続させる。

第 3 条 遺言者は、その所有する株式会社〇〇工業の株式5,000株を、遺言者の長女東野明美（住所 東京都港区〇〇六丁目〇〇番〇〇号、服飾デザイナー、昭和45年 6 月10日生）に相続させる。

第 4 条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、上記遺言者の長男夏村一男を指定する。

- 2 遺言執行者は、遺産である預貯金について本遺言執行者のため名義変更・払戻し、解約の権限その他この遺言執行のための一切の権限を有するものとする。

本旨外要件

住 所 秋田県秋田市〇〇二丁目〇〇番〇〇号

職 業 会社役員

遺言者

夏 村 太 郎

昭和15年3月20日生

上記の者は、印鑑証明書の提出により、その人違いのないことを証明させた。

住 所 秋田県秋田市〇〇四丁目〇〇番〇〇号

職 業 司法書士

証 人

冬 田 一 郎

昭和25年8月25日生

住 所 秋田県秋田市〇〇字〇〇3番地〇〇

職 業 司法書士事務所事務員

証 人

春 野 次 郎

昭和40年12月1日生

本遺言証書は、本職においてこれを遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確なことを承認し、各自次に署名押印する。

遺言者

夏 村 太 郎 (署名) 印

証 人

冬 田 一 郎 (署名) 印

証 人

春 野 次 郎 (署名) 印

この遺言証書は、民法第969条第1号ないし第4号に掲げる方式に従って作成したものである。よって同条第5号の規定によりこれを付記して本職次に署名押印する。

秋田県秋田市大町三丁目5番8号 秋田日本信販ビル3階

秋田地方法務局所属

公 証 人 署

名

印

資料 9

文部大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件

現 行	改 正 前
文部大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）に定めるもののうち、下記に掲げるものとする。	文部大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類は、下記に掲げるものとする。
1 農業	1 物品販売業（動植物その他普通
2 林業	に物品といわないものの販売業を
3 漁業	含む。）
4 鉱業	2 物品貸付業（動植物その他普通
5 建設業	に物品といわないものの貸付業を
6 製造業	含む。）
（「武器製造業」を除く。）	3 製造業（物品の加工修理業を含
7 電気・ガス・熱供給・水道業	む。）
8 運輸・通信業	4 無線通信放送事業
9 卸売・小売業、飲食店	5 運送業（運送取扱業を含む。）
（「その他の飲食店」を除く。）	6 倉庫業（物品の寄託を受け、こ
10 金融・保険業（「保険媒介代理	れを保管する業を含む。）
業」及び「保険サービス業」に限	7 請負業
る。）	8 印刷業
11 不動産業（「建物売買業、土地	9 出版業
売業」を除く。）	10 新聞業
12 サービス業	11 写真業
（「遊戯場」を除く。）	12 競技場、集会場等の貸付業
	13 旅館業
	14 飲食店業
	15 代理業
	16 公衆浴場業
	17 理容業
	18 農業
	19 畜産業（農業に附随して行うも
	の及び主として土地を利用して行
	うものを除く。）
	20 養蜂業
	21 林業
	22 新炭製造業
	23 水産業
	24 鉱業
	25 砂鉱業
	26 土石採取業
	27 医業
	28 歯科医業
	29 薬剤師業
	30 助産婦業
	31 獣医業
	32 装蹄士業
	33 設計監督士業
	34 クリーニング業（洗濯洗張業を
	含む。）

参考文献及資料提供者

- 1 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会、秋田県福祉生活サポートセンター
佐藤様
- 2 資料1、1の2、資料2 同上提供
- 3 資料3 秋田家庭裁判所から提供
- 4 資料4 同上
- 5 資料5 同上
- 6 資料6 公証人高橋章氏作成
- 7 任意後見制度並びに遺言について、同上
- 8 資料7の1、7の2 筆者作成
- 9 資料8 遺言公正証書作成手続 公証人高橋章氏作成
- 10 資料9 I T検索

書 評

『協和町行政50年のあゆみ』（2005）

稲 雄 次

大曲仙北地域 8 市町村は平成の大合併により大仙市として発足することになった。この節目は、協和町にとって、仙北郡の荒川村、峯吉川村、淀川村、河辺郡船岡村の 4 村が合併して協和村（町）となってから50周年目に当たるものであった。この転換期に、協和町として、『協和町議会50年のあゆみ⁽¹⁾』と、『協和町行政50年のあゆみ』を編纂して発刊することとし、それを協和町のピリオドとスタートとにしたのである。平成の大合併の大合唱のなかで、本書は、後世に残る地域行政のあゆみを実証的に語ってくれている。

議会史⁽²⁾というものは多少見られるが、行政史というものは、あまり例がないものである。協和町の行政史は以下のような構成になっている。

第 1 編行政50年の概況

第 1 章合併から町制施行へ

第 1 節合併の経緯―新村名協和とは

第 2 節役場事務事始め―旧村債務の継承

第 3 節時代の推移と協和行政50年の歩み

第 4 節関係法令に基づく各種振興計画―過疎対策事業

第 5 節町の記念日―記念式典

第 6 節町制施行―町となるための条件

第 2 章主な出来事

第 1 節財政再建団体指定―再建団体からの脱却

第2節災害—自然災害

第3節中学校統合

第4節変わりゆく農村—食料危機から食料緩和へ、人口流出と出稼ぎ問題

第5節社会福祉の充実—国民皆年金

第2編行政各論

第1章行政・財政

第1節行政—行政事務改善と行政改革

第2節選挙—地方自治の原点・民主主義の学校

第3節財政—地方交付税とは

第4節税務・会計—町税収入状況と納税組合

第5節平成の合併—市町村合併の経過

第2章人口と世帯

第1節人口と世帯・人口動態—自然動態と社会動態

第2節産業構造別就業人口—就業構造の推移

第3章土木・建設

第1節治山・治水

第2節道路・河川の整備—高速道路と河川整備

第3節除雪

第4節公営住宅—町営住宅

第4章消防・福祉

第1節消防—協和町消防団

第2節災害と災害の防止—自然災害

第3節保育所

第4節交通安全—交通事故ゼロをめざして

第5節福祉

第6節国民年金

第7節民生・児童福祉

第8節国保事業の動向―財務状況

第9節介護保険

第10節社会福祉施設

第11節特別養護老人ホーム―峰山荘

第12節社会福祉協議会

第5章保健衛生

第1節出生

第2節死亡―自殺者

第3節各種検（健）診状況

第4節疾病の分類

第5節国保疾病統計の年次推移

第6節国保保健事業

第7節医療・保健施設―協和町保健センター・水沢・荒川・沢内・
小種診療所

第6章生活環境

第1節水道

第2節環境衛生―下水道ゴミ処理し尿処理

第7章農業委員会

第1節農地の移動

第2節農業者年金

第3節出稼ぎ

第8章農林水産業

第1節農政のあゆみ―食管法廃止と新食糧法

第2節土地改良事業と集落農場化

第3節主な野菜・葉たばこの生産状況

第4節農業経営・農業収入

第5節農村の状況―農家人口・就業人口

第6節畜産―乳用牛・肉用牛

第7節内水面漁業

第8節林業—木材加工

第9節入会林野

第10節町有林の概要

第11節治山治水事業

第9章観光・商工業

第1節観光—誘致

第2節観光・教育文化施設—協和スキー、モーターサイクル、マイ
ンロード、物部記念館、オートキャンプ、わんぱくの森、まほろ
ば唐松、大盛館

第3節商工業のあゆみと誘致企業

第4節鉱山—宮田又鉱山・畑鉱山

第5節町民所得額の推移

第10章学校教育

第1節地方教育委員会の成立

第2節教育行政のあらまし

第3節教育財政

第4節教育施設と児童生徒数の推移

第5節学校教育指導の重点の推移

第6節学習指導要領とその改訂

第7節中学生の進路

第8節学校給食

第11章社会教育

第1節社会教育

第2節社会体育

第3節社会教育関係団体の育成

第4節社会教育施設

第5節町史・ほか調査報告書

第6節文化財

第12章公民館

第1節公民館機構の推移

第2節公民館活動—仙人大学、きょうわ祭、自治公民館

第3節協和町公民館の沿革

第4節町民センター

第5節町立図書館

第13章協和町の町勢

第1節町勢の現況

第3編規則、人事、報酬等

第1章協和町（村）規則一覧

第2章人事

歴代町（村）長、歴代助役、歴代収入役、歴代教育長、歴代農業委員、歴代教育委員、特別職の職員で非常勤の職員、協和町消防団幹部、民生委員、民童委員

第3章報酬等

4役の報酬の推移、議会議員の報酬の推移、職員の平均給料の推移、協和町職員給与ラスパイレス指数（行1）、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償、職員数の推移、平成16年度協和町職員定数・職員状況調

第4章叙勲

年表協和町（村）50年のあゆみ

あとがき、参考文献、表・図索引、執筆分担一覧、編纂関係者一覧

協和町の行政のはじめは、戦後経済の復興と行政秩序の確立にあった。それは新憲法を基盤とする地方自治制度の確立がねらいであった。さらに、地方自治体の適正規模と財政的確立が急務とされた。新村建設は理想的热情と地域住民の力の結晶ともいえるだろう。

しかし、協和町行政史を見れば、その裏側が見えてくる。昭和30年に協和村が新村として目指したものは、農業を中心とした村づくりであった。一時、4旧村からの負債の引継ぎで財政再建団体になった。だが、高度経済成長のおかげで財政事情は好転した。それがオイルショック以後に日米貿易摩擦、農業と他産業との所得の格差、農業人口の流出、過疎・少子高齢化が町に進行していった。その結果、政府は公共投資、市町村は公共事業を行っていき、市町村は公共施設、下水道、観光、教育、福祉などを整備して財政負担が多くなった。さらに、負債を抱えるまでになって赤字団体に陥落してしまった。

第2編の行政各論を見ればいかに行政の多様さと、その肥大さが窺える。

古典的経済政策では、公共投資が経済を活性化させるというが、それはおおちがいで、逆に自治体の赤字を多くすることになってしまうのである。その原因は政府の責任もさることながら、国民の飽くことのない政治への欲望・要求にある。無節操な行政需要の結果は、財政危機と環境破壊を招いて、人口減の少子高齢化社会となり、さらに、地球温暖化に見られる環境破壊によって生活まで脅かされそうになっているのが現状である。

編者が語るように、今後の行政の課題は、財政問題であり、地域住民からの欲望の肥大を抑えて、いかに、今、生きていることに充足するかという「^{たり}足るを知る^し」という意識と価値観にあると結んでいる。そして、平成の大合併が単なる寄合所帯にならないようにと、自治体住民をはじめ、首長、議員、公務員に強く警鐘を打ち鳴らしている。行政にかかわりのある方の一読を薦めたい。さらに、本書は縮図的ではあるが、前記のように歴史観が明確であり、自治行政史の佳作であるといえよう。

註(1)『協和町議会合併50周年記念史協和町議会50年のあゆみ』(平成17年・協和町議会)としている。42頁の口絵と706頁の本文がある。

(2) 秋田県内の議会史には次のようなものがある。『秋田県議会史』(秋田県議会事務局編・発行) 1巻が昭和54年、2巻が昭和59年、3巻が平成元年、4巻が平成5年である。A 5判で、各々1114頁、1723頁、1710頁、1619頁

である。それに『秋田県議会100年のあゆみ』（秋田県議会事務局編・発行）が、昭和53年に先行編集として発行されている。これはA 5判で153頁である。『本荘市議会誌』（本荘市元議会議員同友会編・発行）第3部が平成元年発行の「議会日誌」、第2部が（上）平成2年発行（下）平成3年発行の「請願・陳情書類」、第1部が（上）が平成5年発行、（下）が平成6年発行の「質問要旨集」である。さらに、『本荘市昭和の議会誌』（本荘市元議会議員同友会編・発行）があり、変形A 4判132頁、平成2年発行である。しかし、秋田県内での議会史の歴史は久しい。昭和56年の『田沢湖町議会25年のあゆみ』（田沢湖町議会編・発行）があり、A 5判170頁がその嚆矢である。続いて、昭和60年4月の中仙町議会『30年のあゆみ』A 5判152頁と同年8月の角館町議会『議会30年史』B 5判491頁、さらに、平成4年の神岡町議会の『神岡町議会史』B 5判450頁である。そして平成の大合併でなくなる平成17年3月に、南外村議会は『議会50年のあゆみ昭和30年～平成16年』変形A 4判182頁を、中仙町議会は『立町50年記念中仙町議会史』A 4判182頁を、西仙北町議会は『西仙北町議会50年のあゆみ』B 5判184頁を刊行している。

第 43 号 目 次

論説

- 「現代日本語をめぐる報道界の
『権力』と辞書の『権威』」……………和 田 寛 伸 (1)
- 株券等不発行制度の導入のための
商法等改正法の概要(1) ……………道 端 忠 孝 (53)

研究ノート

- 秋田市における交通バリアフリー基本構想の策定について…渡 部 毅 (78)
- 官房学から現代財政学への途 ……………川 又 祐 (99)

翻訳

- ポール・ピアソン
「収獲増、経路依存および政治研究」……………吉 野 篤 (122)

資料

- 図説・日本法制史 ……………稲 雄 次 (212)(1)

第 44 号 目 次

論説

- 「責任」の構造 ―償いと義務の枠組み―……………和 田 寛 伸 (1)
- 生存権について ―判例からの検討―……………中 川 修 一 (60)
- 虚偽を含む申告と自首の成否 ……………中 村 雄 一 (93)
- 企画旅行契約の法的性質について ……………道 端 忠 孝 (122)
- 個人情報保護関連五法の制定と秋田県条例の改正 ……………渡 部 毅 (136)

書評

- 伊藤正
『維新史資料西郷隆盛と秋田戊辰戦争』(2003年刊)……………稲 雄 次 (157)

執 筆 者

渡 部	毅	秋田経済法科大学助教授
道 端	忠 孝	秋田経済法科大学教授
吉 野	篤	秋田経済法科大学教授
古 田	重 明	秋田経済法科大学教授
稲	雄 次	秋田経済法科大学教授

平成17年11月30日印刷
平成17年11月30日発行

秋 田 法 学 第45号

秋田市下北手桜字守沢46—1

編集兼 秋田経済法科大学
発行人 総合研究センター法学研究所

秋田市旭北錦町3番50号

印刷人 株式会社 三 戸 印 刷 所
電話 018—823—5351

秋田市下北手桜字守沢46—1
秋田経済法科大学内

発行所 秋田経済法科大学
総合研究センター法学研究所
電話 018—836—4531

AKITA HOGAKU

LAW REVIEW OF AKITA KEIZAIHOKA UNIVERSITY

No. 45 December. 2005

CONTENTS

Articles

- Personal Information Protection
in Epidemiological Studies*Takeshi Watanabe* ... 1

Note

- The Compliance and the Corporate
Social Responsibility*Tadayoshi Michihata* ... 23
- The Political Philosophy of British Idealism ...*Atsushi Yoshino* ... 39
- Support of Oldage and Property Control*Shigeaki Furuta* ... 77

Book Review

- Kyowa-Machi Gyousei 50-nen no Ayumi
(An Administrative History of Kyowa-Machi)*Yuji Ine* ... 121

published by

Institute of law

Akita Keizaihoka University General Research Center